

# 日本国債ガイドブック 2006



## はじめに

国債（Japanese Government Bond, JGB）は、国が、資金を調達するために発行し、利子の支払いや元本の償還を行う債券です。また、国債は市場で取引され、金融商品として高い信用性や流動性を持ち、我が国の金融・証券市場の中核商品として重要な役割を担っています。

我が国は、近年、国債の大量発行が続き、その残高も巨額となっています。この状況の下で、確実かつ円滑な国債の発行や、中長期的な調達コストの抑制を図るため、国債管理政策がこれまで以上に重要な課題となってきています。

本書では、国債の種類や発行の方法、制度などについて、できる限りわかりやすく紹介する一方で、国債管理政策の考え方やその手法、今後の課題についてもあわせて説明するように努めました。

また、巻末には国債に関する資料集を掲載していますので、ご活用ください。

## 目次

<b>I. 国債管理政策の目標</b> .....	4
1. 国債管理政策の重要性 .....	4
2. 国債管理政策における近年の取組と今後の課題 .....	4
2-1. 買入消却による国債残高の圧縮・「平成20年度問題」の解決 .....	4
2-2. 市場のニーズ・動向などを踏まえた国債発行計画の策定 .....	4
2-3. 国債市場の効率性向上 .....	5
2-4. 国債市場の流動性維持・向上、適切な債務管理 .....	5
2-5. 商品性・保有者層の多様化 .....	6
2-6. 市場との対話等 .....	6
【BOX1 平成18年度国債発行の概要】 .....	7
【BOX2 国債発行額の推移】 .....	8
<b>II. 国債の発行</b> .....	9
1. 国債の種類 .....	9
【BOX3 個人向け国債】 .....	12
【BOX4 物価連動国債の商品性】 .....	13
【BOX5 物価連動国債の会計処理】 .....	14
2. 発行方式 .....	15
2-1. 市中発行方式 [126.2兆円] .....	15
【BOX6 「国債市場特別参加者」制度】 .....	18
【BOX7 シ団引受の歴史】 .....	19
2-2. 公的部門発行方式 [34.9兆円] .....	19
3. 市場との対話等 .....	20
3-1. 国の債務管理の在り方に関する懇談会 .....	20
3-2. 国債市場特別参加者会合 .....	21
3-3. 国債投資家懇談会 .....	21
3-4. 債務管理レポート .....	22
3-5. 国債に係る海外説明会（海外IR） .....	22
【BOX8 国債に係る海外説明会（海外IR）】 .....	23
<b>III. 国債の流通</b> .....	24
1. 国債の流通市場の仕組み .....	24
1-1. 取引所取引と店頭取引 .....	25
1-2. 決済期間 .....	25
1-3. 国債の取引と資金決済 .....	25
1-4. WI取引 .....	26
1-5. 市場慣行の整備 .....	26
2. 債券先物取引及び債券貸借取引等 .....	27
2-1. 債券先物取引 .....	27
2-2. 債券貸借取引と債券現先取引 .....	28
2-3. ストリップス債 .....	29

<b>IV. 国債に係る諸制度</b> .....	30
1. 国債に係る法制度 .....	30
1-1. 起債根拠法 .....	30
1-2. その他の法律 .....	31
2. 決済制度 .....	32
3. 税制 .....	33
3-1. 個人（居住者）及び内国法人 .....	33
3-2. 非居住者・外国法人 .....	33
4. 債務管理制度 .....	35
4-1. 減債の仕組み .....	35
4-2. 買入消却 .....	39
4-3. 金利スワップ取引 .....	40
【BOX9 「平成20年度問題」の解決】 .....	41
5. 国債の事務 .....	43
5-1. 日本銀行の国債取扱事務 .....	43
5-2. 日銀ネット国債系システム .....	43
6. その他の債券・債務及び政府保証債務 .....	44
6-1. 政府短期証券 .....	44
6-2. 交付国債 .....	44
6-3. 出資・拠出国債 .....	44
6-4. 日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債 .....	45
6-5. 借入金 .....	45
6-6. 政府保証債務 .....	46
<b>V. 資料集</b> .....	49
1. 平成18年度国債・政府保証債の発行予定額 .....	49
2. 国債発行の仕組み .....	50
3. 国債発行額等の推移 .....	52
4. 戦後の国債管理政策の推移 .....	53
5. 国債発行額（市中消化分）の推移 .....	54
6. 普通国債償還年次表 .....	55
7. 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高の推移 .....	56
8. 普通国債残高の残存期間別内訳 .....	57
9. 政府短期証券の入札結果 .....	58
10. 国債の年限別入札結果 .....	59
11. 個人向け国債の販売状況 .....	65
12. 国債の所有者別内訳 .....	66
13. 長期金利の推移 .....	66
14. 非居住者等の非課税制度 .....	67
15. 起債根拠法等条文集 .....	72

# I. 国債管理政策の目標

まず、国債管理政策の基本的考え方とはどのようなものであり、どのような政策が行われているかについて概観します。

## 1. 国債管理政策の重要性

国債管理政策とは、国債発行当局の立場からは、一般的に、国債の発行、消化、流通及び償還の各方面にわたって行われるいろいろな政策を総称したものと位置付けられます。

現在、我が国の財政は過去に例をみない厳しい状況にあり、今後も大量に国債を発行していくことが見込まれています。円滑な財政運営を行っていくためには、国債発行当局として、確実かつ低コストの財政資金を調達することを目的とした、国債管理政策を適切に運営していく必要があります。

今後の国債管理政策の運営に当たっては、国債の大量発行下における安定消化の確保、国債市場の流動性の維持・向上、多額の既発国債の適切な管理などの課題に対応するための様々な政策に総合的に取り組んでいくことが重要です。

## 2. 国債管理政策における近年の取組と今後の課題

国債管理政策の基本的な目標は、①財政運営のための資金調達手段である国債を確実かつ円滑に発行することと、②中長期的な調達コストを抑制し国民の負担を極力軽減することにあります。

この目標のために、国債発行当局は様々な政策に取り組んできました。以下では最近の施策を紹介しますが、より詳しい内容については、IIからIVをご参照ください。

### 2-1. 買入消却による国債残高の圧縮・「平成20年度問題」の解決

現下の厳しい財政状況を考慮し、特別会計改革や国債残高累増の抑制といった観点から、平成18年度において臨時緊急的措置として、財政融資資金の金利変動準備金のうち12兆円が国債整理基金に繰り入れられることとなりました。

この繰入金を原資として、既に発行された国債の買入消却を行うことにより、国債残高を圧縮します。その際、買入先及び買入額を、市中から約1兆円、日本銀行から約5.5兆円、財政融資資金から約5.5兆円とし、このうち日本銀行及び財政融資資金からの買入消却の対象を平成20年度までに償還される国債とします。

これにより、また、今までの国債管理政策上の努力も合わさって、いわゆる「平成20年度問題」は解決されることとなりました（【BOX9】参照）。

### 2-2. 市場のニーズ・動向などを踏まえた国債発行計画の策定

#### ① 基本的考え方

毎年12月下旬に、翌年度の国債発行予定額について、年限別の発行額や発行総額などを示した国債発行計画を発表しています。この国債発行計画の策定に当たっては、市場関係者との意見交換などを通じ、市場のニーズ・動向などを十分に踏まえつつ、金利変動リスク・借換リスクと調達コストとの関係や将来の償還状況などを考慮した上で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいてバランスのとれた発行額を設定するようにしています。

また、年度途中でも、投資家等の意見を踏まえて、増発の要望の強い年限の増額を行うなど、市場のニーズ・動向に応じた国債発行を行っています。

なお、日々の国債の発行業務に当たっては、入札スケジュールを3ヶ月先まで定期的に公表するなど、市場の予見可能性の確保に努めています。

## ② 平成18年度の対応

平成18年度国債発行計画においては、新規財源債の発行額が30兆円を下回ったこと等により、国債発行額は約165兆円と前年度（当初）より約4兆円減額されました。また、カレンダーベース市中発行額は118.0兆円となり、こちらも前年度（当初）を下回りました。

年限別発行額については、投資家等からのニーズの強い20年債を増額する一方、市場の状況や投資家のニーズ等を勘案し、15年変動利付債及び短期国債を減額することとしました。

また、平成18年4月には、投資家のニーズ等を踏まえ、10年物価連動債及び30年債の発行予定額を増額するとともに、15年変動利付債の発行予定額をさらに減額することとしました。

## 2-3. 国債市場の効率性向上

### ① 基本的考え方

国債管理政策を円滑に運営するためには、競争的かつ効率的な国債市場を形成することが重要です。平成16年10月には、より一層市場原理に即した形で国債全体の安定消化を図る枠組みである、国債市場特別参加者制度を導入しました。

### ② 平成18年度の対応

昭和40年度の国債発行以降、国債募集引受団（シ団）は国債の安定消化の役割を果たしてきましたが、近年、市場関係者からは、国債市場の効率性の観点から問題があるとの指摘もなされてきました。

国債市場特別参加者制度の導入以降、国債の入札は引き続き順調に行われ、また、流通市場も比較的落ち着いた動きを見せるなど、同制度は導入当初に期待された効果を上げていると認められること、国の債務管理の在り方に関する懇談会、国債市場特別参加者会合、国債投資家懇談会等において、市場参加者、有識者の意見を聴取したところ、同制度の国債安定消化機能は十分機能しており、シ団を廃止しても問題ないとの見解で概ね一致を見たことから、平成18年3月末をもってシ団を廃止しました。

## 2-4. 国債市場の流動性維持・向上、適切な債務管理

### ① 基本的考え方

普通国債の残高は、平成18年度末には542兆円に上る見込みです。国債発行当局としては、この巨額な国債の流動性を確保していくとともに、それらの借換えや金利変動に係るリスクなどを把握し、適切に管理していくことが重要だと考えています。

### ② 平成18年度の対応

平成18年度より、既に発行された国債と同一の銘柄を入札により追加発行する流動性供給入札を導入し、国債の流通市場の機能向上を図ります。

また、国が償還期限前に国債を買い入れる買入消却の対象銘柄を、平成18年1月から全銘柄（個人向け国債を除く）に拡大し、国債残高の圧縮等を行っています。

さらに、異なる種類の金利（例えば変動金利と固定金利）の支払いを一定期間にわたって交換する金利スワップ取引を平成18年1月以降実施し、適切なリスク管理と中長期的な調達コストの抑制を図っています。

## 2-5. 商品性・保有者層の多様化

### ① 基本的考え方

国債の安定消化を図るため、国債の商品性の多様化等を通じ、国債の保有者層の拡大に努めています。特に、現在は諸外国と比べて相対的に低い保有割合にとどまっている、個人や海外部門の保有を促進していくことが必要だと考えています。

### ② 平成18年度の対応等

平成18年1月より新型個人向け国債（固定金利型）を発行するとともに、平成18年度発行計画において個人向け国債を増額し、個人の国債保有を一層促進します。

また、海外投資家の国債保有を促進するため、平成18年1月、第3回国債に係る海外説明会（海外IR）をアムステルダム、パリ、ロンドン、フランクフルトにて開催しました。さらに、6月下旬には第4回の説明会をシカゴ、ニューヨーク、ワシントンD.C.、ボストン、サンフランシスコ、ロサンゼルスにおいて開催します。

一方、平成18年3月30日、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」が改正され、物価連動国債についても、他の債券と同様、まず償却原価法を適用し、その上で償却原価と時価との差額を評価差額として処理すること等が可能となりました。

## 2-6. 市場との対話等

### ① 基本的考え方

こうした各種施策の実施に当たっては、引き続き、有識者や市場との対話を重視していくこととしています。

### ② 平成18年度の対応

具体的には、中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について、高い識見を有する民間人等から意見・助言を得るため、引き続き国の債務管理の在り方に関する懇談会を開催します。併せて、国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会の定期的開催を通じ、引き続き市場参加者との対話を実施します。

また、公的債務全体の現状や政策を概観する債務管理レポートを平成18年度においても引き続き発行し、国債管理政策の透明性の向上<sup>※1</sup>などを図ります。

※1 財務省のホームページには、国債などの入札予定や結果のほか、Q&A・統計に至るまで様々な情報を掲載しています。また、四半期に一度、「日本国債ニュースレター」を発行するなどしています。

## 【BOX1 平成18年度国債発行の概要】

平成17年12月20日、財務省は平成18年度国債発行計画とともに、平成18年度の国債発行の概要を公表しました。これは、平成18年度に理財局が取り組む国債管理政策をまとめたものであり、その具体的な内容は以下のとおりです。

## 平成18年度国債発行の概要

## 国債管理政策の基本的考え方

- ① 確実かつ円滑な発行 ② 中長期的な調達コストの抑制

## 買入消却による国債残高の圧縮・「20年度問題」の解決

- 財政融資資金からの繰入（12兆円）を原資とする既発国債の買入消却により、国債残高を圧縮。（市中から約1兆円、日本銀行から約5.5兆円、財政融資資金から約5.5兆円）
- 日本銀行及び財政融資資金からの買入消却の対象を20年度までに償還される国債とすることにより、従前の国債管理政策上の努力と相俟って、いわゆる「20年度問題」は解決。

## 市場のニーズ・動向等を踏まえた発行計画の策定

- 18年度の国債発行額は、約165兆円（17年度（当初）：約170兆円）。カレンダーベース市中発行額は、118.0兆円（17年度（当初）：118.6兆円）と対前年比減額。

（注）カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ定期的に額を定めて入札により発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額をいう。

- 市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、金利変動リスク・借換リスクと調達コストの関係や将来の償還状況等も考慮したうえで、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいてバランスのとれた発行額を設定。
  - ・ 投資家等からのニーズの強い20年債を増額
  - ・ 市場の状況や投資家のニーズ等を勘案し、15年変動利付債、短期国債を減額

（注）市場の状況等に応じ、期中での10年物価連動債の追加発行も検討。

- カレンダーベース市中発行額の平均年限は、17年度当初の6年9ヶ月より1ヶ月伸びて、6年10ヶ月。

## 国債市場の効率性向上

- 「国債市場特別参加者制度」の定着を受けて、昭和40年度の国債発行以降、国債の安定消化の役割を果たしてきたシ団制度を廃止。

## 国債市場の流動性維持・向上、適切な債務管理

- 国債流通市場機能の向上を図るため、流動性供給入札を導入。（残存12～15年の20年債について当面6,000億円（月1,000億円）発行予定）
- 買入消却の対象を、18年1月から全銘柄に拡大。（30年債、10年物価連動債、15年変動利付債についても、システム面等の準備が整い次第、対象に追加）
- 市中からの買入消却を、18年4月から毎月1,500億円実施。（財政融資資金からの繰入を原資とする市中からの買入消却（約1兆円）に加え、17年度のネット発行額調整を目的とした市中からの買入消却約1兆円（18年度：0.8兆円）を実施【19年3月まで】）
- 適切なリスク管理を行いつつ、中長期的な調達コストを抑制する観点から、18年1月以降金利スワップ取引（17年度：3,000億円を上限、18年度：1.2兆円を上限（想定元本ベース））を実施。

## 商品性・保有者層の多様化

- 物価連動債の流動性向上のための諸施策（レポルールの整備、譲渡対象の拡大、会計処理の見直し協議等）を実施。
- 個人の国債保有の促進を図るため、（18年1月から）新型個人向け国債（固定金利型）を発行。また、発行計画において個人向け国債を増額（18年度4.4兆円）。
- 海外投資家の国債保有の促進に資するため、国債に係る海外説明会（海外IR）（第3回：アムステルダム、パリ、ロンドン、フランクフルト【18年1月】）を実施。

## 市場との対話

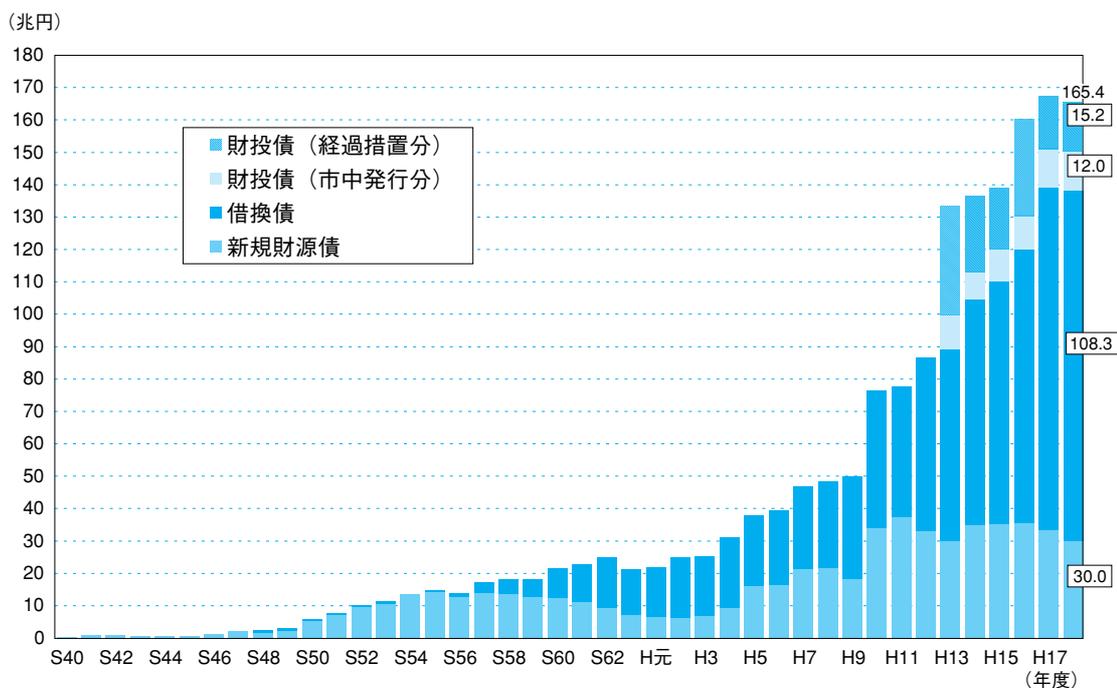
- 中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について、高い識見を有する民間人等から意見・助言を得るべく、引き続き国の債務管理の在り方に関する懇談会を開催。
- 国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会の定期的開催を通じ、引き続き市場参加者との対話を実施。
- 国債管理政策の透明性の向上等を図る観点から、公的債務全体の現状や政策を概観する債務管理レポートを18年度においても引き続き発行。

【BOX2 国債発行額の推移】

国債の発行額は、近年、増加を続けています。「国債発行額」といった場合、新規発行分である新規財源債（建設国債及び特例国債）の発行額を指すことが多いようですが、国債発行当局が発行する国債には、新規財源債だけでなく、借換国債（借換債）や財政融資資金特別会計国債（いわゆる「財投債」）が含まれます。

下図に示されるように、これら全体の国債発行額は近年著しく増加してきました。新規財源債は、平成10年度以降30兆円台で推移していましたが、平成18年度には30兆円を下回りました。また、借換債を含めた国債発行額全体は、平成10～12年度には70兆円から80兆円前半で推移し、その後、財投債の発行開始直後の平成13年度には130兆円を超え増加傾向にありましたが、平成18年度には約165兆円と前年度を下回りました。

<図表 国債発行額の推移>



## II. 国債の発行

一言で国債といっても、いろいろな種類の国債が、いろいろな方式で発行されています。ここでは、国債にはどのような種類があり、また、どのような方式で発行されているのかについて説明します。

### 1. 国債の種類

国債は、国が発行し、利子及び元本の支払い（償還）を行う債券です。短期国債を除き、利子は半年に1回支払われ、満期時に元本が償還されます。

現在発行されている国債は、短期国債（TB：Treasury Bills、6ヶ月、1年）、中期国債（2年、5年）、長期国債（10年）、超長期国債（15年変動、20年、30年）、個人向け国債（5年固定、10年変動）、物価連動国債（10年）に大別されます。

このうち短期国債は、すべて割引国債です。割引国債とは、額面金額を下回る価格で発行され、途中での利払いは行われず、満期時に額面金額で元本が償還される国債です。

一方、中期国債、長期国債、超長期国債（15年変動利付国債を除く）及び個人向け国債（5年固定）は、固定利付国債です。固定利付国債とは、満期までの半年ごとに、発行時にあらかじめ決められた利率（表面利率、クーポン・レート）で計算された利子が支払われ、満期時に額面金額で元本が償還される国債です。

15年変動利付国債、個人向け国債（10年変動）は、それぞれ一定のルールに基づき適用される利率が変動する国債です。

物価連動国債は、利率は固定されていますが、物価の動向に連動して元金額（元本）が増減し、あわせて利子も増減する国債です。

なお、過去には、これらの種類以外の国債も発行されていましたが、3年固定利付国債は昭和63年8月に、5年割引国債は平成12年9月に、4年固定利付国債は平成13年2月に、6年固定利付国債は平成13年3月に、3年割引国債は平成14年11月に、それぞれ発行されて以降は発行されていません。

&lt;図表1 国債の種類&gt;

償還期間等	短期国債(TB)	中期国債	長期国債	超長期国債
	6ヶ月、1年	2年、5年	10年	15年変動(*1)
発行形態	割引国債		利付国債	
最低額面単位	1,000万円	5万円	5万円	10万円
発行方式	公募入札 日本銀行乗換	公募入札 郵貯窓販 財投債経過措置分	公募入札 郵貯窓販 財投債経過措置分	公募入札
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式
非競争入札等	第Ⅰ非価格競争入札	非競争入札 第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	非競争入札 第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札
譲渡制限	あり(*2)	なし	なし	なし
最近の発行頻度	それぞれ月1回	それぞれ月1回	月1回	隔月(奇数月)

償還期間等	超長期国債		個人向け国債	物価連動国債
	20年	30年	5年固定、10年変動	10年
発行形態	利付国債			
最低額面単位	5万円	5万円	1万円	10万円
発行方式	公募入札 財投債経過措置分	公募入札	募集の取扱い	公募入札
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	利回り競争入札・ ダッチ方式(*3)	—	利回り競争入札・ ダッチ方式(*3)
非競争入札等	第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	第Ⅱ非価格競争入札	—	第Ⅱ非価格競争入札
譲渡制限	なし	なし	あり(*2)	あり(*2)
最近の発行頻度	月1回	年4回	それぞれ年4回	隔月(偶数月)

\*1 15年変動利付国債の適用利率は、10年固定利付国債の金利に連動し(10年固定利付国債の金利 $\alpha$ )、半年ごとに利率が変動しますが、スプレッド $\alpha$ は入札日に決定され、償還まで不変です。

\*2 TBは法人(一定の信託の受託者を含む。)のみ、個人向け国債は個人のみ、物価連動国債は一定の条件を満たす法人等のみに、それぞれ譲渡可能です。

\*3 銘柄統合(いわゆる「リオープン」)方式で発行される場合は、価格競争入札・コンベンショナル方式で入札されます。

また、国債は、我が国の法律上の発行根拠別に、建設国債、特例国債、借換債、財投債などという名称で分類されますが、国債の保有や売買に当たっては、金融商品としての差はありません。なお、法律面での国債の説明については、「IV. 国債に係る諸制度」をご参照ください。

&lt;図表2 平成18年度国債の発行予定額&gt;

## &lt;発行根拠法別発行額&gt;

(単位: 億円)

区 分	17年度当初	17年度補正後	(b)-(a)	18年度予定	(c)-(a)
	(a)	(b)		(c)	
新規財源債	343,900	334,690	▲ 9,210	299,730	▲ 44,170
建設国債	61,800	77,620	15,820	54,840	▲ 6,960
特例国債	282,100	257,070	▲ 25,030	244,890	▲ 37,210
借換債	1,038,151	1,056,245	18,094	1,082,621	44,470
財政融資特会債	313,000	282,500	▲ 30,500	272,000	▲ 41,000
市中発行分	120,000	120,000	—	120,000	—
経過措置分	193,000	162,500	▲ 30,500	152,000	▲ 41,000
合 計	1,695,051	1,673,435	▲ 21,616	1,654,351	▲ 40,700

## &lt;消化方式別発行額&gt;

(単位: 億円)

区 分	17年度当初	17年度補正後	(b)-(a)	18年度予定	(c)-(a)
	(a)	(b)		(c)	
30年債	20,000	20,000	—	20,000	—
20年債	90,000	90,000	—	103,000	13,000
15年変動利付債	96,000	94,000	▲ 2,000	91,000	▲ 5,000
10年債	228,000	228,000	—	240,000	12,000
10年物価連動債	20,000	20,000	—	20,000	—
5年債	240,000	240,000	—	252,000	12,000
2年債	204,000	204,000	—	216,000	12,000
短期国債	299,615	298,595	▲ 1,020	287,197	▲ 12,418
流動性供給入札	—	—	—	6,000	6,000
小 計	1,197,615	1,194,595	▲ 3,020	1,235,197	37,582
(参考) 前倒債発行残高増減見込み額	▲ 11,615	▲ 11,595		▲ 55,197	
カレンダーベース市中発行額	1,186,000	1,183,000	▲ 3,000	1,180,000	▲ 6,000
第II非価格競争入札	—	13,000	13,000	26,580	26,580
市中分 計	1,197,615	1,207,595	9,980	1,261,777	64,162
個人向け国債	36,000	51,000	15,000	44,000	8,000
市中分・個人向け国債 計	1,233,615	1,258,595	24,980	1,305,777	72,162
日銀乗換	230,436	214,340	▲ 16,097	165,574	▲ 64,862
財政融資資金乗換	10,000	10,000	—	—	▲ 10,000
財政融資特会債経過措置分	193,000	162,500	▲ 30,500	152,000	▲ 41,000
(郵便貯金資金)	(123,000)	(112,000)	(▲ 11,000)	(110,000)	(▲ 13,000)
(年金資金)	(52,000)	(37,000)	(▲ 15,000)	(32,000)	(▲ 20,000)
(簡易生命保険資金)	(18,000)	(13,500)	(▲ 4,500)	(10,000)	(▲ 8,000)
郵貯窓販	28,000	28,000	—	31,000	3,000
公的部門 計	461,436	414,840	▲ 46,597	348,574	▲ 112,862
合 計	1,695,051	1,673,435	▲ 21,616	1,654,351	▲ 40,700

(注1) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。

(注2) 買入消却については、平成17年度(補正後)は約3兆7,500億円(うち日銀から約2兆円、財政融資資金から約1兆円、市中から約7,500億円)、平成18年度は約12兆8,000億円(うち日銀から約5兆5,000億円、財政融資資金から約5兆5,000億円、市中から約1兆8,000億円)実施する予定である。

(注3) 金利スワップ取引については、想定元本ベースで、平成17年度は3,000億円、平成18年度は1兆2,000億円を上限とする。

(注4) カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ定期的に額を定めて入札により発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額をいう。

(注5) 平成18年度の第II非価格競争入札に係る発行予定額については、当該入札を実施する国債のカレンダーベース市中発行額の3%を計上している。

## 【BOX3 個人向け国債】

個人投資家は、現状では金融機関などに比べて国債保有の割合が小さいものの、比較的、長期安定的な国債保有者として期待できます。また、国債の個人保有を促進し、国債の保有者を多様化させることは、安定的な国債市場の形成や国債の円滑かつ確実な発行につながるものと考えられます。このような理由から、平成15年3月より個人向け国債（変動金利型10年満期）の発行を開始しました。

また、更に保有者層を多様化する観点から、変動金利型10年満期の個人向け国債に加え、平成18年1月から固定金利型5年満期の個人向け国債の発行を開始しました。2種類になった個人向け国債の商品性の概要は、下表のとおりです。

<図表 個人向け国債の商品性の比較>

	個人向け国債(変動金利型)	個人向け国債(固定金利型)
購入対象者	個人に限定	
最低額面単位	1万円	
募集の価格	額面100円につき100円	
償還期限	10年	5年
償還金額	額面100円につき100円	
金利	変動金利[年2回(半年毎に)利払い]	固定金利[年2回(半年毎に)利払い]
金利水準	基準金利-0.80% (基準金利は、利子計算期間開始時の前月に行われた10年固定利付国債の入札における平均落札利回り)	基準金利-0.05% (基準金利は、募集期間開始時の直前に行われた5年固定利付国債の入札における平均落札利回り)
中途換金	第2期利子支払期(発行から1年経過)以降であれば、いつでも中途換金可能。	第4期利子支払期(発行から2年経過)以降であれば、いつでも中途換金可能。
	口座名義人が死亡した場合又は大規模な自然災害により被害を受けた場合は、上記各利子支払期限前であっても中途換金することが可能。	
中途換金時の買取金額	額面金額 + 経過利子相当額 - 直前2回分の利子(税引前)相当額	額面金額 + 経過利子相当額 - 4回分の利子(税引前)相当額

個人向け国債の発行は、毎年度4回を予定しており、それぞれの募集開始日は、3月、6月、9月、12月の上旬から中旬で、発行日は、4月、7月、10月、1月の各15日を予定しています。

個人向け国債は、証券会社、銀行等の金融機関及び郵便局で購入することができます(ただし、金融機関によっては、取り扱っていない場合もあります)。なお、個人向け国債は、ペーパーレスで発行され、金融機関又は郵便局に開設された国債専用の口座で管理されることになります。

詳しい情報は、金融機関等で配布しているパンフレットや、財務省ホームページ「『個人向け国債』のご案内」(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/kojinmuke/index.html>)などでもご覧いただけます。さらに、財務省ホームページ上でメールアドレスを登録するだけで個人向け国債の最新情報(募集や金利更改などに関する情報)を電子メールで配信する「個人向け国債お知らせメール」サービスを実施しています。

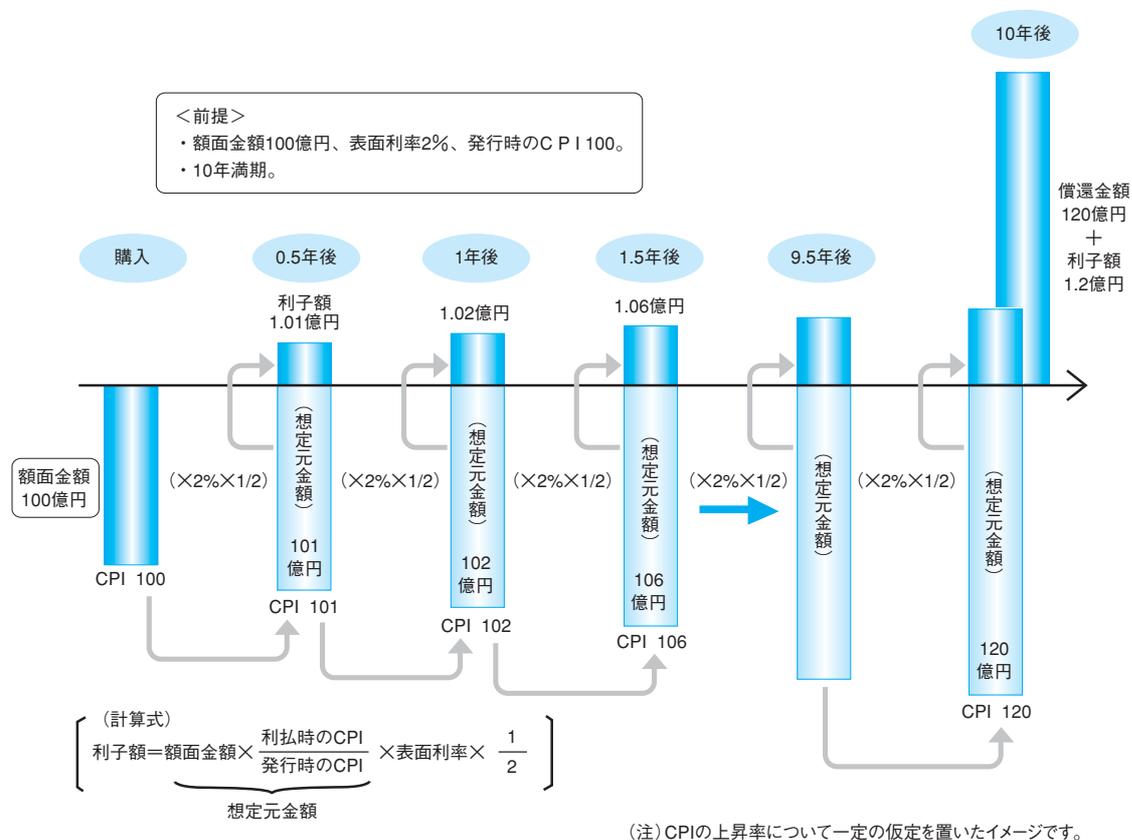
【BOX4 物価連動国債の商品性】

物価連動国債は、元金額（元本）が物価の動向に連動して増減する国債です。将来のインフレ・リスクを回避したい投資家のニーズに応えるとともに、市場の期待インフレ率を把握する手段にもなり得るものとして、平成16年3月から発行を開始しました。

通常の固定利付国債が、発行時の元金額が償還時まで変化せず、年2回の利払いにおいて利子の額も一定であるのに対して、物価連動国債は、元金額が物価の動向に連動して増減するため、発行後に物価が上昇（下落）すれば、その上昇率（下落率）に応じて元金額が増加（減少）し、償還時には増減後の元金額（想定元金額）で償還されます。また、利子の額も、各利払時の想定元金額にあらかじめ固定された利率（表面利率）を乗じて算出されるため、物価の上昇（下落）によって変化することになります。

想定元金額は、額面金額に連動係数を乗じて算出されます。連動係数とは、想定元金額の算出日における適用指数（CPI、全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数）を発行時（発行日の属する月の10日）の適用指数で除した係数で、発行時からの物価の変動を表すものです。

<図表 物価連動国債のイメージ図>



**【BOX5 物価連動国債の会計処理】**

従来、物価連動国債は、組込デリバティブ（物価連動分）のリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少する可能性があることから、

- ・原則として、組込対象である金融資産とは区別して時価評価し評価差額を当期の損益に計上し、
- ・組込デリバティブを合理的に区別して測定することができない場合には、物価連動国債全体を時価評価し評価差額を当期の損益に計上する

という会計処理が求められていました。

市場では当該会計処理により投資家の購入意欲が阻害されている等の意見があり、財務省は、市場関係者等から当該会計処理の見直し要望があったことを踏まえ、平成17年8月、会計基準を設定している財務会計基準機構に対し当該会計処理の見直しについて要望を行いました。

その後、財務会計基準機構の企業会計基準委員会において、海外の基準における物価連動国債の取扱いや、会計基準等の見直しを行った場合の他の商品への影響等の問題について検討が行われ、平成18年3月28日の企業会計基準委員会において「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」の適用指針が承認されました。

新しく承認された「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」の適用指針においては、

- ・「現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にある組込デリバティブについて、区分して時価評価するかどうかは、当初元本に及ぶ可能性の程度を評価して判断するもの」とされ、
- ・物価連動国債については、「これまでの消費者物価指数の動向等を踏まえると、一般に、組み込みデリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる」ため、「区分処理しないことができること」とされました。
- ・また、区分処理しない場合の会計処理としては、「他の債券と同様に、まず償却原価法を適用し、その上で償却原価と時価との差額を評価差額として処理する」こととされ、利息法又は定額法その他、期末時点における想定元金額を当期末の償却原価とみなす方法、いわゆる簡便法も認められています。
- ・その適用時期については、「平成18年4月1日以後開始する事業年度から開始する。ただし、平成18年3月31日以後終了する事業年度から適用することができる」とされています。

詳しい情報は財務会計基準機構ホームページ（<http://www.asb.or.jp/>）をご覧ください。

## 2. 発行方式

国債の発行の方式は、市中発行方式と公的部門発行方式に大別されます。

説明に当たり、それぞれの発行方式における平成18年度国債発行予定額を [ ] 書きで示しています。

### 2-1. 市中発行方式 [126.2兆円]

国債の市中発行に当たっては、公募入札を基本として、市場実勢を反映した条件設定が行われています。

#### ① 価格（利回り）競争入札

価格（利回り）競争入札とは、財務省が提示した発行条件（発行予定額、償還期限、表面利率（クーポン・レート）など）に対して、入札参加者が、落札希望価格（又は利回り）と落札希望額を入札し、その入札状況に基づいて発行価格と発行額を決定する入札方式です。

価格（利回り）競争入札では、価格の高いもの（又は利回りの低いもの）から順に、原則として予定額に達するまでの額が落札されます。その際、我が国では、発行する国債の種類によって、各落札者自らが入札した価格（又は利回り）が発行条件となるコンベンショナル方式と、各落札者自らの入札価格（又は利回り）にかかわらず均一の発行条件（募入最低価格／募入最高利回り）となるダッチ方式を使い分けています<sup>※2</sup>。

また、国債の流動性を高めるなどの目的で、平成13年3月より、即時銘柄統合（即時リオープン）方式が導入されています。これは、新たに発行する国債の元利払日と表面利率が、既に発行した国債と同一であるため、当該既発債と同一銘柄の国債として追加発行（リオープン）することとした際、この新たに発行する国債を発行した時点から、当該既発債と同一銘柄として取り扱う方式です。なお、即時リオープン方式の導入に伴い、新たに発行される国債についても経過利子<sup>※3</sup>が発生するようになりました。

さらに、平成18年4月からは流動性供給入札が導入されました。これは、国債流通市場の流動性の維持・向上を図ることを目的として、流動性の不足している銘柄を追加発行するものです。その実施については、市場関係者のニーズ等を踏まえ国債市場特別参加者会合等において議論を進めてきたところですが、平成18年度より導入することとしました。平成18年度に行う流動性供給入札の詳細は次ページの図表をご参照下さい。

※2 30年債、10年物価連動債で利回り競争入札・ダッチ方式を採用している以外は、価格競争入札・コンベンショナル方式を採用しています。

※3 国債を購入した場合、初回の利払いについても6ヶ月分の利子が支払われますが、購入から初回の利子支払日までの期間が必ずしも6ヶ月間とは限らないため、受け取る利子の額を実際の保有期間に見合ったものに調整する必要が生じます。つまり、経過利子とは、国債を保有していなかった期間（6ヶ月―実際の保有期間）の利子に相当する額のことです。国債の購入時に購入者が支払う調整額です。

&lt;図表3 流動性供給入札の概要&gt;

対象銘柄	20年債のうち、残存12年～15年の銘柄（第38回から第54回債）を対象とする。 なお、流動性供給入札の都度、市場の状況等を勘案の上、幾つかの銘柄を除外してオファーをすることがある。
実施予定額	平成18年度（4月～9月）：毎月1,000億円程度 なお、平成18年度下期（10月以降）については、別途検討するものとする。
入札参加者	国債市場特別参加者（財務大臣が、入札への参加を認めることが適当でないと認め、入札参加者から除外した者を除く）
追加発行銘柄・追加発行額の公表	追加発行銘柄及び銘柄ごとの追加発行額については、入札日の17時に公表する。
その他	オファー、応札締切り及び入札結果の通知・公表の時刻については、従来の利付国債入札と同様に行うものとする。

## ② 非競争入札

2年・5年・10年固定利付国債については、入札額が小さくなる傾向がある中小入札参加者に配慮し、非競争入札が行われています。非競争入札とは、価格競争入札と同時に応募が行われ、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。入札者は、価格競争入札または非競争入札のいずれか一方に限り応募することができます。

発行限度額は発行予定額の10%であり、応募限度額は、各入札参加者（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫は除きます。）につき10億円です。

## ③ 第Ⅰ非価格競争入札及び第Ⅱ非価格競争入札

第Ⅰ非価格競争入札は、価格競争入札と同時に応募が行われ、発行予定額のうち10%を発行限度額とし、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の落札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額まで応札・落札できます。

第Ⅱ非価格競争入札は、価格競争入札における加重平均価格（利回り競争入札の場合は発行価格）を発行価格とする、価格（利回り）競争入札の結果公表後に行われる入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、価格（利回り）競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札における当該参加者の落札額の合計の10%に相当する額まで応札・落札できます。

&lt;図表4 国債の種類別発行予定額等（カレンダーベース市中発行額）&gt;

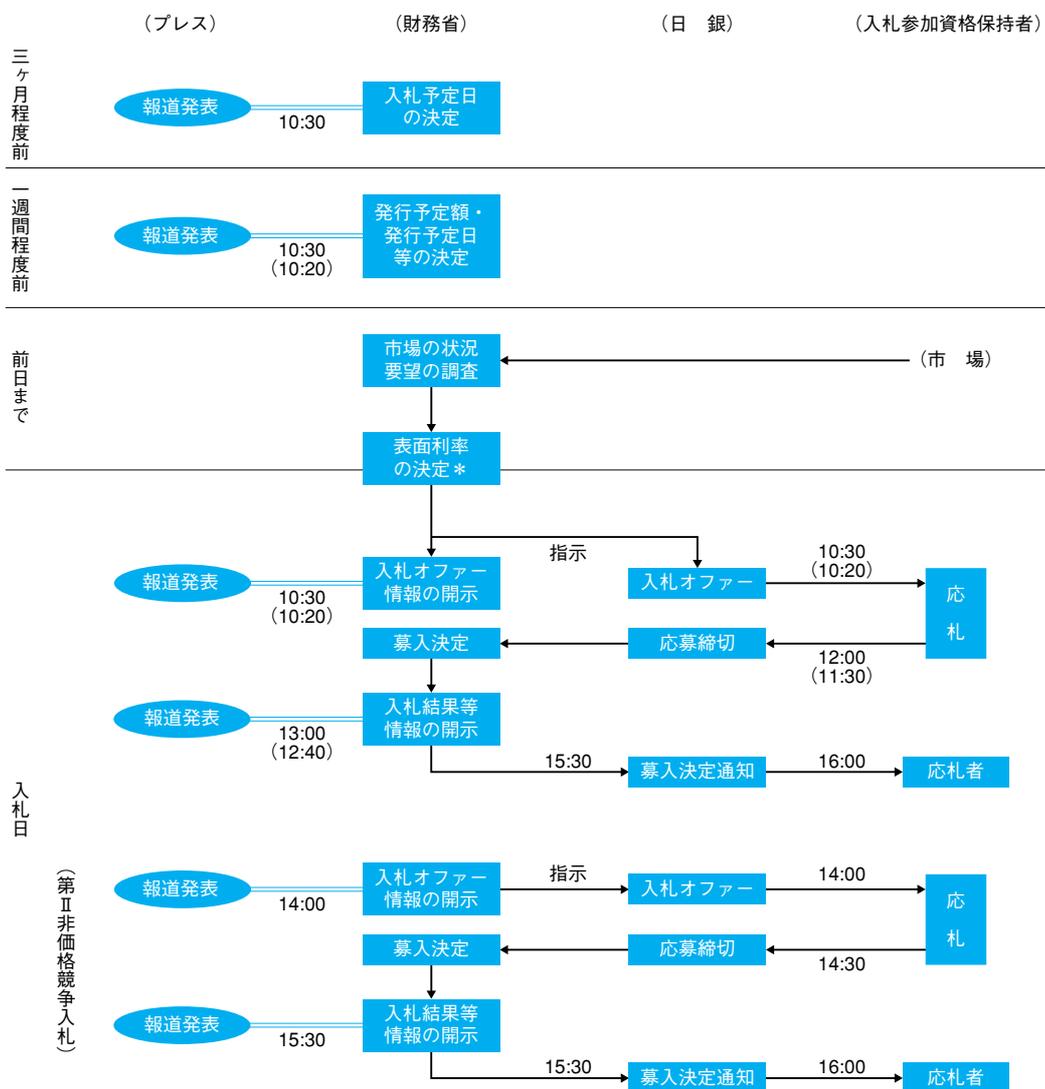
	18年度（当初）		18年度（変更後）	
30年債	0.5兆円 × 年4回	2.0兆円	0.5兆円 × 年1回（4月） 0.6兆円 × 年3回（7、10、1月）	2.3兆円
20年債	0.8兆円 × 年12回	9.6兆円	0.8兆円 × 年12回	9.3兆円
10年債	1.9兆円 × 年12回	22.8兆円	0.9兆円 × 年12回	22.8兆円
5年債	2.0兆円 × 年12回	24.0兆円	2.0兆円 × 年12回	24.0兆円
2年債	1.7兆円 × 年12回	20.4兆円	1.7兆円 × 年12回	20.4兆円
TB1年	1.4兆円 × 年12回	16.8兆円	1.4兆円 × 年12回	16.8兆円
TB6か月	2.0兆円 × 年6回	12.0兆円	2.0兆円 × 年6回	12.0兆円
15年変動利付債	1.3兆円 × 年6回	7.8兆円	1.1兆円 × 年6回（5、7、9、11、1、3月）	6.6兆円
10年物価連動債	0.5兆円 × 年4回	2.0兆円	0.5兆円 × 年5回（6、8、10、12、2月）	2.5兆円
流動性供給入札	0.1兆円 × 年6回	0.6兆円	0.1兆円 × 年6回	0.6兆円
市中発行分計	118.0兆円		117.6兆円	

(注1) 上記に加えて、30年債、20年債、10年債、5年債、2年債、15年変動利付債及び10年物価連動債については、価格競争入札後に実施される国債市場特別参加者向けの第Ⅱ非価格競争入札による発行が行われる（価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札における各特別参加者の落札額の10%を上限）。

(注2) 流動性供給入札は、20年債の残存12年～15年（第38回債～第54回債）を対象銘柄として実施する予定。

(注3) カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ定期的に額を定めて入札により発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額をいう。

<図表5 公募入札による国債発行手順>



\* TB、FBを除く。また、イールド・ダッチ方式で入札する国債については、入札結果に基づき事後的に決定される。  
 (注1) ( ) 書きはTB及びFBの場合。  
 (注2) 第Ⅱ非価格競争入札は、TB及びFBの入札では行っていない。

## 【BOX6 国債市場特別参加者制度】

国債の大量発行が今後も続くと思込まれる中、欧米主要国において、一般に、国債の安定消化促進、国債市場の流動性維持・向上などを図る仕組みとして導入されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」を参考とした「国債市場特別参加者制度」が、わが国においても平成16年10月以降、導入されました。この制度は、国債入札への積極的な参加など、国債管理政策上重要な責任を果たす一定の入札参加者に対して、国債発行当局が特別な資格を付与するものであり、その概要は以下のとおりです。

### 国債市場特別参加者制度の概要

#### (1) 目的

国債市場において重要な役割を果たし、特別な資格及び責任を伴い国債管理政策の策定・遂行に協力する「国債市場特別参加者」及び財務省等により、国債の安定的な消化の促進、国債市場の流動性の維持・向上等を図る。

#### (2) 特別参加者の責任

- ① 応札責任：全ての国債の入札で、相応な価格で、発行予定額の3%以上の相応の額を応札すること。
- ② 落札責任：直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行予定額の一定割合（原則1%）以上の額の落札及び引受を行うこと。
- ③ 流通市場における責任：国債流通市場に十分な流動性を提供すること。
- ④ 情報提供：財務省に対して、国債の取引動向等に関する情報を提供すること。

#### (3) 特別参加者の資格

- ① 国債市場特別参加者会合への参加：財務省が原則四半期ごとに開催する特別参加者との会合（国債市場特別参加者会合）に参加し、財務省と意見交換等を行うことができる。
- ② 買入消却入札への参加：買入消却のための入札に参加できる。
- ③ ストリップス債の分離・統合：ストリップス債の分離・統合の申請を行うことができる。
- ④ 非価格競争入札への参加：通常の競争入札と同時にされる第Ⅰ非価格競争入札及び競争入札後に行われる第Ⅱ非価格競争入札に参加できる。（ともに、過去の落札実績（第Ⅰ）・応札実績（第Ⅱ）等に基づき、個社ごとに定められた限度額内で、競争入札の平均落札価格により国債を取得できる入札。）
- ⑤ 流動性供給入札への参加：国債市場の流動性の維持・向上等を目的として実施される流動性供給入札に参加できる。
- ⑥ 金利スワップ取引への優先的な参加：財務省が実施する金利スワップ取引の優先的な取引相手となることができる。

#### (4) 導入時期

- ① 平成16年10月：国債市場特別参加者制度の導入  
（国債市場特別参加者の指定、国債市場特別参加者会合の開催開始、第Ⅱ非価格競争入札開始）
- ② 平成17年4月：第Ⅰ非価格競争入札開始
- ③ 平成18年1月：金利スワップ取引の実施
- ④ 平成18年4月：流動性供給入札開始

## 【BOX7 シ団引受の歴史】

平成18年3月末をもって国債募集引受団（シ団）が廃止され、10年債についても全額が公募入札により発行されることとなりました。

シ団制度とは、国債の募集・引受を目的として、我が国の主要金融機関（平成18年3月現在1,201機関）により組織された国債募集引受団（シ団）が総額引受を行う制度です。昭和41年1月に戦後初めて国債が発行されて以降、約40年間にわたり、国債の安定消化に大きな役割を果たしてきましたが、国債市場が発展してきた近年では、国債市場の効率性の観点から問題があるとの指摘も市場関係者からなされていました。

このような指摘も踏まえ、財務省としては、競争的かつ効率的な国債市場を形成する観点から、平成元年4月以降、累次に渡り競争入札比率の段階的引上げ等の見直しを進めてきたところです。さらに、平成16年10月には、より一層市場原理に即した形で国債全体の安定消化を図る新たな枠組である、国債市場特別参加者制度が導入されました。

同制度については、①その導入後も、国債の入札は引き続き順調に行われ、また、流通市場も比較的落ち着いた動きを見せていること、②導入から1年を契機に、国債市場特別参加者会合、国債投資家懇談会、国の債務管理の在り方に関する懇談会等において意見を聴取したところ、同制度の国債安定消化機能は導入当初に期待された効果をあげており、シ団を廃止しても問題ないとの見解で概ね一致を見たことから、平成17年度末をもってシ団引受を行わないこととしました。

## 2-2. 公的部門発行方式 [34.9兆円]

国債の発行には、市中で発行する方式の他に、公的部門に対して発行される方式があります。

### ① 郵貯窓販（郵便局における募集の取扱い） [3.1兆円]

郵便局の窓口における国債の募集は、広く国債を販売する目的で、昭和63年度から実施されています。2年・5年・10年固定利付国債のほか、平成14年度からは個人向け国債についても郵便局における募集の取扱いを行っています。なお、郵便局で取り扱う2年・5年・10年固定利付国債については、募集の取扱いの結果、応募額が募集総額に達しなかった場合には、法律に基づき日本郵政公社が残額を取得することになっています。

### ② 日銀乗換（日本銀行における借換債の引受け） [16.6兆円]

財政法第5条では、日本銀行による国債の引受けを禁止していますが、同条但し書きにおいて、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で、例外が認められています。これに当たるのが、日本銀行が保有している国債の償還額の範囲内で、借換債を引き受ける場合（いわゆる「乗換引受」）です。

日本銀行は、金融オペレーションを通じて多くの国債を保有していますが、その保有分を現金で償還する場合には、国債発行当局は、その償還資金調達のために市場で借換債を発行する必要があります。しかし、仮に大量の借換債を市場で発行することになれば、結果として、民間部門が資金不足となり、この資金不足を解消しようと、日本銀行が借換債の相当額を民間から購入して資金を供給する必要が生じてしまいます。このような迂回を避けるため、日本銀行の保有する国債の借換えに必要な金額に限定して乗換が認められています。

なお、平成18年度の日銀乗換については、平成18年度中に満期を迎える利付国債を、満期1年のTBで乗り換えることを予定しています。

## ③ 財投債経過措置分（郵便貯金、年金資金及び簡易生命保険資金による直接引受）[15.2兆円]

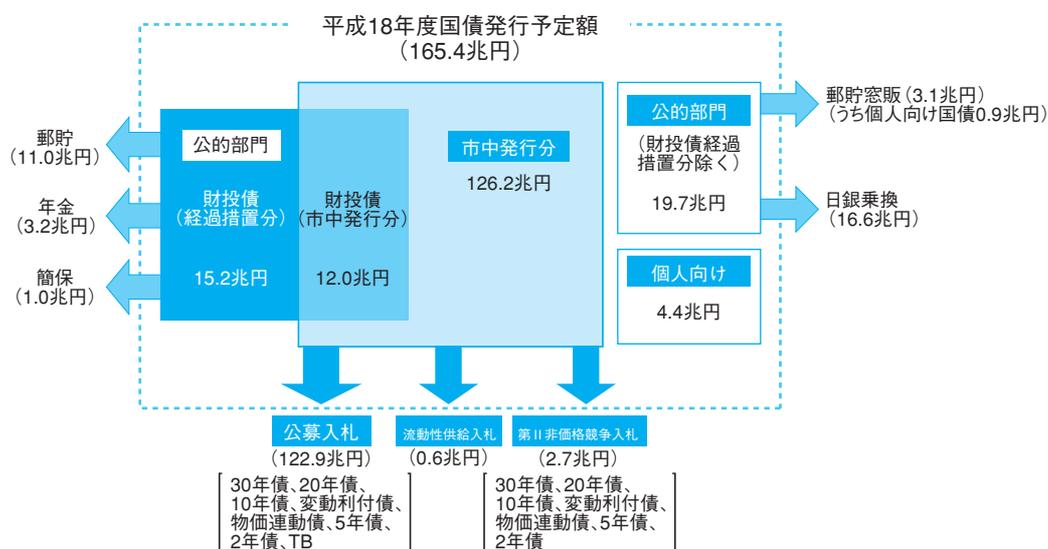
財政融資資金特別会計は、平成13年度の財政投融資制度改革により、郵便貯金と年金積立金の全額預託制度を廃止し、基本的に財投債<sup>※4</sup>の発行で資金調達を行うことになりました。

ただし、制度の変更による一時的な影響に配慮し、市場での財投債の発行額が急増しないようにするため、平成13年度から7年間、郵便貯金資金、年金資金及び簡易生命保険資金が財投債の一部を直接引き受けることにしています。

これらの発行方式以外に、個人向け国債を民間金融機関における募集の取扱いにより発行しています。[4.4兆円]

なお、平成18年度の国債発行予定額を国債発行方式ごとに振り分けると、図表6のようになります。

<図表6 発行方式別の国債発行額>



### 3. 市場との対話等

市場のニーズ・動向等を適時適確に把握し、国債管理政策に活用していくための場として、国債市場特別参加者会合等を開催し、市場関係者等と意見交換を行っています。

また、「債務管理レポート」の公表や国債に係る海外説明会（海外IR）の実施、財務省ホームページの充実等、広く情報開示に努めています。

#### 3-1. 国の債務管理の在り方に関する懇談会

中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について、高い識見を有する民間人等から意見・助言を得るべく、平成16年11月以降国の債務管理の在り方に関する懇談会（座長 本間正明 大阪大学大学院教授）を開催しています。

※4 財投債については、「IV. 1-1 ④ 財政融資資金特別会計国債」をご参照ください。

&lt;図表7 国の債務管理の在り方に関する懇談会参加メンバー（平成18年4月現在）&gt;

揚村 康男	野村證券株式会社常務執行役
伊藤 直紀	みずほ証券株式会社常務執行役員
翁 百合	株式会社日本総合研究所主席研究員
黒川 振一郎	第一生命保険相互会社総合審査部長
幸田 真音	作家
小嶋 歳晴	シティグループ・プリンシパル・インベストメンツ・ジャパン・リミテッド パイス・チェアマン
宿澤 広朗	株式会社三井住友銀行取締役兼専務
高谷 正伸	農林中央金庫常務理事
竹内 宏	大和住銀投信投資顧問株式会社専務取締役兼専務執行役員
富田 俊基	中央大学法学部教授
藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
座長 本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
益戸 正樹	BNPパリバ銀行東京支店支店長
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
吉峯 寛	三菱UFJ証券株式会社常務執行役員

(50音順、敬称略)

### 3-2. 国債市場特別参加者会合

平成16年10月の国債市場特別参加者制度の導入以降、国債市場特別参加者と財務省等との間で、国債市場に関する重要事項について意見交換を行うことを目的として、国債市場特別参加者会合を開催しています\*5。

&lt;図表8 国債市場特別参加者会合参加メンバー（平成18年5月現在）&gt;

エービーエヌ・アムロ証券会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社
岡三証券株式会社	みずほインベスターズ証券株式会社
カリヨン証券会社	株式会社みずほ銀行
クレディ・スイス証券株式会社	株式会社みずほコーポレート銀行
ゴールドマン・サックス証券会社	みずほ証券株式会社
JPモルガン証券株式会社	株式会社三井住友銀行
新光証券株式会社	株式会社三菱東京UFJ銀行
大和証券エスエムビーシー株式会社	三菱UFJ証券株式会社
ドイツ証券株式会社	メリルリンチ日本証券株式会社
東海東京証券株式会社	モルガン・スタンレー証券株式会社
日興シティグループ証券株式会社	UBS証券会社
野村證券株式会社	リーマンブラザーズ証券会社
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	

(50音順)

### 3-3. 国債投資家懇談会

国債の投資家と直接かつ継続的に意見交換を行う場として、国債投資家懇談会を平成14年4月から開催しています。この懇談会には、銀行や保険会社など主要な機関投資家と有識者が参加しています。

\*5 なお、市場関係者との意見交換の場として、平成12年9月以降開催されていた国債市場懇談会は、本会合の発足に伴い、発展的に解消されました。

＜図表9 国債投資家懇談会参加メンバー（平成18年4月現在）＞

投資家	学者・研究者
信金中央金庫	翁 百合 日本総合研究所主席研究員
住友信託銀行株式会社	神田 秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授
全国共済農業協同組合連合会	富田 俊基 中央大学法学部教授
第一生命保険相互会社	中里 実 東京大学大学院法学政治学研究科教授
東京海上日動火災保険株式会社	座長 吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授
株式会社東邦銀行	
農林中央金庫	
野村アセットマネジメント株式会社	
ビムコ ジャパン リミテッド	
ブルデンシャル生命保険株式会社	
株式会社みずほ銀行	
株式会社八千代銀行	

(50音順、敬称略)

### 3-4. 債務管理レポート

国の債務管理の透明性の向上に役立てるため、前年に引き続き、平成17年8月に債務管理レポートを発行しました。このレポートは、国の債務管理についてその基本的考え方を明らかにし、財務省理財局の取組みについて紹介するとともに、広く公的部門の債務（いわゆる「公的債務」）の状況が分かるように解説しています。

### 3-5. 国債に係る海外説明会（海外IR）

海外投資家による国債の保有を促進するため、大口投資家、市場参加者、エコノミストを主たる対象として、国債に係る海外説明会（海外IR）を実施しています。

その目的は、日本経済、財政構造改革、国債管理政策（国債発行計画、税制改正等）の現状や今後の展望などについて、海外投資家に対して直接説明を行うことにより、これらの正確な理解を促すとともに、日本国債に対する信認を維持・向上させることで、海外投資家による日本国債の保有を促進することにあります。

## 【BOX8 国債に係る海外説明会（海外IR）】

現在、多額の国債残高を抱え、今後も国債の大量発行が見込まれる状況の下、国債の安定消化を確保することは重要な課題の一つです。その際、国債の保有割合が諸外国や他の部門と比較して相対的に低い個人や海外部門等の保有を促進し、国債の保有者層の多様化を図ることが重要です。

こうした観点から、財務省は平成17年1月以降、大口投資家や市場参加者等を対象とした国債に係る海外説明会（海外IR）を行っています。説明会では、財務省から日本経済の現状、財政構造改革の動向、国債管理政策等について説明を行うとともに、パネルディスカッションや質疑応答を設けることで、海外投資家等の日本国債に対する理解が一層深まるように努めています。

財務省では同様の説明会を今後も継続的に行うことで、国債の保有者層を多様化し、安定的な国債の消化の確保を図りたいと考えています。

なお、財務省ホームページ（<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/siryoku/index.htm>）では、説明会にて使用した資料を公表しているほか、日本国債に関するご意見・ご質問をメールにて受け付けております（JGB-IR@mof.go.jp）。ぜひご覧ください。

### <図表 海外IRの開催実績>

	実施時期	開催都市	参加人数
第1回	2005年1月	ロンドン	約140名
		ニューヨーク	約170名
第2回	2005年5月	香港	約40名
		シンガポール	約120名
第3回	2006年1月	アムステルダム	約50名
		パリ	約60名
		ロンドン	約110名
		フランクフルト	約90名
第4回	2006年6月	シカゴ	—
		ニューヨーク	—
		ワシントンD.C.	—
		ボストン	—
		サンフランシスコ	—
		ロサンゼルス	—

### <ロンドンにおける海外説明会（第3回）の様様>



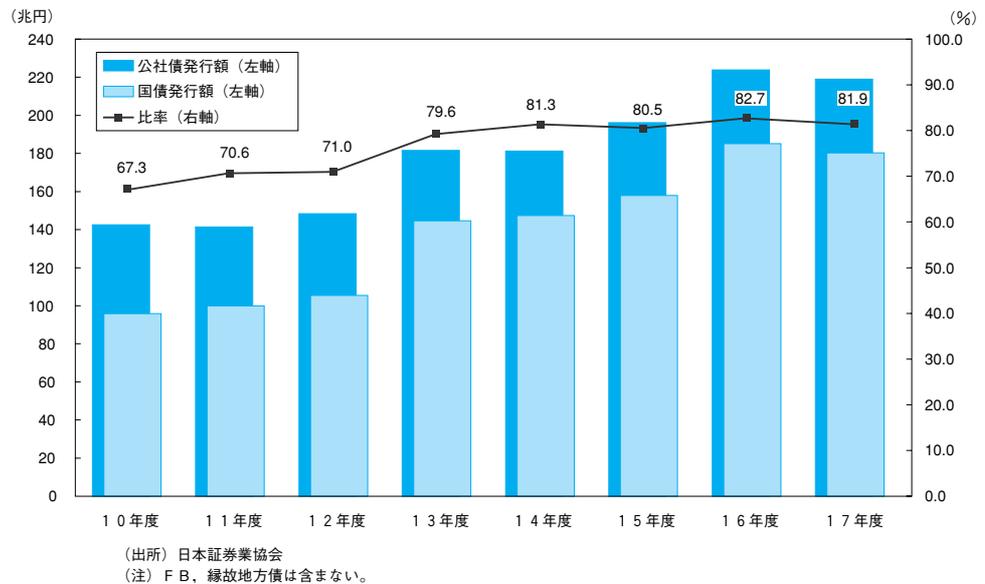
## Ⅲ. 国債の流通

国債は、国の財政資金の調達手段であるとともに、刻々と変化する金融市場・証券市場で取引される金融商品です。国債は債券市場において極めて重要な役割を果たしており、国債が市場で円滑に売買されるためには、国債市場の透明性が高く、活発かつ多様な流通市場が存在することが必要不可欠です。ここでは、どのように国債が市場で流通しているか、国債の流通市場にはどのようなものがあるのかについて説明します。

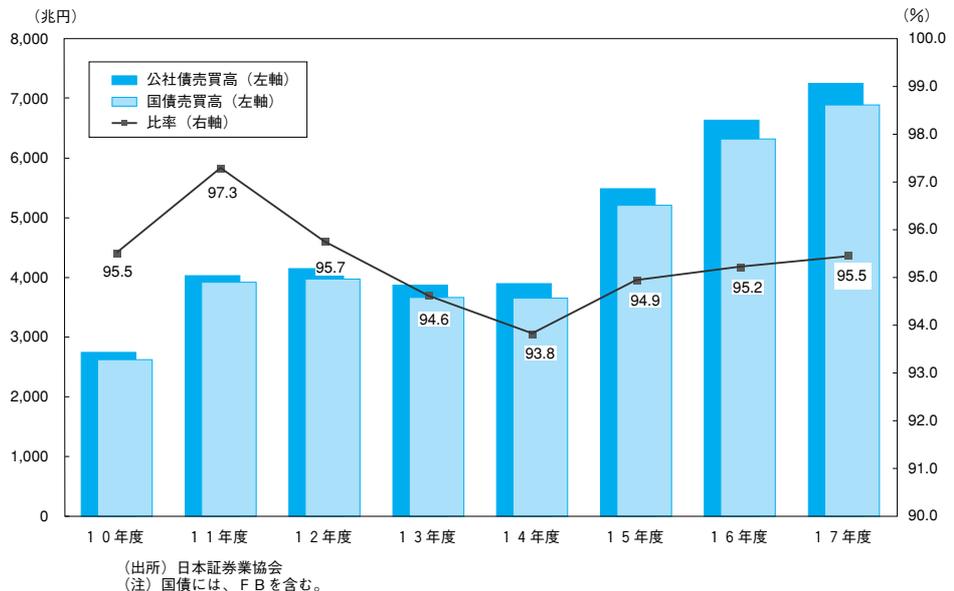
### 1. 国債の流通市場の仕組み

市場で取引される公社債のうち国債の占める割合は、年間発行額でみて公社債市場全体の約80%、売買高では公社債全体の95%に上り、国債はわが国金融・証券市場において重要な地位を占めています。

<図表10 公社債発行額に占める国債発行額の割合>



<図表11 公社債売買高に占める国債売買高の割合>



## 1-1. 取引所取引と店頭取引

公社債の流通市場は、証券取引所で取引される取引所取引と証券会社などの店頭で取引される店頭取引とに大別されます。

公社債の売買は、公社債の銘柄の多さに伴う取引や事務の多様性や、売買内容の複雑さなどから、株式などに比べ、取引所取引において希望する売買を成立させることが容易でないため、店頭取引が主流となっています。2年・5年・10年・20年・30年固定利付国債は、現在、東京、大阪及び名古屋の各証券取引所に上場されていて、取引所における日々の売買高は一般に発表されています。

なお、店頭取引の売買価格は、売買当事者間の自由な取決めにより決定されるのが原則ですが、公社債の店頭売買を公正かつ円滑なものとするため、各証券会社が社内ルールに基づいた公正な価格で取引を行うことが、日本証券業協会の公正慣習規則で定められています。また、店頭市場における価格公示機能を拡充するため、同協会では、証券会社や金融機関からの報告に基づいて、毎営業日、公社債店頭売買参考統計値を公表しています。

(参考) 東京証券取引所の例

取引区分	通常取引	条件付取引
売買立会時間	13:00～13:30 (半休日9:30～10:00) (節立会)	9:00～11:00 12:30～15:00 (半休日9:00～11:00) (継続立会)
売買単位	額面5万円	
呼値の単位	額面100円につき1銭	額面100円につき1銭又は0.001%
呼値の条件	なし	非課税、一括執行、執行単位、ベース取引
値幅制限	なし	

(資料) 東京証券取引所

## 1-2. 決済期間

国債の取引を行ってから、実際の受渡しが行われる期間は、平成9年よりT+3（約定日の翌日から起算して3営業日目）となっています。平成15年1月から、国債の決済システムが新しい振替決済制度へ移行し、さらに、株式会社日本国債清算機関（平成15年10月設立）の業務が平成17年5月に開始されるなど、関係者間で決済期間の短縮に向けた取組が行われています。

## 1-3. 国債の取引と資金決済

国債の受渡しとその資金の決済については、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）<sup>※6</sup>を利用して行われています。

日銀ネットでは、決済リスクの解消を図るため、DVP（Delivery Versus Payment）決済<sup>※7</sup>が行われているほか、平成13年1月からは、システムック・リスク<sup>※8</sup>の顕現化を回避するため、従来の時点ネット決済<sup>※9</sup>から即時グロス決済（RTGS）<sup>※10</sup>に変更されました。

※6 日銀ネットについては、「Ⅳ.5-2 日銀ネット国債系システム」をご参照ください。

※7 「国債の受渡し」と「資金の決済」について、一方が行われない限り他方も行われないように決済する方式。

※8 特定の決済システムにおける問題が、他の決済システムや決済システム全体などに影響を及ぼすリスク。

※9 一定の時刻に、各取引先の資金や国債の受払の差額分のみをまとめて決済する方式。

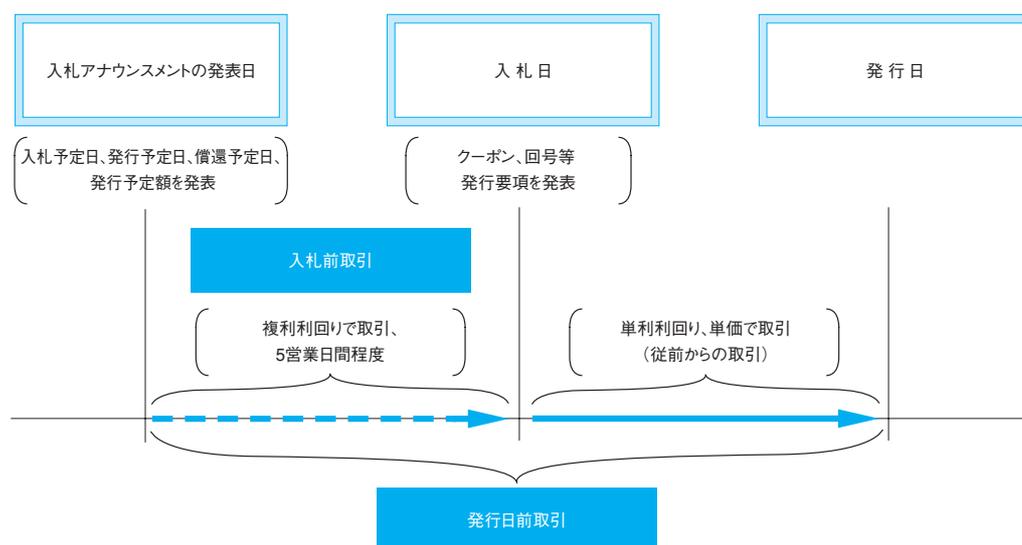
※10 即時に、各取引先の資金や国債の受払ひとつひとつについてその全額を決済する方式。

RTGS：Real Time Gross Settlement

### 1-4. WI取引

WI（When Issued）取引（発行日前取引）とは、国債の入札アナウンスメントが行われた日（原則入札日の1週間前）から発行日までに行われる取引をいいます。平成16年2月以降、従前から行われていた入札日以降、発行日以前の取引に加え、入札日以前の取引も行われるようになりました。WI取引の拡充により、市場参加者などが市場の動向をより把握しやすくなる等、国債入札の更なる円滑化が図られています。

<図表12 WI取引のイメージ図>



### 1-5. 市場慣行の整備

国債決済方式のRTGS化を契機に、取引や決済の円滑化、効率化などの観点から、わが国国債流通市場にも、海外の主要市場で定着しているカットオフ・タイムやリバーサル・タイム<sup>※11</sup>、フェイル、バイラテラルでのネットティングなどの市場慣行が導入されました。

このうち、フェイル慣行とは、当初の決済予定日に証券の受渡しが行われなくても（フェイル）、そのことのみをもってデフォルト（債務不履行）扱いとせず、これを容認する市場慣行です。具体的には、フェイルが発生しても、原則として、契約の解除権の行使や遅延損害金などの授受を行わないこととするとともに、長期間のフェイル状態を解消する方法として、①同種債券での受渡し、②反対売買の実行、③バイ・イン<sup>※12</sup>が定められました<sup>※13</sup>。

※11 カットオフ・タイムとは、フェイルなどの認識を行うため、国債系日銀ネットの終了時刻（午後4時30分）より前に市場参加者間で定めた決済の締切時刻のことで、現在は午後3時30分です。また、その後の1時間で決済の過誤訂正などを行う時間をリバーサル・タイムと言います。

※12 債券の受け方が市場から別途債券を調達し、その調達費用を渡し方に請求することにより、決済を終了させる手続きを言います。

※13 「債券のフェイルの解消に関する規則」（日本証券業協会統一慣習規則第4号）

## 2. 債券先物取引及び債券貸借取引等

### 2-1. 債券先物取引

債券先物取引とは、債券をあらかじめ合意した価格で将来の特定の時期に取引（売付け又は買付け）する契約のことです。国債の先物取引は、証券取引所で不特定多数の参加を前提に集中して行われるため、取引が定型化されています。

また、国債先物取引では、実際に発行されている国債を売買するのではなく、証券取引所が利率や償還期限などを標準化して設定した「標準物」という架空の国債を対象として取引が行われます。

また、取引当事者は、一定期間のうち、いつでも反対売買（例えば先物の買い注文と同じ売り注文を出すこと）が可能であり、売値と買値との差額により決済（差金決済）することや、各限月（先物契約により定めた特定の時期）の決済日において保有する国債を受け渡すことにより決済（受渡決済）することも可能です。ただし、受渡決済の場合には、標準物が架空の国債のため、現存する国債のうち受渡適格銘柄として定められた国債が受け渡されます。

債券先物取引の概要については、図表13を参照してください。

<図表13 債券先物取引の概要>

区分	中期国債先物取引	長期国債先物取引	超長期国債先物取引
対象銘柄	中期国債の標準物 (3%、5年)	長期国債の標準物 (6%、10年)	超長期国債の標準物 (6%、20年)
限月取引	3,6,9,12月の3限月取引 (最長9ヶ月)	3,6,9,12月の3限月取引 (最長9ヶ月)	3,6,9,12月の3限月取引 (最長9ヶ月)
受渡決済日	各限月の20日 (休業日の場合は繰下げ)	各限月の20日 (休業日の場合は繰下げ)	各限月の20日 (休業日の場合は繰下げ)
取引最終日	受渡決済期日の7日前 (休業日を除外する)	受渡決済期日の7日前 (休業日を除外する)	受渡決済期日の7日前 (休業日を除外する)
立会時間	9:00~11:00 12:30~15:00 15:30~18:00	9:00~11:00 12:30~15:00 15:30~18:00	9:00~11:00 12:30~15:00
売買単位	額面金額1億円	額面金額1億円	額面金額1億円
呼値の単位	額面金額100円につき1銭	額面金額100円につき1銭	額面金額100円につき1銭
値幅制限	前日の最終値から上下2円	前日の最終値から上下2円	前日の最終値から上下3円
受渡適格物件	残存4年以上5年3ヶ月未満 の利付国債	残存7年以上11年未満 の利付国債	残存15年以上21年未満 の利付国債

(注1) 制限値幅の臨時拡大措置（呼値の制限値幅の上限又は下限において5分以上継続して気配表示が行われている場合には、原則として当該取引を一時中断し、15分以上経過後、当該取引日における呼値の制限値幅を拡大）が適用された場合は、中期国債先物取引3円、長期国債先物取引3円、超長期国債先物取引4.5円となります。

(注2) 超長期国債先物取引は平成14年12月限月以降、新たな限月取引を休止しています。

(注3) その他に中期国債先物及び長期国債先物を対象とした限月間スプレッド取引が上場されています。

(資料) 東京証券取引所

## 2-2. 債券貸借取引と債券現先取引

債券貸借取引（いわゆる「レポ取引」）とは、債券を貸し出し、ある一定期間後に、同種、同量の債券の返済を受ける取引です。現金担保付債券貸借取引とも呼ばれ、現金を担保に債券を貸し借ります。

平成元年に導入された債券貸借取引は、付利制限などの規制があったため、無担保取引が中心でした。しかし、信用リスクの問題やローリング決済の導入に向けて、これらの規制は撤廃され、それ以降は、現金担保付の債券貸借取引が中心となっています。

一方、債券現先取引（買い（売り）戻し条件付売買契約）は、戦後、起債市場が再開されてから取引が行われるようになり、資金調達の主体となっていました。しかしその後、譲渡性預金証書（CD）やコマーシャル・ペーパー（CP）、大口定期預金といった新たな短期金融商品が登場したことや、売買形式のため有価証券取引税の課税対象となることから、資金調達手段はレポ取引などに移行し、債券現先取引は有価証券取引税が課税されないTB・FBを中心とした取引へと縮小していきました。

平成11年には証券市場の活性化を図るため有価証券取引税が廃止されましたが、債券現先取引はレポ取引のようなリスク管理手法などが備わっていなかったため、依然として低迷したままでした。

しかし、外国為替等審議会「円の国際化専門部会」において、わが国のレポ市場は、現金担保付貸借契約といった独自の形態ではなく、グローバル・スタンダード化された売買形態での取引を推進する必要があるとの提言<sup>※14</sup>がなされ、これを受け、わが国でも、平成13年4月からリスク管理手法などが盛り込まれた新たな債券現先取引が導入されました。今後、債券現先取引が短期金融市場の中心的な役割を担い、非居住者とのクロスボーダー取引はもちろんのこと、国内取引においても一層と発展していくことが期待されています。

※14 21世紀に向けた円の国際化—世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応—（外国為替等審議会 答申）（平成11年4月20日）

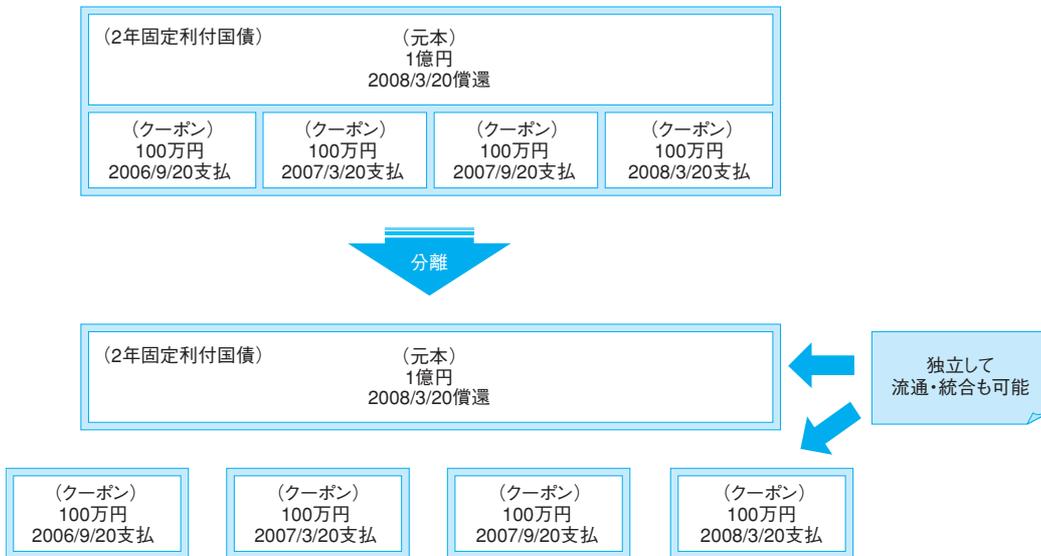
### 2-3. ストリップス債

ストリップス債（STRIPS : Separate Trading Registered Interest and Principal of Securities）とは、利付国債の元本部分と利息（クーポン）部分を分離してそれぞれ独立して流通させることや、過去に分離された元本部分と利息部分を再度統合して元の利付国債を復元することが可能な国債のことです。平成15年1月より、我が国においても国債のストリップス化が可能になりました<sup>※15</sup>。ストリップス債の導入により、元本部分と利息部分の分離を希望する投資家のニーズに応じることが可能になると同時に、割引債と利付債の間の裁定（金利調整）機能が高まり、国債市場の効率性の向上が期待されます。

2006年3月に発行される額面金額1億円の2年固定利付国債（表面利率2%、2008年3月20日償還）があると仮定します（図表14参照）。この利付国債は、半年ごとに100万円ずつの利息が計4回支払われることとなります。この利付国債を保有している証券会社が、この利付国債を元本部分と利息部分に分ける（ストリップス化する）と、1億円分の分離元本振替国債（元本部分）と、100万円分の分離利息振替国債（利息部分）4つに分離され、投資家のニーズに合わせて、満期の異なる5つの国債（割引債）として、それぞれ独立して売買することが可能になります。

なお、ストリップス債の分離状況については、財務省ホームページで定期的に公表しています。

<図表14 ストリップス債のイメージ図>



※15 元本部分と利息部分を分離することができる国債を「分離適格振替国債」（いわゆる「ストリップス債」）といい、平成15年1月以降発行される15年変動利付国債、個人向け国債、10年物価連動国債以外のすべての利付国債が「分離適格振替国債」となっています（例外として、社債等の振替に関する法律で規定する特例国債と同一の銘柄として発行されたものを除きます。）。ストリップス化された国債は、法人（一定の信託の受託者を含む。）のみが保有できることとなっており、ストリップス債の分離・統合を行うことができるのは、国債市場特別参加者に限定されています。

## IV. 国債に係る諸制度

国債に関係する法律や制度は、多岐にわたります。国債の発行から償還に至るまでの仕組みを理解するためには、それらの制度に対する基本的な知識が必要です。ここでは、国債に係る諸制度の基本的な事項について説明します。また、巻末に掲載している「起債根拠法等条文集」もあわせてご参照ください。

### 1. 国債に係る法制度

#### 1-1. 起債根拠法

すべての国債は法律の規定に基づき発行されます。下記の①から④は、それぞれの発行収入金が国の歳入に計上される国債です。これらの国債以外にも、政府短期証券（FB）、交付国債、出資・拠出国債など<sup>※16</sup>が発行されています。

##### ① 建設国債（財政法第4条第1項ただし書）

財政法第4条第1項は、国の歳出は原則として公債（国債）又は借入金以外の歳入をもって賄うことと規定していますが、一方で、ただし書により公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、例外的に国債発行又は借入金により調達することを認めています。この財政法第4条第1項ただし書に基づいて発行される国債は「建設国債」と呼ばれています。

この建設国債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、一般会計予算総則に計上されています。この限度額の議決を経ようとする時にあわせて、年度別の償還予定額を示し、償還方法・償還期限を明らかにする償還計画表を国会に提出することとされています。

##### ② 特例国債（各年度における特例法）

建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合には、政府は公共事業費等以外の歳出に充てる資金を調達することを目的として、特別の法律によって国債を発行することがあります。通常、これらの国債は「特例国債」と呼ばれますが、その性質から「赤字国債」と呼ばれることもあります。

特例国債は、建設国債と同様に国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされ、一般会計の予算総則にその発行限度額が計上されています。また、その参考として、国会での審議の際には建設国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

特例国債の発行は特例的に行われるもので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た範囲内で、税収など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります。このような考え方から、毎会計年度の税収の収納期限である翌年度の5月末まで、税収など他の歳入の状況を考慮して特例国債の発行額の調整を行えるよう、特例国債の発行時期を翌年度の6月末までとする出納整理期間発行の制度が設けられています。

※16 これらの債券については、後述の「IV.6 その他の債券・債務及び政府保証債務」をご参照ください。

## ③ 借換国債（国債整理基金特別会計法第5条第1項及び第5条ノ2）

国債整理基金特別会計法第5条第1項に基づき、各年度の国債の整理又は償還のための借換えに必要な資金を確保するために、借換国債（借換債）を発行できるようになっています。

借換債の発行に当たっては、その発行限度額について国会の議決を経る必要はありませんが、これは、建設国債や特例国債のような新規財源債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。

なお、国債の満期償還が集中した場合の影響の緩和や、金融情勢などに応じた借換債の弾力的な発行などを可能にするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行も認められています（国債整理基金特別会計法第5条ノ2）。この前倒し発行は、毎年度の特別会計予算総則であらかじめ国会の議決を経た限度額の範囲内で行われています。

## ④ 財政融資資金特別会計国債（財政融資資金特別会計法第11条）

平成13年度の財政投融資制度の改革に伴い、財政融資資金において運用の財源に充てるため、財政融資資金特別会計国債（いわゆる「財投債」）を発行しています。財投債は国がその信用に基づいて発行するもので、他の国債と同様に発行限度額について国会の議決を経ていきます（財政融資資金特別会計法第11条第2項）。

ただし、財投債は、その償還や利払いが財政融資資金による特殊法人などへの貸付回収金により行われているという点で、将来の租税を償還財源とする建設国債・特例国債とは異なります。このため、公表資料の中では、通常、普通国債残高と財投債残高は区分して示されており、財投債は、経済指標のグローバル・スタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も政府の債務には分類されていません。

## 1-2. その他の法律

## ① 国債の事務（国債ニ関スル法律）

「国債ニ関スル法律」は、国債の発行や発行された国債の事務手続についての基本的な事項を定めています。

法律で規定されている内容としては、

- (a) 国債の発行条件などの起債に関する事項、元利金の支払い、証券及び登録に関し必要な事項の決定を財務大臣が行うこと
- (b) 国債に関する事務を日本銀行に行わせること
- (c) 国債の登録
- (d) 国債証券を滅紛失した場合の救済措置
- (e) 国債の消滅時効

などがありますが、この法律に規定されていない事項については、民法、商法などの規定や取引慣行などの一般原則が適用されることとなっています。

なお、国債の発行、償還についての具体的な手続については、「国債規則」、「国債の発行等に関する省令」、「日本銀行国債事務取扱規程」、「日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令」などによって規定されています。

## ② 国債の償還等（国債整理基金特別会計法）

国債の償還（元本の支払い）や利子の支払いについては、「国債整理基金特別会計法」に基づいて設置された国債整理基金を通じて行われています。

この法律は、

- (a) 借入金を含む国債の償還のための国債整理基金の設置
- (b) 償還財源に充てるための繰入れ及びその方法
- (c) 国債の整理又は償還のための国債（借換債）の発行
- (d) 債務償還費の逐次繰越

などについて規定しています。

## 2. 決済制度

これまで、国債の保有形態としては、①現物債（無記名証券）、②登録債（証券の発行を行わず、日本銀行の国債登録簿に国債権者の氏名、住所、国債の名称、金額などを登録するもの）、③振込債（金融機関等が国債保有者である顧客から国債の寄託を受け、これを自己の保有する国債と合わせて日本銀行へ再寄託（自己保有分については寄託）しておき、国債取引に伴う受渡しを帳簿上の口座振替により行うもの）、の3つの方法が混在していました。

しかし、現物債や登録債の制度では、大量の国債取引やその決済処理を迅速かつ機動的に行うことが難しくなり、振込債も制度面で不十分な点があったため、国債の決済制度の大幅な見直しの必要性が生じました。さらに、近年、我が国の証券市場全体の国際競争力を左右する制度的基盤ともいえる証券決済システムを、より安全で効率性の高いものに改革していくことが急務であるという認識が高まりました。その結果、平成14年6月には「証券決済システム改革法」が成立し、有価証券のうち社債、国債などを対象とする券面を必要としない統一的な振替決済制度や、安全で効率的な決済を可能とするための清算機関制度などが整備されました。

これに対応して、平成15年1月より、国債の決済制度は、「社債等の振替に関する法律」に基づく新しい振替決済制度へと移行し、その結果、それ以降発行される国債の完全ペーパーレス化<sup>\*17</sup>が実現することになりました。

このため、現在、国債の取引は、各保有者が金融機関等に開設した振替口座への記録によって行われています。なお、振替口座への記録については、日銀ネットを利用しています。

ペーパーレス化されることにより、例えば、国債を購入した場合には、券面を受け取る代わりに、振替口座において購入した国債の残高が増える（増額の記録がなされる）こととなり、逆に、売却した場合には、券面を引き渡す代わりに、振替口座において売却した国債の残高が減る（減額の記録がなされる）こととなります。また、国債を取引した場合には、振替口座を管理する金融機関などが発行する「取引残高報告書」などの書類で保有残高などを確認することができます。

新しい振替決済制度は完全なペーパーレスであるため、券面の紛失や偽造といった事態がなくなるほか、国債の取引の迅速化や効率化に資する、取引関係が明確化されるといったメリットがあります。また、利子や元本の受取りを忘れてしまうこともありません。

※17 これまでも、振込国債が99%近くを占め、現物債、登録国債は、わずかしかなかった存在していませんでしたが、新しい振替決済制度では、新たに発行される国債の100%ペーパーレス化が実現しました。

## 3. 税制

国債の保有に係る税制は、個人や法人、金融機関、非居住者、外国法人などの保有主体や、その保有する国債の種類に応じて制度が異なります。

国債の大量発行が続く中、国債の円滑かつ確実な消化を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、近年、国債の保有を促進する観点から、国内金融機関、事業法人などのほか、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で利子などを非課税等とする措置が講じられています。

### 3-1. 個人（居住者）及び内国法人

#### ① 利付国債

利付国債を保有する場合、半年ごとに支払われる利子に対して課税がなされ、利払時に20%（所得税15%＋地方税5%）の源泉徴収が行われます。（銀行などの金融機関、証券業者等及び資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人（金融機関、証券業者等以外）については、源泉徴収免除制度があります。）

また、保有主体が法人の場合、保有する国債に係る利子や譲渡益等は益金に算入され、法人税や地方税の法人税割が課されます（源泉徴収が行われた場合は、法人税額から元本の所有期間に対応する額が控除されます。また、公共法人等は非課税となる場合があります。）。

保有主体が個人の場合については、利子は源泉分離課税となりますが、譲渡益は非課税となっています。

さらに、障害者の方などは、国債の利子が非課税になる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の適用が受けられます。

#### ② TB・FB

TB・FBは、発行時に割引されて発行される割引債であるため、償還時には発行時に払い込んだ購入金額と償還金額の間に差額（償還差益）が発生します。本来は、TB・FBなどの割引債の償還差益に対して所得税が課税されますが、TB・FBは法人のみに保有が限定されているため、発行時において源泉徴収は行われず、法人税及び地方税が課されることとなります。

#### ③ ストリップス債

ストリップス債（分離元本振替国債、分離利息振替国債）は、法人のみに保有が限定されており、分離元本振替国債及び分離利息振替国債の譲渡益、簿価と償還金支払額又は利息支払額との差額は、法人税及び地方税が課税されます。

### 3-2. 非居住者・外国法人

#### ① 利付国債

保有する利付国債の利子については、非居住者又は外国法人のいずれの場合も、原則として、税率15%で源泉徴収が行われます。

国内に恒久的施設を有する非居住者については、この源泉徴収により課税が終了しますが、国内に恒久的施設を有する外国法人については、源泉徴収された所得税額のうち元本の所有期間に対応する金額が法人税から控除されます。

また、国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人についても、原則、税率15%で源泉徴収が行われますが、振替国債の利子については、下記の非課税制度が設けられています。さらに、非居住者の居住国若しくは外国法人の所在国と日本の間で租税条約が結ばれており、利子に対する税率が15%より低く設定されている場合には、一定の手続きの下、その低い税率で源泉徴収が行われます。

## ○ 非居住者・外国法人が保有する振替国債の利子に係る非課税制度

非居住者・外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者<sup>※18</sup>に開設した振替口座により保有している国債（振替国債）の利子について、一定の要件を満たしている場合には、その所有期間に対応する利子に対して課される所得税が非課税となります。

なお、法人格のない外国投資信託についても、当該外国投資信託が一定の要件を満たす場合には、その受託者である非居住者・外国法人が信託財産につき支払いを受ける振替国債の利子については、非課税となります。

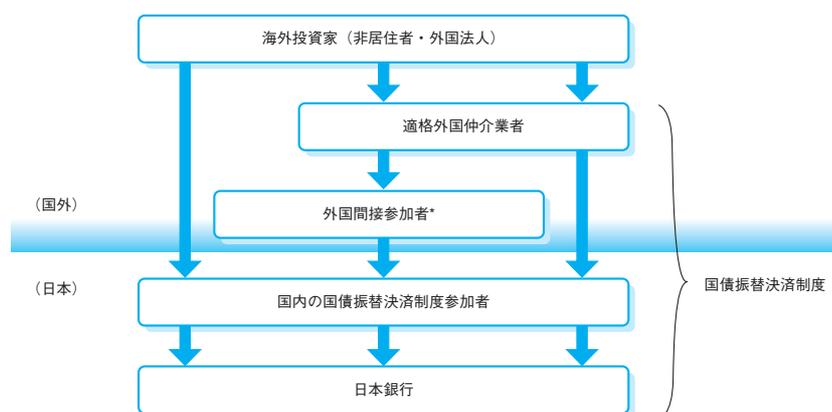
## ② TB・FB

TB・FBは法人のみに保有が限定されていることから、割引債の償還差益に対する発行時源泉徴収は行われませんが、TB・FBの保有はこれまで国内の国債振替決済制度参加者に開設した振替口座に限定されていました。平成16年4月からは、適格外国仲介業者に開設した振替口座によりTB・FBを保有する場合にも、源泉徴収が免除されることとなりました。また、国内に恒久的施設を有しない外国法人については法人税も非課税となります。

## ③ ストリップス債

ストリップス債は法人のみに保有が限定されており、その保有又は譲渡により生ずる所得に対し外国法人にも法人税が課されますが、国内に恒久的施設を有しない外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者に開設した振替口座により保有している場合には、非課税となります。

<図表15 非課税措置の適用のある国債の保有方法のイメージ>



\* 適格外国仲介業者が、振替決済制度に参加している他の海外金融機関等（＝外国間接参加者）を経由して国内の国債振替決済制度参加者に開設した振替口座により国債を保有する場合についても、非課税措置が適用されます。

## ④ 外国金融機関等による債券現先取引

外国金融機関等（銀行業・証券業又は保険業を営む外国法人、外国中央銀行及び国際機関）が、国内の特定金融機関等（金融機関及び証券会社等のうち、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の適用対象とされている者並びに日本銀行）との間で行う、国債等の債券現先取引について、一定の要件の下で、特定金融機関等から受け取る貸付金の利子が非課税となります。

※18 適格外国仲介業者（QFI：Qualified Foreign Intermediaries）とは、

- ・社債等の振替に関する法律に規定する「口座管理機関」の指定を受けており、かつ、
- ・国債振替決済制度の「外国間接参加者」として日本銀行の承認を受けている者

であって、租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有する租税条約を締結している相手国に本店又は主たる事務所を有する者であることなどの要件を満たすものとして日本橋税務署長の承認を受けているグローバル・カस्टディアンなどの海外金融機関などのことをいいます。

## 4. 債務管理制度

これまで説明してきたように、我が国では、多額の国債残高を抱え、今後も国債の大量発行が続くと見込まれる中、多額の既発国債を適切に管理することがますます重要となっています。債務管理政策の一環として、我が国では国債の償還等を一定のルールに沿って行うための減債制度がありますが、近年では、いわゆる「平成20年度問題」に備えて買入消却を活用する等、適切な債務管理に向けてより積極的に取り組んできました。

### 4-1. 減債の仕組み

#### ① 国債の償還

国債の償還とは、国が国債の発行を通じて負った債務を返済し、国債の保有者に元本を支払うことです。

国債の償還は、その償還の時期に応じて、満期償還と繰上償還とに区分されます。満期償還は、発行時に定められた一定の償還期限に元本の返済を行う方法であるのに対し、繰上償還は、当初定められた償還期限より前の一定期日に元本の返済を行う方法です。

我が国においては、国債の金融商品としての安定性を確保し、円滑な発行・消化を図るという観点から、国債の繰上償還は行っていません<sup>※19</sup>。

なお、繰上償還は、国の債務が消滅するという点では買入消却（後述）と同様の性質を持ちますが、その方法などが異なります。

#### ② 減債制度

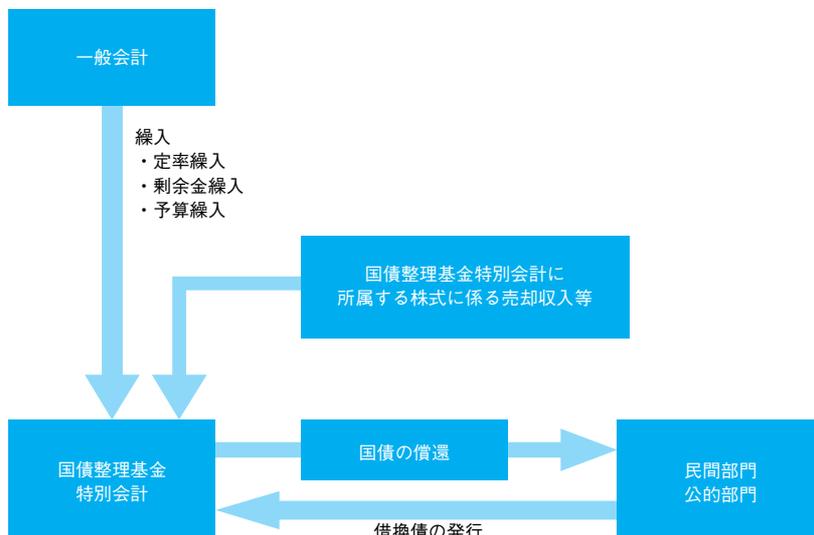
一般会計の各年度の歳出財源を賄うために発行される国債の償還は、すべて国債整理基金を通じて行われます。

わが国では、国債の償還を確実にを行うため、一定のルールの下、一般会計から国債整理基金に償還財源の繰入れを行う仕組みになっています。

また、国債整理基金には、国債整理基金特別会計において発行する借換債の発行収入金や、国債整理基金特別会計に帰属された政府保有株式の売却収入なども、国債の償還に充てる財源として受け入れられます。

すなわち、国債の償還財源はすべて国債整理基金に受け入れられ、蓄積され、支出される仕組みになっているということです。

<図表16 減債制度の仕組み>



※19 平成10年12月以前に発行された国債については、国債証券の券面に、繰上償還を行うことがあり得るとの記載がありますが、実際には行っていません。

## ③ 一般会計からの償還財源

一般会計から国債整理基金へ繰り入れられる償還財源には、次の4つがあります。

## (a) 定率繰入（前年度期首国債総額の100分の1.6）

定率繰入は、国債整理基金特別会計法第2条第2項に基づく繰入れです。具体的には、前年度期首における国債総額（額面金額による残高ベース）の100分の1.6に相当する金額<sup>※20</sup>が、一般会計から国債整理基金に繰り入れられます。なお、定率繰入の対象となる国債総額からは、FB、借入金、一時借入金、交付国債及び出資・抛出国債は除かれます<sup>※21</sup>。

また、割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、定率繰入とは別に、差減額を償還年限で除した金額を毎年度繰り入れることになっています（発行差減額繰入）。

## (b) 減税特例国債に係る特例繰入

減税特例国債は、税制改革の実施に伴って、所得税の減税の先行などによる租税収入の減少を補うため、平成6年度から平成8年度までに発行されたものであり、できるだけ早期に償還すべきであるとの考え方から、通常の国債における償還期間が60年であるのに対し、その3分の1に当たる20年で償還することとされています。

具体的には、通常の定率繰入に加えて、平成10年度から平成29年度までの間、減税特例国債の発行総額から、自動車消費税と法人特別税の廃止に伴う発行額を控除した額の30分の1に相当する額を毎年繰り入れることとされています。

## (c) 剰余金繰入（一般会計における決算上の剰余金の2分の1以上）

一般会計における決算上の剰余金が発生した場合においては、財政法第6条第1項により、その2分の1を下らない金額を、国債整理基金に繰り入れることとされています。

なお、剰余金は、発生した年度の翌々年度までに繰り入れられ、国債又は借入金の償還に充てられることとされています。

## (d) 予算繰入（必要に応じて予算で定める額）

国債の償還財源については、上記の定率繰入れ等のほか、国債の償還に支障のないよう、国債整理基金特別会計法第2条ノ3により、必要に応じ、予算をもって定める金額を国債整理基金に繰り入れることとされています。

## ④ 借換債の発行

借換債とは、既に発行した国債の償還財源を調達するために発行される国債で、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に編入されません。

既に説明したように、新規財源債の場合と異なり、借換債の発行限度額については、予算を通じた国会の議決を必要としませんが、実際には、満期を迎える国債の額から、いわゆる60年償還ルールに基づき規則的に算出された金額を発行しています。なお、借換債は、必ずしも償還期限が到来する個々の国債の償還期に対応して発行されるものではなく、年度内で弾力的に発行が行われており、また、翌年度償還分の借換債の前倒し発行も、国会の議決を経た金額の範囲内で可能です。

※20 100分の1.6に相当する金額については、後述の「⑤ 60年償還ルール」をご参照ください。

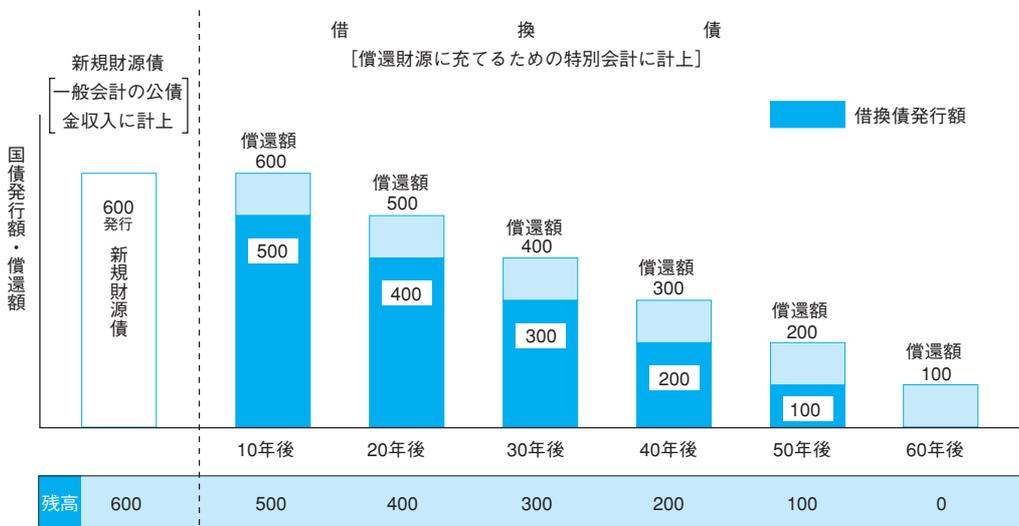
※21 これらの債券については、後述の「IV. 6 その他の債券・債務及び政府保証債務」をご参照ください。

⑤ 60年償還ルール

国債の償還を行うに当たって、その償還金には国債整理基金から支払われる現金と借換債の発行による収入金を充てますが、それぞれの割合をどの程度にするかについては、我が国では60年で現金償還し終えるという「60年償還ルール」の考え方に基づいています。これは、戦後の国債発行に際して、建設国債の見合資産（つまり政府が公共事業などを通じて建設した建築物など）の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方で採用されたものです。また、この考え方から、毎年度の定率繰入の繰入率が、ほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされています。

図表17で、具体的に算出方法を説明しましょう。例えば、ある年度に600億円の国債を10年固定利付国債で発行したとすれば、10年後の満期到来時には、 $10/60=1/6$ に当たる100億円を現金償還し、残り500億円は借換債を発行します。この借換債も10年固定利付債で発行したとすれば、次の10年後には再び当初発行額600億円の1/6である100億円を現金償還することになります。この時点で国債残高は400億円となります。これを繰り返していくと、当初の発行から60年後には国債はすべて現金償還されたこととなります。

<図表17 借換債による国債償還の仕組み「60年償還ルール」>



また、特例国債については、以前は借換債の発行は行っていませんでしたが、昭和60年度以降は、建設国債と同様の60年償還ルールに沿って借換債が発行されています。これは特例国債の本格的な償還を迎えるに当たり、厳しい財政事情の下で、その全額を現金償還しようとする、極端な歳出カットや極度の負担増が不可避となり、経済や国民生活に好ましくない影響を及ぼすおそれがあったためです。ただし、着実に財政改革を推進していくという観点からも、特例国債の償還については、60年償還ルールにとらわれず、その速やかな残高の減少に努めるべきとされています。なお、平成6年度から平成8年度までに発行した減税特例国債については、20年間で償還することになっています。

## ⑥ 国債整理基金特別会計に帰属する株式に係る売却収入等

政府が保有する株式のうち国債整理基金特別会計に帰属することとなった株式については、その売却収入や配当金収入を国債償還財源に充てることとされています。

これまで、昭和60年度にNTT・JT株式が、平成10年度に帝都高速度交通営団への出資持分<sup>※22</sup>が、それぞれ国債償還財源に充てるために、国債整理基金において保有されることになりました。

なお、NTT株式は平成17年9月に、JT株式は平成16年6月に、全て売却を完了しています。

## ⑦ 運用収入

国債整理基金は国債を保有し、又は財政融資資金に預託することによって運用することができることとされています。その運用に当たっては、大量の償還・借換えを確実かつ円滑に遂行するために、相当程度の流動性を確保する必要があることなどへの配慮も踏まえつつ、効率的運用を図っています。そこから生じた運用益は、国債整理基金特別会計の所属として整理され、その歳入に計上されます。

## ⑧ 国債費

平成18年度一般会計当初予算において、国債費は18兆7,616億円となっており、主な内訳としては債務償還費9兆9,887億円、利子及び割引料8兆6,481億円、国債事務取扱費1,247億円となっています。

---

※22 帝都高速度交通営団が平成16年4月に民営化し東京地下鉄株式会社となったことに伴い、出資持分に応じた数量の株式が無償譲渡され、現在は出資持分から株式になっています。

## 4-2. 買入消却

### ① 制度の概要

買入消却とは、国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させることをいいます。

買入消却と同様に償還期限前に債務を消滅させる繰上償還との違いは、繰上償還が国債保有者の意思に関係なく原則として額面金額で償還されるのに対して、買入消却は国債を売却する意思のある者との合意に基づき買い入れるところにあります。

### ② 「平成20年度問題」対応としての買入消却

従来、国債の買入消却は、相続税法に基づき国に国債が物納された場合や、公職選挙法に基づき立候補者が国に供託した国債が落選とともに没収された場合などのほかには行われていませんでした。

平成15年2月からは、平成20年度に集中している国債の満期償還を平準化することを目的として、平成20年度に償還を迎える国債について買入消却を実施してきました。

平成18年度においては、国債残高累増の抑制等の観点から、財政融資資金より国債整理基金に繰り入れられた12兆円を原資として、既に発行された国債を買入消却（市中から約1兆円、日本銀行から約5.5兆円、財政融資資金から約5.5兆円）することにより、国債残高を圧縮します。その際、日本銀行及び財政融資資金からの買入消却の対象を平成20年度までに償還される国債とすることにより、また、今までの国債管理政策上の努力と合わさって、いわゆる「平成20年度問題」は解決される見通しとなりました。

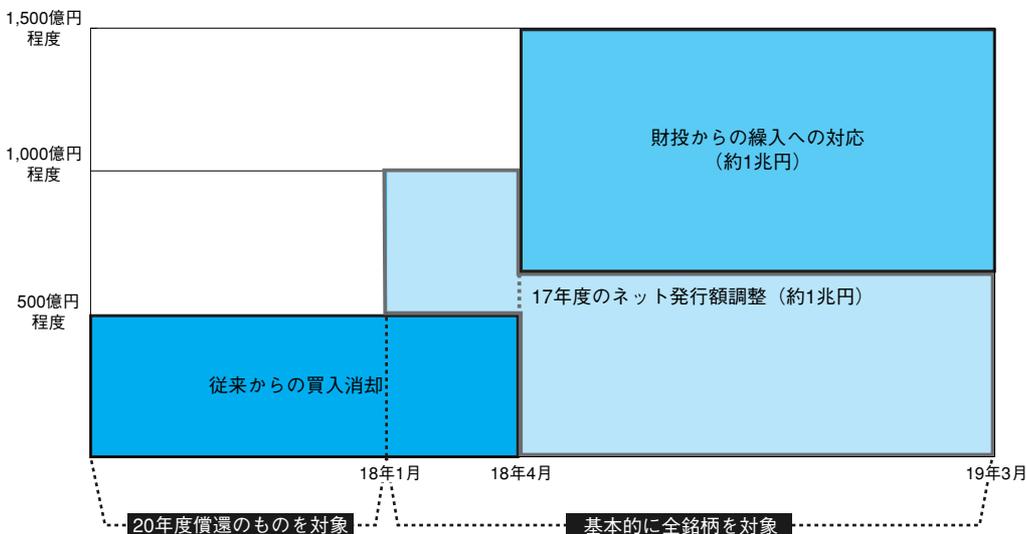
### ③ 新たな活用方法

平成15年12月3日に財務省が公表した「国債管理政策の新たな展開」において、買入消却を新たな目的のために積極的活用するとされたことを踏まえて、国の債務管理の在り方に関する懇談会、国債市場特別参加者会合等を通じて、有識者や市場関係者のご意見も伺いつつ検討し、平成18年1月以降、買入消却を新たな目的でも活用することとしました。

平成18年度においては、①財融特会からの12兆円の繰入れを原資とした国債残高の圧縮、②17年度に個人向け国債等が当初計画より上回って発行されたことの調整（ネット発行額調整）を目的として、総額約12.8兆円の買入消却を実施することとしています。

また、買入消却の対象銘柄についても、基本的に全ての銘柄（個人向け国債を除く）を対象に実施します。なお、10年物価連動債及び15年変動利付債は、システム等の準備が整い次第、対象に追加する予定です。

<図表18 市中からの買入消却のイメージ>



### 4-3. 金利スワップ取引

#### ① 制度の概要

金利スワップ取引とは、異なる種類の金利（例えば変動金利と固定金利）の支払いを一定期間にわたって交換する取引のことです。

国債管理にかかる金利スワップ取引については、平成14年度に行われた国債整理基金特別会計法の改正により実施可能となりましたが、上記「国債管理政策の新たな展開」において、スワップ取引(平成17年度から開始)の活用等により、金利変動リスク等の管理の観点から残存年限の調整等を図る、とされたことを踏まえてシステムの整備等を進め、平成18年1月以降、市場の動向を見極めつつ実施しています。

なお、平成18年度国債発行計画に計上された金利スワップ取引の上限は、1兆2,000億円（想定元本ベース）です。

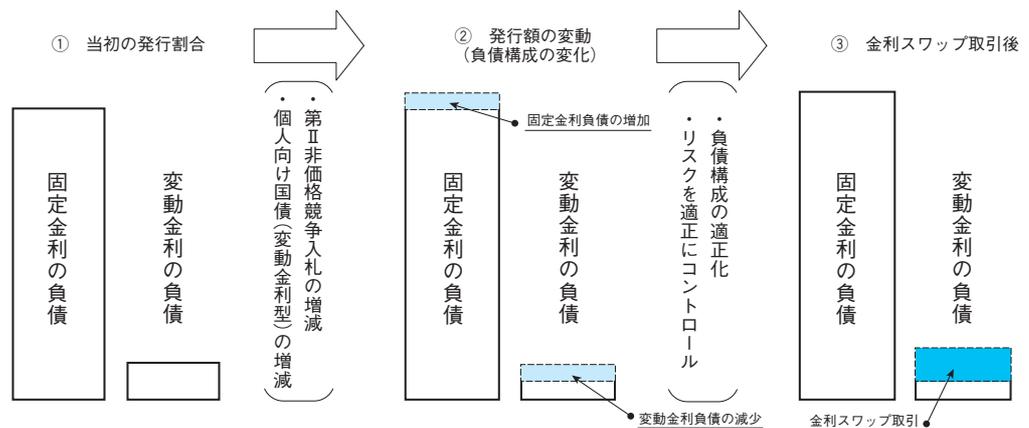
#### ② 活用方法

金利スワップ取引は、国債管理上発生する様々な金利変動リスクをヘッジすることを基本的な目的とします。

当面は、年度当初策定された国債発行計画の執行にあたって、策定時以降の時々々の金融情勢等により、当初想定されていた固定金利の負債と変動金利の負債の比率など負債構成に変化が生じ、かつ負債構成の適正化やリスクの適切なコントロールの必要があると判断される場合に、金利スワップ取引を実施することとしています。

具体的には、平成17年度において、変動金利の負債である個人向け国債（変動金利型）の発行実績が発行予定額を大幅に上回ったことから、当初想定していた負債構成と比較して、変動金利の負債の割合が高まり、その分金利変動リスクが高まったと考えられるため、これを抑制する観点から、中長期の「固定払い・変動受け」の取引を実施しています。

<図表19 金利スワップ取引の活用方法（イメージ）>



○負債構成が変化する要因例

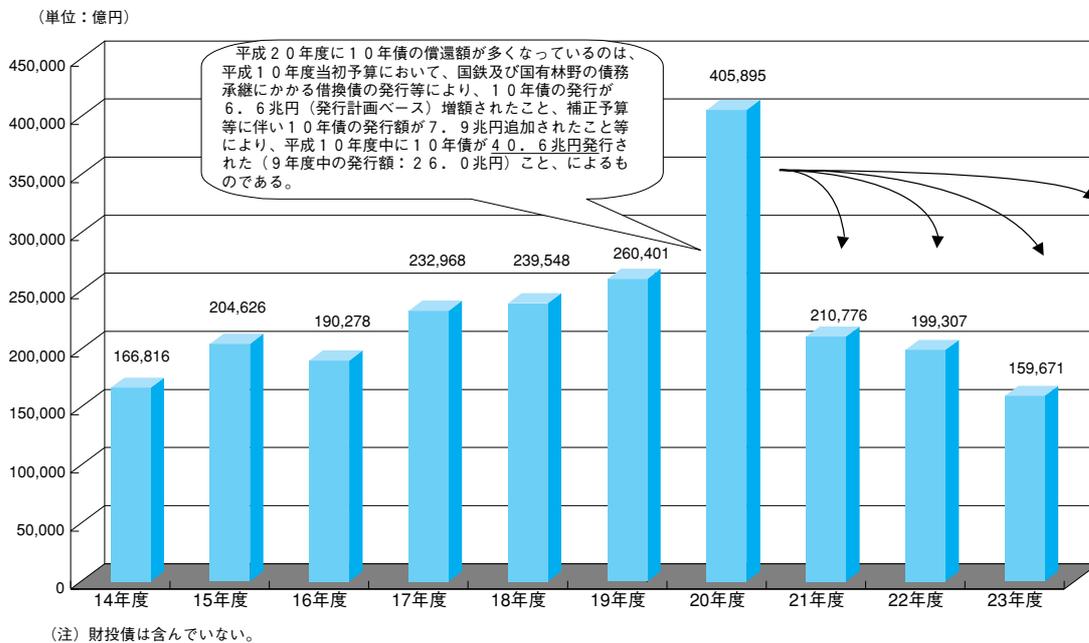
- (i) 第Ⅱ非価格競争入札の発行額については、その時々々の金利情勢によって変化するが、その発行額が当初発行計画時点で予定されていた額から大きく増減した場合。
  - ・ 固定債の増額が顕著となり、過度な調達コスト増となる場合には、金利スワップ取引において「固定受け・変動払い」の取引を実施しコスト抑制に努める。
- (ii) 個人向け国債（変動金利型）の販売額が当初発行計画時点で予定されていた額から増減した場合。
  - ・ 変動金利の負債が増えることによって、将来の利払いコストが変動するリスクが高まるため、金利スワップ取引において「固定払い・変動受け」の取引を実施し、利払いコストが将来上振れるリスクを低下させる。

**【BOX9】「平成20年度問題」の解決**

「平成20年度問題」とは、平成20年度に国債の満期償還が集中し、特段の対策をとらなかった場合、同年度において借換債の発行額が急増するという問題のことで、近年、国債管理政策上の大きな課題の一つとなっていました。

そもそも、平成20年度に国債の満期償還が集中することとなったのは、①平成10年度当初予算において、国鉄及び国有林野の債務承継に係る借換債が発行されたことなどにより、10年債の発行額が平成9年度当初予算に比べて6.6兆円増額されたこと、②平成10年度に3次にわたる補正予算の編成を行い、10年債の発行額が平成10年度当初予算に比べ、7.9兆円増加したこと等により、平成10年度中に発行され平成20年度中に償還される10年債の発行額が40.6兆円と非常に多額に上ったからです。

<図表 平成14年3月時点の10年債の年度別償還額の推移>



借換債の発行が急増した場合、国債の需給環境を悪化させ、国債の安定消化を危うくする可能性があります。このため、これまで「平成20年度問題」に対する直接の対応として、平成14年度以降、平成20年度に償還をむかえる国債の買入消却を実施してきたほか、発行年限の長期化や前倒し発行の活用による年度間の国債発行額の平準化などに取組んできました。

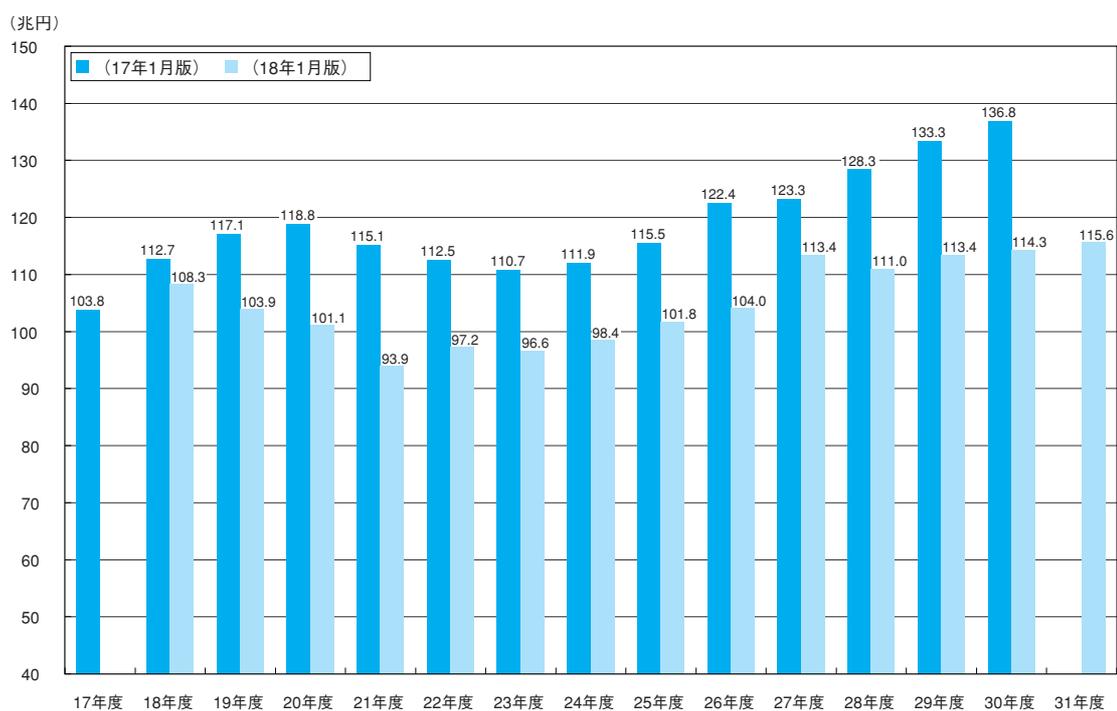
<図表 買入消却の実施状況>

(額面ベース、単位：億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(予定)
市中金融機関	2,190	5,972	6,001	7,491	18,000
財政融資資金	—	4,000	10,000	10,000	55,000
日本銀行	—	—	4,000	20,000	55,000
計	2,190	9,972	20,001	37,491	128,000

さらに、平成18年度において、特別会計改革、資産・債務改革、財政健全化の観点から、財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計に12兆円繰入れられることとなり、これを原資として、既発国債を買入消却（市中から約1兆円、財政融資資金と日銀からそれぞれ約5.5兆円）し国債残高の圧縮を図ることとなりました。この買入消却の対象の大半を平成20年度までに償還される国債とすることにより、また、上に述べた今までの国債管理政策上の努力と合わさって、「平成20年度問題」は解決されることとなりました。

<図表 今後の借換債発行額の見込み>



(注) 「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」(平成18年1月及び平成17年1月、財務省)による

## 5. 国債の事務

### 5-1. 日本銀行の国債取扱事務

国債の発行や償還などの事務は、国が直接取り扱っているわけではなく、その大部分が日本銀行に委託されています。

日本銀行の事務取扱の範囲は以下のとおりです。

- ・起債の関係…応募の受付、募入額の決定通知、払込金の受領と国債の発行、収入金の受入整理など
- ・償還・利払いの関係…元利金の支払い、償還資金の受入整理・払出整理など

また、これらの国債に関する事務は、日本銀行の本店、支店、代理店において取り扱われています。

### 5-2. 日銀ネット国債系システム

日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）は、日本銀行と市中金融機関との間をオンライン化し、各種事務手続きの効率化、ペーパーレス化を図ることを目的として開発され、営業系と国債系の2つのシステムから成り立っています。このうち、国債系においては、国債の入札発行の各手続き・振替決済が行われています。

日銀ネット国債系システムを使用して行うことのできる事務手続きは、次のとおりです。

- ・オファー通知（日本銀行→入札参加者）
- ・応募申し込み（応募者→日本銀行）
- ・応募集計とその状況の財務省に対する報告
- ・応募者に対する募入（または割当）決定通知（日本銀行→応募者）
- ・発行と払込（日本銀行↔応募者）

## 6. その他の債券・債務及び政府保証債務

### 6-1. 政府短期証券

政府短期証券（FB：Financing Bills）とは、一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券です。

現在、一般会計と6つの特別会計がFBを発行できるようになっています。最近では、財務省証券（一般会計）、外国為替資金証券（外国為替資金特別会計）、食糧証券（食糧管理特別会計）、石油証券（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計）が発行されていますが、流通市場ではすべて「政府短期証券（FB）」という同一の名称で売買されています。

FBは、短期国債（TB）と同様の商品性を持つ割引債で、償還期限は原則13週間（3ヶ月）です。なお、国庫の資金繰りを効率的に行うための、償還期限2ヶ月程度のFBも発行されています。

それぞれの会計ごとの資金繰りの状況に応じて、発行額を決定し、ほぼ毎週、主に公募入札（価格競争入札・コンベンショナル方式）で発行されています。

### 6-2. 交付国債

交付国債とは、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないものです。

現在発行されている交付国債は、先の大戦により、物的、精神的損失を受けた戦没者などの遺族や強制引揚げを余儀なくされた引揚者などに対して、弔慰金、給付金などの金銭の支給に代えて交付されています。

これらの交付国債は、財政支出の平準化などの観点から、償還金の支払いを数年間に分割して、割賦の方法で償還されています。

また、その発行目的や償還金の給付を受ける人が限定されているという性格から、記名式の現物債であり、原則として、譲渡や担保権の設定などの処分が禁止されています。

### 6-3. 出資・抛出国債

出資・抛出国債<sup>※23</sup>は、交付国債の一種で、わが国が国際機関へ加盟する際に、出資又は抛出する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される国債で、いずれも無利子、譲渡禁止、要求払い（当該機関がわが国の通貨を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）となっています。

現在、わが国の出資・抛出国債の発行実績は、国際通貨基金（IMF）など12機関で17銘柄となっています。国際機関に対して、国債による払込みが認められるのは、当該機関の運営上、当面通貨を必要としない場合であって、このことは各機関を設立する協定に規定されています。

また、国内法上は、各国際機関への加盟措置法で、国債での出資や抛出ができるようになっています。

※23 「出資」と「抛出」の定義の違いは、必ずしも明確ではありませんが、通常、わが国が国際機関の構成員として「投票権（株主としての発言権）」を取得するために払い込むものを「出資」といい、これらの機関内に設けられている特別基金（無利子・長期の貸付を行うための原資）の財源充実に協力するために払い込むものを「抛出」といっています。

## 6-4. 日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債

### ① 日本国有鉄道清算事業団債券承継国債

日本国有鉄道清算事業団債券承継国債とは、「日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により、平成9年度末に日本国有鉄道清算事業団の債券（約3兆35億円）を一般会計が承継して国債としたものです。

さらに、平成10年度には、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」が成立し、平成10年10月22日に、日本国有鉄道清算事業団債務の一部である約9兆2,714億円を、一般会計が承継して国債としました。

### ② 石油債券承継国債

石油債券承継国債とは、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」附則第10条第2項及び第12条第2項の規定により、平成15年4月1日及び平成16年2月1日に、石油公団の債券（約3,400億円）を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計が承継して国債としたものです。

### ③ 本州四国連絡橋債券承継国債

本州四国連絡橋債券承継国債とは、「本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により、平成15年5月12日に、本州四国連絡橋公団の債券（約1兆1,235億円）を一般会計が承継して国債としたものです。

## 6-5. 借入金

国の借入金は、主として特別会計が、個々の特別会計法に基づき、財政融資資金や民間金融機関などから資金を借り入れる債務のことをいいます。通常、その償還期限が借り入れた年度を超えるものを借入金、借り入れた年度を超えないものを一時借入金と呼び、会計ごとの借入限度額は、各会計の予算総則に計上されて国会の議決を得ることになっています。

なお、一般会計における借入金は、その大半が旧日本国有鉄道及び旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものです。

### ① 特別会計の借入金による資金調達

各特別会計が民間金融機関から資金を借り入れる場合には、入札方式や協調融資団方式によって条件が決定されています。

各特別会計が財政融資資金から資金を借り入れる場合には、貸付条件は国債の市中金利を基に決定されています。

### ② 特別会計による民間借入の入札方法

「交付税及び譲与税配付金特別会計」、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「国有林野事業特別会計」の3つの特別会計による民間借入（市中金融機関からの証書借入）は、財務省において、電算化システムを利用した入札が行われています。借入の入札事務は、国債など他の入札日程などと調整しながら一元的に行われています。なお、民間借入の入札は、借入利率を競争入札（コンベンショナル方式）で決定する方式となっています。

## 6-6. 政府保証債務

政府保証債務とは、政府関係機関や地方公共団体などが債券を発行する場合や、借入による資金調達を行う場合に、その債券又は借入金の元本や利子の支払いについて政府が保証している債務のことをいいます。

この政府保証の目的は、国の信用により、政府関係機関などの資金調達を長期・低利で安定的に行うことができるようにすることです。

## ① 政府保証債務の種類

政府保証債務は、保証対象の形態に応じて、以下のように分類されます。

## (a) 政府保証債

政府関係機関などが国内市場で発行する債券で、その元本や利子の支払いについて政府が保証しているものです。

## (b) 政府保証外債

政府関係機関や地方公共団体などが外国市場で発行する債券で、その元本や利子の支払いについて政府が保証しているものです。

## (c) 政府保証借入金

政府関係機関などが国内で借り入れる借入金で、その元本や利子の支払いについて政府が保証しているものです。

政府保証債と政府保証借入金は、当該政府関係機関等の設置法等が保証根拠となっています。政府保証外債については、「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」等が保証根拠となっています。

これらの法律による政府保証の授権に加え、それぞれの機関ごとの政府保証限度額は、毎年度一般会計予算の予算総則に計上されて、国会の議決を得ることになっています。

<図表20 平成18年度政府保証債の発行予定額>

(単位：億円)

区 分	17年度当初	17年度補正後		18年度予定	
	(a)	(b)	(b)-(a)	(c)	(c)-(a)
30年債	—	—	—	300	300
20年債	—	—	—	500	500
15年債	2,000	2,000	—	3,100	1,100
10年債	35,529	35,529	—	32,789	▲2,740
7年債	8,900	8,900	—	2,600	▲6,300
6年債	800	800	—	700	▲100
4年債	21,000	21,000	—	9,800	▲11,200
3年債	2,000	2,000	—	—	▲2,000
2年債	10,000	10,000	—	3,000	▲7,000
合 計	80,229	80,229	—	52,789	▲27,440

(注) 上記計数には外債を含んでいない。

## ② 政府保証債の発行

政府保証債は、基本的には引受会社による引受方式によって発行されています。引受会社は、不特定多数の投資家に対して募集の取扱いを行い、募集額が発行予定額に満たない場合には、その残額を引き受けることになっています。

10年債の発行においては、発行体ごとに多数の金融機関、証券会社等をメンバーとする引受シンジケート団（シ団）が組成されています。10年債の発行条件は、既に発行された政府保証債を基に、政府保証債の流通実勢と国債のそれとのスプレッドや、公社債市場全体の動向などを総合的に判断して、発行体とシ団との交渉により決定されます。その他の年限債の発行条件は、各発行体が、発行の都度、発行条件と引受会社を決めるための利回り競争入札を行い決定されます。

政府保証を付与することによって、国債と同等の高い信用力を持つ政府保証債の発行条件（利回り）は、国債に次いで低い条件になっています。

また、平成18年1月10日から「一般債振替制度」が開始されました。これにより、国債と同様に、社債や地方債などと併せて政府保証債もペーパーレス化され、その取引が振替口座簿において管理されることとなりました。

## ③ 政府保証外債の発行

政府保証外債は、ユーロ市場やグローバル市場を中心に発行されています。主な通貨は、ドル、ユーロとなっています。

## ④ 政府保証借入

政府保証借入金は、政府保証債のように不特定多数の投資家から資金を調達するものではなく、各借入機関が特定の民間金融機関等から、政府保証付の金銭消費貸借契約等により借り入れるものです。

借入条件は、入札によって決定されるものと、各借入機関と民間金融機関等との交渉によって決定されるものがあります。



## V. 資料集※24

## 1. 平成18年度国債・政府保証債の発行予定額

## 1. 国債

[発行根拠別発行額]

(単位：億円)

区 分	17年度当初 (a)	17年度補正後 (b)	18年度予定		
			(b) - (a)	(c)	(c) - (a)
新規財源債	343,900	334,690	▲ 9,210	299,730	▲ 44,170
建設国債	61,800	77,620	15,820	54,840	▲ 6,960
特例国債	282,100	257,070	▲ 25,030	244,890	▲ 37,210
借換債	1,038,151	1,056,245	18,094	1,082,621	44,470
財政融資特会債	313,000	282,500	▲ 30,500	272,000	▲ 41,000
市中発行分	120,000	120,000	—	120,000	—
経過措置分	193,000	162,500	▲ 30,500	152,000	▲ 41,000
合 計	1,695,051	1,673,435	▲ 21,616	1,654,351	▲ 40,700

[消化方式別発行額]

区 分	17年度当初 (a)	17年度補正後 (b)	18年度予定		
			(b) - (a)	(c)	(c) - (a)
30年債	20,000	20,000	—	20,000	—
20年債	90,000	90,000	—	103,000	13,000
15年変動利付債	96,000	94,000	▲ 2,000	91,000	▲ 5,000
10年債	228,000	228,000	—	240,000	12,000
10年物価連動債	20,000	20,000	—	20,000	—
5年債	240,000	240,000	—	252,000	12,000
2年債	204,000	204,000	—	216,000	12,000
短期国債	299,615	298,595	▲ 1,020	287,197	▲ 12,418
流動性供給入札	—	—	—	6,000	6,000
小 計	1,197,615	1,194,595	▲ 3,020	1,235,197	37,582
(参考) 前倒債発行残高増減見込み額	▲ 11,615	▲ 11,595	▲ 20	▲ 55,197	▲ 43,582
カレンダーベース市中発行額	1,186,000	1,183,000	▲ 3,000	1,180,000	▲ 6,000
第Ⅱ非価格競争入札	—	13,000	13,000	26,580	26,580
市中分 計	1,197,615	1,207,595	9,980	1,261,777	64,162
個人向け国債	36,000	51,000	15,000	44,000	8,000
市中分・個人向け国債計	1,233,615	1,258,595	24,980	1,305,777	72,162
日銀乗換	230,436	214,340	▲ 16,097	165,574	▲ 64,862
財政融資資金乗換	10,000	10,000	—	—	▲ 10,000
財政融資特会債経過措置分	193,000	162,500	▲ 30,500	152,000	▲ 41,000
(郵便貯金資金)	(123,000)	(112,000)	(▲ 11,000)	(110,000)	(▲ 13,000)
(年金資金)	(52,000)	(37,000)	(▲ 15,000)	(32,000)	(▲ 20,000)
(簡易生命保険資金)	(18,000)	(13,500)	(▲ 4,500)	(10,000)	(▲ 8,000)
郵貯窓販	28,000	28,000	—	31,000	3,000
公的部門 計	461,436	414,840	▲ 46,597	348,574	▲ 112,862
合 計	1,695,051	1,673,435	▲ 21,616	1,654,351	▲ 40,700

(注1) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合がある。

(注2) 買入消却については、平成17年度(補正後)は約3兆7,500億円(うち日銀から約2兆円、財政融資資金から約1兆円、市中から約7,500億円)、平成18年度は約12兆8,000億円(うち日銀から約5兆5,000億円、財政融資資金から約5兆5,000億円、市中から約1兆8,000億円)を実施する予定である。

(注3) 金利スワップ取引については、想定元本ベースで、平成17年度は3,000億円、平成18年度は1兆2,000億円を上限とする。

(注4) カレンダーベース市中発行額は、あらかじめ定期的に額を定めて入札により発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額をいう。

(注5) 平成18年度の第Ⅱ非価格競争入札に係る発行予定額については、当該入札を実施する国債のカレンダーベース市中発行額の3%を計上している。

## 2. 政府保証債

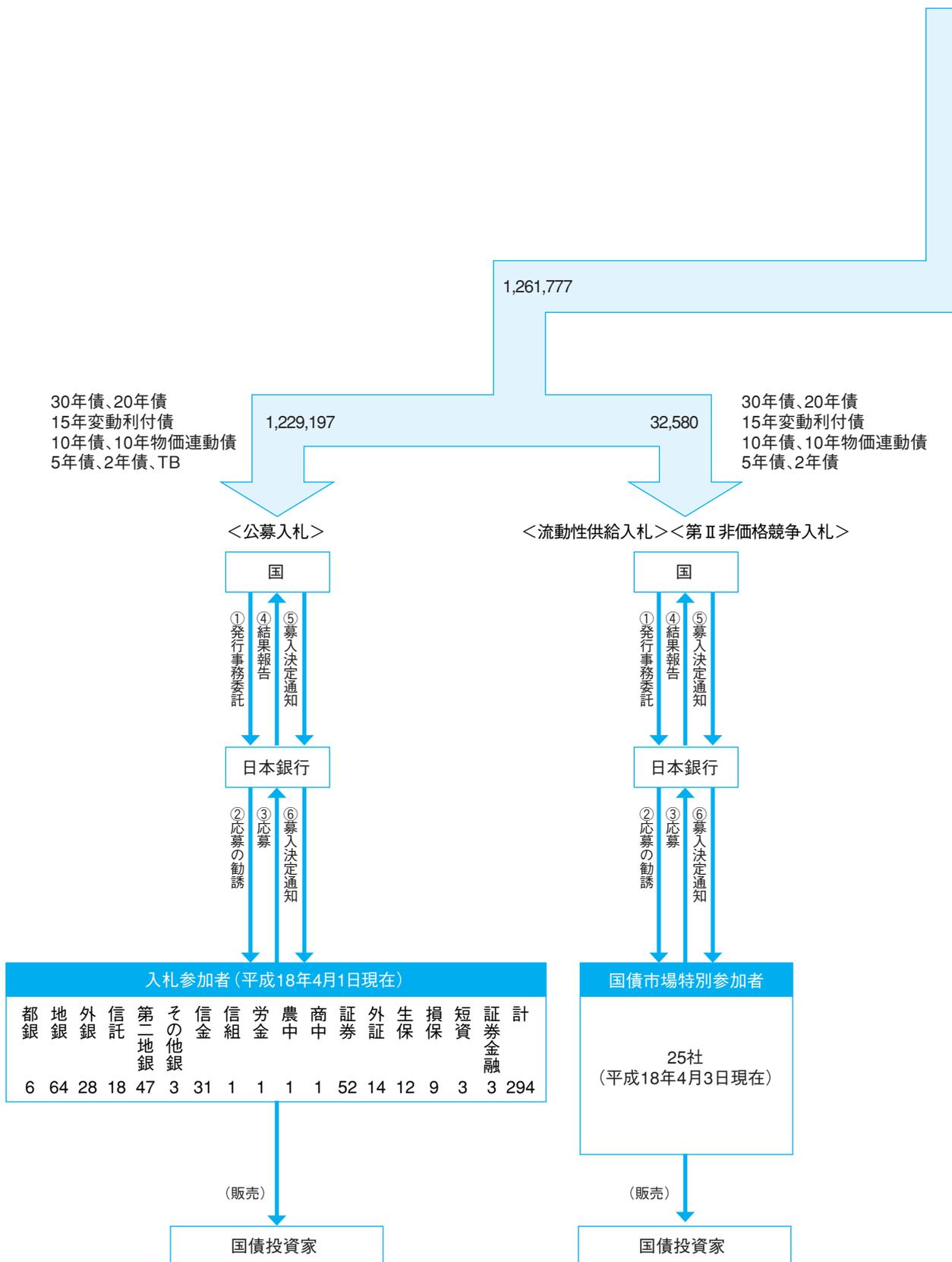
(単位：億円)

区 分	17年度当初 (a)	17年度補正後 (b)	18年度予定		
			(b) - (a)	(c)	(c) - (a)
30年債	—	—	—	300	300
20年債	—	—	—	500	500
15年債	2,000	200.0	—	3,100	1,100
10年債	35,529	3,552.9	—	32,789	▲ 2,740
7年債	8,900	890.0	—	2,600	▲ 6,300
6年債	800	80.0	—	700	▲ 100
4年債	21,000	2,100.0	—	9,800	▲ 11,200
3年債	2,000	200.0	—	—	▲ 2,000
2年債	10,000	1,000.0	—	3,000	▲ 7,000
合 計	80,229	8,022.9	—	52,789	▲ 27,440

(注) 上記計数には外債を含んでいない。

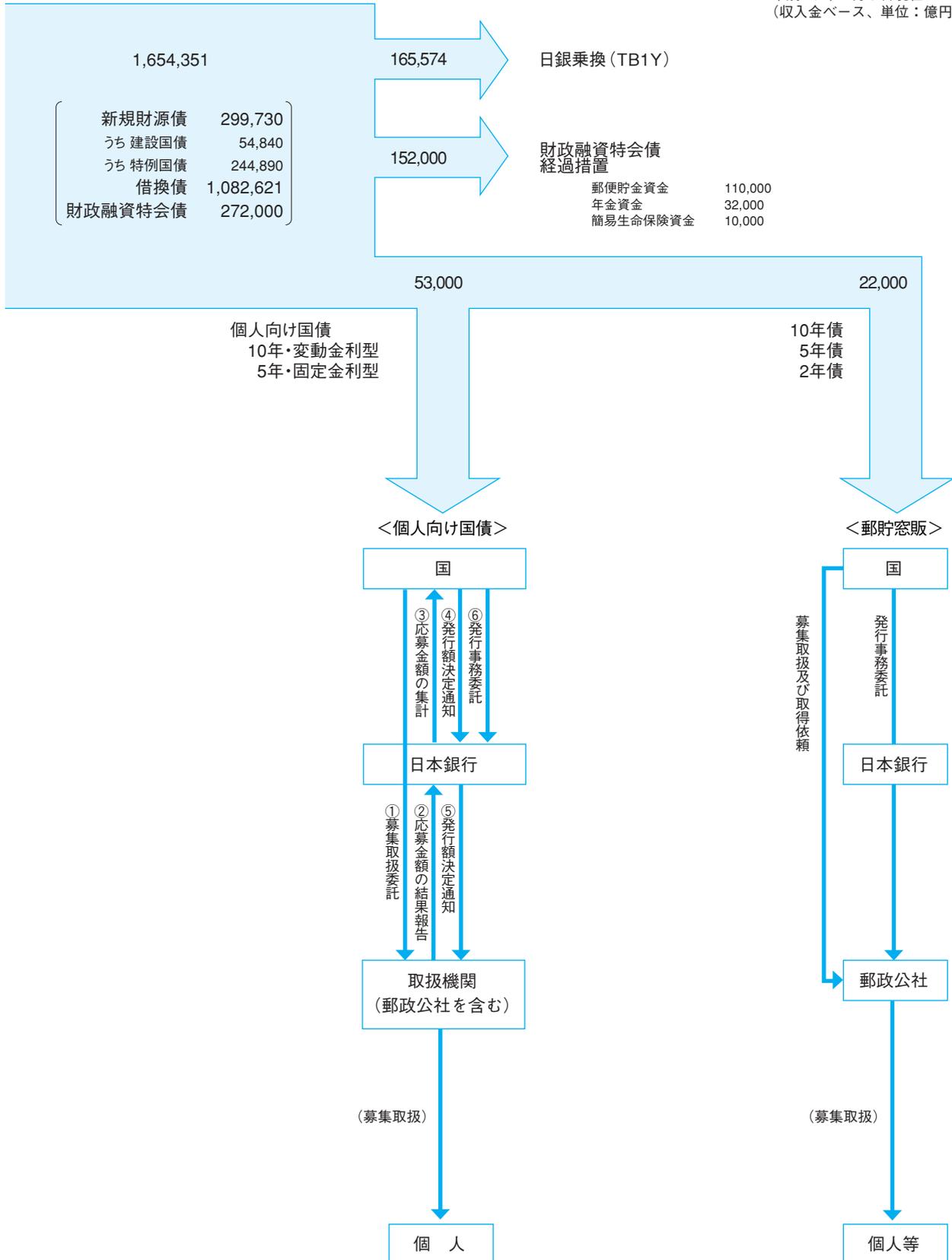
※24 詳細な国債の統計については「国債統計年報」(財務省理財局編)をご参照下さい。

## 2. 国債発行の仕組み (平成18年度国債発行計画)



平成18年度国債発行予定額

平成18年4月3日現在  
(収入金ベース、単位：億円)



## 3. 国債発行額等の推移

(単位:億円、%)

年度	国債発行額					国債 依存度	国債残高	残高 GDP	国債費 (当初)	国債費 一般会計
	新規財源債	建設国債	特例国債	借換債	計					
22 39	収支均衡予算 国債発行せず									
	億円	億円	億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%
40	1,972	-	1,972	-	1,972	5.3	2,000	0.6	220	0.6
41	6,656	6,656	-	-	6,656	14.9	8,750	2.2	489	1.1
42	7,094	7,094	-	-	7,094	13.9	15,950	3.4	1,153	2.3
43	4,621	4,621	-	-	4,621	7.8	20,544	3.7	2,013	3.5
44	4,126	4,126	-	-	4,126	6.0	24,634	3.8	2,788	4.1
45	3,472	3,472	-	-	3,472	4.2	28,112	3.7	2,909	3.7
46	11,871	11,871	-	-	11,871	12.4	39,521	4.8	3,193	3.4
47	19,500	19,500	-	-	19,500	16.3	58,186	6.0	4,554	4.0
48	17,662	17,662	-	5,958	23,620	12.0	75,504	6.5	7,045	4.9
49	21,600	21,600	-	6,358	27,958	11.3	96,584	7.0	8,622	5.0
50	52,805	31,900	20,905	4,156	56,961	25.3	149,731	9.8	10,394	4.9
51	71,982	37,250	34,732	3,712	75,694	29.4	220,767	12.9	16,647	6.9
52	95,612	50,280	45,333	3,128	98,741	32.9	319,024	16.8	23,487	8.2
53	106,740	63,300	43,440	6,326	113,066	31.3	426,158	20.4	32,227	9.4
54	134,720	71,330	63,390	-	134,720	34.7	562,513	25.0	40,784	10.6
55	141,702	69,550	72,152	2,903	144,605	32.6	705,098	28.6	53,104	12.5
56	128,999	70,399	58,600	8,952	137,951	27.5	822,734	31.4	66,542	14.2
57	140,447	70,360	70,087	32,727	173,175	29.7	964,822	35.1	78,299	15.8
58	134,863	68,099	66,765	45,145	180,009	26.6	1,096,947	38.3	81,925	16.3
59	127,813	64,099	63,714	53,603	181,417	24.8	1,216,936	39.7	91,551	18.1
60	123,080	63,030	60,050	89,573	212,653	23.2	1,344,314	41.1	102,242	19.5
61	112,549	62,489	50,060	114,886	227,435	21.0	1,451,267	42.4	113,195	20.9
62	94,181	68,800	25,382	154,490	248,672	16.3	1,518,093	42.2	113,335	20.9
63	71,525	61,960	9,565	139,461	210,986	11.6	1,567,803	40.5	115,120	20.3
元	66,385	64,300	2,085	150,798	217,183	10.1	1,609,100	38.8	116,649	19.3
2	73,120	63,432	(9,689)	186,532	259,652	10.6	1,663,379	37.0	142,886	21.6
3	67,300	67,300	-	188,757	256,057	9.5	1,716,473	36.3	160,360	22.8
4	95,360	95,360	-	214,969	310,329	13.5	1,783,681	36.9	164,473	22.8
5	161,740	161,740	-	218,129	379,869	21.5	1,925,393	40.1	154,423	21.3
6	164,900	123,457	<33,337> [8,106]	228,817	393,717	22.4	2,066,046	42.4	143,602	19.6
7	212,470	164,401	<28,511> 19,558	253,767	466,238	28.0	2,251,847	45.4	132,213	18.6
8	217,483	107,070	<18,796> 91,617	265,524	483,007	27.6	2,446,581	48.3	163,752	21.8
9	184,580	99,400	85,180	314,320	498,900	23.5	2,579,875	50.5	168,023	21.7
10	340,000	170,500	169,500	424,310	764,310	40.3	2,952,491	58.9	172,628	22.2
11	375,136	131,660	243,476	400,844	775,979	42.1	3,316,687	66.8	198,319	24.2
12	330,040	111,380	218,660	532,697	862,737	36.9	3,675,547	73.1	219,653	25.8
13	300,000	90,760	209,240	593,296	893,296	35.4	3,924,341	79.7	171,705	20.8
14	349,680	91,480	258,200	696,155	1,045,835	41.8	4,210,991	86.2	166,712	20.5
15	353,450	66,930	286,520	749,489	1,102,939	42.9	4,569,736	92.6	167,981	20.5
16	354,900	87,040	267,860	844,505	1,199,405	41.8	4,990,137	100.6	175,685	21.4
17	334,690	77,620	257,070	1,056,245	1,390,935	38.6	5,364,724	106.5	184,422	22.4
18	299,730	54,840	244,890	1,082,621	1,382,351	37.6	5,417,988	105.4	187,616	23.5

- (注) 1. 国債発行額は、収入金ベース。16年度までは実績、17年度は補正予算ベース、18年度は当初予算ベース。  
 ( )書きは臨時特別公債、<>書きは減税特別公債、[ ]書きは震災特別公債であり、外数。
2. 昭和40年度に発行された歳入補てんのための国債の発行額は、便宜上、特例債の欄に記載している。
3. 国債依存度は、新規発行額/一般会計歳出額。16年度までは実績、17年度は補正予算ベース、18年度は当初予算ベース。
4. 国債残高は、普通国債のみであり額面ベース。16年度までは実績、17年度は補正後見込み、18年度は当初見込み。
5. 国債費は、当初予算ベース。

## 4. 戦後の国債管理政策の推移

年度	国債管理政策	年度	国債管理政策
22~39	収支均衡予算 国債発行せず	12	12.11 3年割引債の公募入札開始 13.3 即時銘柄統合(リオープン)方式の導入
40	41.1 シ団引受開始(7年債) 41.3 運用部引受開始	13	13.4 非居住者が保有する国債の利子非課税制度の適用対象拡充 13.5 入札結果発表時間の繰上げ(14:00から13:30に変更) 13.6 TB・FBの応募価格の単位の変更(TB(5厘→1厘)、FB(1厘→5毛)) 13.10 入札日程の公表方式を変更し、常時翌3か月分を公表
43	43.4 特別マル優制度の導入 43.5 減債制度の確立		
46	47.1 国債の償還期限延長(7年→10年)		
51	52.1 割引国債(5年)発行開始	14	14.4 非居住者が保有する国債の利子非課税制度の適用対象拡充 14.4 国債投資家懇談会の開催開始 14.5 シ団の競争入札比率の引上げ(60%から75%に、14年5月債から実施) 14.5 シ団引受手数料の引下げ(63銭から39銭に、14年5月債から実施) 14.6 「証券決済システム改革法」成立 15.1 TB・FBのオファー時間等の繰上げ 15.1 10年債の月初入札の定例化等に伴う入札日から発行日までの期間短縮(15年1月債から実施) 15.1 新しい振替決済制度の導入 15.1 ストリップ債の導入 15.2 ストリップ債の導入 15.3 買入消却の入札開始 15.3 個人向け国債の導入
52	52.4 金融機関の取得した国債の流動化開始		
53	53.6 中期国債(3年)の公募入札開始		
54	54.6 中期国債(2年)の公募入札開始 55.1 中期国債ファンド発売		
55	55.6 中期国債(4年)の公募入札開始		
56	56.9 6年債の直接発行		
57	58.2 変動利付債(15年)の直接発行		
58	58.4 金融機関による国債の募集の取扱い開始 58.9 20年債の直接発行		
59	59.6 金融機関による国債のディーリング開始		
60	60.6 国債整理基金特別会計法の改正 ① 短期国債、借換債前倒し発行 ② 電電株式等の同基金への帰属 60.10 国債先物取引開始 61.2 短期国債の公募入札開始		
61	61.10 20年債のシ団引受開始		
62	62.9 20年債の公募入札開始 62.11 10年債の引受額入札方式導入		
63	63.4 郵便局における国債の募集の取扱い開始		
元	元.4 シ団10年債の部分的入札制導入		
2	2.10 シ団10年債の入札割合を40%から60%に拡大		
3	3.4 10年債入札結果の即日発表		
4	4.4 外国法人が保有するTB・FBの償還差益非課税措置		
5	6.1 マル優枠の拡大(350万円) 6.2 6年債の公募入札開始		
8	8.4 20年債の四半期毎入札の導入		
10	10.4 中期国債の非競争入札開始 11.1 繰上償還条項の撤廃 11.3 入札日程及び発行額の事前公表	16	16.4 外国法人がグローバル・カストディアン経由で保有するTB・FBの償還差益に対する源泉徴収免除 16.5 シ団の競争入札比率の引上げ(80%から85%に、16年5月債から実施) 16.5 シ団引受手数料の引下げ(39銭から23銭に、16年5月債から実施) 16.7 「債務管理レポート2004」の発行 16.7 国債管理体制の強化 〔国債担当審議官・市場分析官の新設 国債企画課・国債業務課の二課体制化 民間人の登用等国債市場特別参加者制度の導入〕 16.10 国債市場特別参加者制度の導入 〔国債市場特別参加者の指定 国債市場特別参加者会合の開催開始 第II非価格競争入札開始〕 16.11 国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催開始 16.12 新型個人向け国債(固定利付型)の商品性の概要公表 16.12 金利スワップ取引の基本的考え方等の公表 17.1 国債に係る海外説明会(IR)(第1回)の実施(於 ロンドン、ニューヨーク)
11	11.4 TB1年物の公募入札開始、外国法人が保有するTB・FBの償還差益の源泉徴収免除 11.9 30年債公募入札開始、非居住者等の利子課税免除 12.2 5年利付債導入		
12	12.4 入札結果発表時間の繰上げ(14:30から14:00に変更) 12.6 15年変動利付債の公募入札開始 12.9 国債市場懇談会の開催開始		
17	17.4 第I非価格競争入札開始 17.4 シ団の競争入札比率の引上げ(85%から90%に、17年4月債から実施) 17.4 物価連動国債に係る譲渡制限の緩和(外国法人等を譲渡対象に追加) 17.4 海外投資家が日本国債を非課税で保有する際に必要となる諸手続・諸書類等を簡素化 17.5 国債に係る海外説明会(IR)(第2回)の実施(於 香港、シンガポール) 17.6 金利スワップ取引実施基本要領の公表 17.7 入札に関するルール等の見直し 〔国債及びFBの競争入札における応札制限の導入 2年債・TB・FBの応募価格の単位の変更 15年変動利付債の入札方式変更(価格コンベンショナル方式)〕 18.1 新型個人向け国債(固定利付型)の導入 18.1 金利スワップ取引に関する契約の締結 18.1 買入消却の対象の拡大(対象銘柄を全銘柄に拡大) 18.1 国債に係る海外説明会(IR)(第3回)の実施(於 アムステルダム、パリ、ロンドン、フランクフルト) 18.3 シ団の廃止		
18	18.4 流動性供給入札の導入 18.6 国債に係る海外説明会(IR)(第4回)の実施		

## 5. 国債発行額(市中消化分)の推移

	30年 固定利付 国債	20年 固定利付 国債	15年 変動利付 国債	10年 固定利付 国債	10年 物価連動 国債	6年 固定利付 国債	5年 固定利付 国債	5年 割引国債	4年 固定利付 国債	3年 割引国債	2年 固定利付 国債	TB	流動性 供給 入札	第II 非価格 競争入札	合計	平均 償還年限
元年度	-	9,021	-	73,136	-	-	-	3,000	-	-	13,945	52,936	-	-	152,039	6年
シェア	-	5.9	-	48.1	-	-	-	2.0	-	-	9.2	34.8	-	-	100.0	5ヵ月
2年度	-	10,243	-	85,511	-	-	-	2,000	-	-	15,391	83,861	-	-	197,007	5年
シェア	-	5.2	-	43.4	-	-	-	1.0	-	-	7.8	42.6	-	-	100.0	9ヵ月
3年度	-	9,354	-	89,989	-	-	-	2,000	-	-	12,964	89,644	-	-	203,951	5年
シェア	-	4.6	-	44.1	-	-	-	1.0	-	-	6.4	44.0	-	-	100.0	8ヵ月
4年度	-	9,991	-	97,000	-	-	-	2,000	-	-	15,066	95,059	-	-	219,115	5年
シェア	-	4.6	-	44.3	-	-	-	0.9	-	-	6.9	43.4	-	-	100.0	8ヵ月
5年度	-	13,000	-	111,686	-	2,000	-	2,000	25,962	-	14,705	100,162	-	-	269,515	5年
シェア	-	4.8	-	41.4	-	0.7	-	0.7	9.6	-	5.5	37.2	-	-	100.0	10ヵ月
6年度	-	14,553	-	122,000	-	15,000	-	2,000	34,837	-	16,000	109,604	-	-	313,994	5年
シェア	-	4.6	-	38.9	-	4.8	-	0.6	11.1	-	5.1	34.9	-	-	100.0	10ヵ月
7年度	-	15,083	-	130,000	-	37,000	-	2,000	36,417	-	21,561	120,638	-	-	362,699	5年
シェア	-	4.2	-	35.8	-	10.2	-	0.6	10.0	-	5.9	33.3	-	-	100.0	8ヵ月
8年度	-	20,000	-	128,000	-	26,627	-	2,000	18,004	-	10,802	125,001	-	-	330,434	6年
シェア	-	6.1	-	38.7	-	8.1	-	0.6	5.4	-	3.3	37.8	-	-	100.0	0ヵ月
9年度	-	16,900	-	132,310	-	28,000	-	2,000	27,100	-	13,200	128,026	-	-	347,536	5年
シェア	-	4.9	-	38.1	-	8.1	-	0.6	7.8	-	3.8	36.8	-	-	100.0	10ヵ月
10年度	-	24,000	-	181,000	-	52,000	-	2,000	51,000	-	26,900	170,076	-	-	506,976	5年
シェア	-	4.7	-	35.7	-	10.3	-	0.4	10.1	-	5.3	33.5	-	-	100.0	10ヵ月
11年度	4,931	24,000	-	151,130	-	51,000	26,001	2,000	51,000	-	88,973	269,794	-	-	668,828	4年
シェア	0.7	3.6	-	22.6	-	7.6	3.9	0.3	7.6	-	13.3	40.3	-	-	100.0	9ヵ月
12年度	6,903	24,000	27,980	163,000	-	25,094	94,030	1,200	27,808	-	131,939	295,660	-	-	800,546	5年
シェア	0.9	3.0	3.5	20.4	-	3.1	11.7	0.1	3.5	0.4	16.5	36.9	-	-	100.0	0ヵ月
13年度	5,950	32,000	36,037	204,000	-	-	196,234	-	-	5,935	168,000	275,943	-	-	924,097	5年
シェア	0.6	3.5	3.9	22.1	-	-	21.2	-	-	0.6	18.2	29.9	-	-	100.0	4ヵ月
14年度	8,963	42,500	56,000	215,487	-	-	227,501	-	-	3,966	207,852	309,958	-	-	1,072,228	5年
シェア	0.8	4.0	5.2	20.1	-	-	21.2	-	-	0.4	19.4	28.9	-	-	100.0	6ヵ月
15年度	15,824	53,500	55,000	220,487	989	-	216,000	-	-	-	182,706	341,933	-	-	1,086,439	5年
シェア	1.5	4.9	5.1	20.3	0.1	-	19.9	-	-	-	16.8	31.5	-	-	100.0	10ヵ月
16年度	19,774	62,000	58,190	218,079	7,953	-	213,964	-	-	-	180,002	333,928	-	-	1,093,890	6年
シェア	1.8	5.7	5.3	19.9	0.7	-	19.6	-	-	-	16.5	30.5	-	-	100.0	1ヵ月
17年度	20,000	90,000	94,000	228,000	20,000	-	240,000	-	-	-	204,000	298,595	-	13,000	1,207,595	6年
シェア	1.7	7.5	7.8	18.9	1.7	-	19.9	-	-	-	16.9	24.7	-	1.1	100.0	10ヵ月
18年度	20,000	103,000	91,000	240,000	20,000	-	252,000	-	-	-	216,000	287,197	6,000	26,580	1,261,777	7年
シェア	1.6	8.2	7.2	19.0	1.6	-	20.0	-	-	-	17.1	22.8	0.5	2.1	100.0	0ヵ月

1. 各単位未満については四捨五入をしてあるので合計等において合致しない場合があります。
2. 16年度までは実績、17年度は補正予算ベース、17年度は当初予算ベース。

## 6. 普通国債償還年次表＜平成18年度当初予算ベース＞

(単位：億円)

年 度	償還予定額	年 度	償還予定額
平成 19 年度	1,138,416	平成 34 年度	32,797
◇ 20 ◇	669,160	◇ 35 ◇	46,277
◇ 21 ◇	438,553	◇ 36 ◇	62,055
◇ 22 ◇	431,661	◇ 37 ◇	64,196
◇ 23 ◇	461,680	◇ 38 ◇	85,880
◇ 24 ◇	220,632	◇ 39 ◇	—
◇ 25 ◇	251,405	◇ 40 ◇	—
◇ 26 ◇	307,928	◇ 41 ◇	4,963
◇ 27 ◇	341,841	◇ 42 ◇	6,977
◇ 28 ◇	315,745	◇ 43 ◇	2,967
◇ 29 ◇	76,701	◇ 44 ◇	8,968
◇ 30 ◇	85,189	◇ 45 ◇	12,934
◇ 31 ◇	87,906	◇ 46 ◇	16,209
◇ 32 ◇	117,745	◇ 47 ◇	13,788
◇ 33 ◇	97,816	◇ 48 ◇	17,600
		合 計	5,417,988

(注) 単位未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないことがある。

## 7. 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高の推移

(単位:億円)

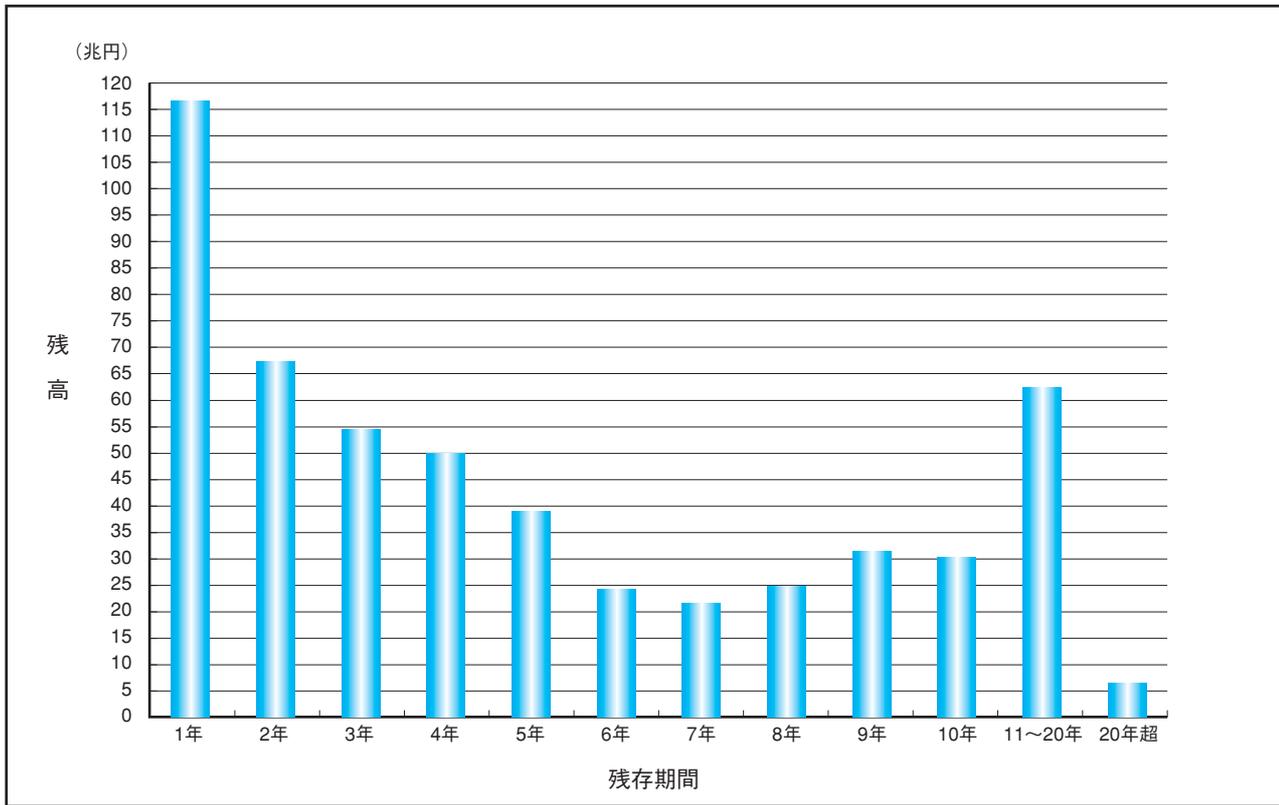
区分	9年度末	10年度末	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年 12月末
内国債	2,739,070	3,107,402	3,431,336	3,806,546	4,481,625	5,042,536	5,564,163	6,263,633	6,637,743
普通国債	2,579,875	2,952,491	3,316,687	3,675,547	3,924,341	4,210,991	4,569,736	4,990,137	5,259,234
長期国債 (10年以上)	2,150,092	2,427,433	2,476,056	2,570,113	2,667,238	2,797,930	2,938,322	3,172,441	3,356,709
中期国債 (2年から6年)	295,521	348,847	505,075	771,715	931,438	1,069,384	1,225,000	1,351,456	1,395,114
短期国債 (1年以下)	134,262	176,211	335,557	333,719	325,665	343,678	406,413	466,240	507,411
財政融資資金 特別会計国債					437,605	755,644	918,490	1,215,532	1,332,389
長期国債 (10年以上)					168,180	294,310	403,290	567,969	644,666
中期国債 (2年から5年)					269,425	461,334	515,200	647,563	687,724
交付国債	7,171	6,542	5,535	4,518	3,455	2,384	2,717	3,375	2,962
出資国債等	21,989	29,694	28,453	25,545	22,673	21,424	21,692	21,102	20,228
預金保険機構特例 業務基金等国債	100,000	58,008	22,099	45,834	39,452				
日本国有鉄道清算事業 団債券等承継国債	30,035	60,667	58,562	55,103	54,100	52,092	51,529	33,488	22,930
借入金	835,641	970,353	1,056,432	1,100,929	1,095,463	1,070,205	606,057	591,122	593,494
長期(1年超)			735,681	699,020	649,047	583,147	103,643	70,721	61,405
短期(1年以下)			320,752	401,908	446,416	487,058	502,413	520,401	532,089
政府短期証券	372,660	297,790	441,930	476,388	496,034	574,864	861,259	960,762	900,593
合計	3,947,370	4,375,545	4,929,698	5,383,863	6,073,122	6,687,605	7,031,478	7,815,517	8,131,830

(単位:億円)

区分	9年度末	10年度末	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年 12月末
政府保証債務			520,869	577,565	586,539	585,856	582,940	581,271	556,669

(注) 単位未満四捨五入のため合計において合致しない場合がある。

## 8. 普通国債残高の残存期間別内訳 (平成17年12月末現在)



(単位:億円)

残存期間	普通国債残高 (平成17年12月末)	シェア
1年以下	1,164,706	22.1%
1年超~2年以下	671,309	12.8%
2年超~3年以下	543,017	10.3%
3年超~4年以下	496,655	9.4%
4年超~5年以下	387,274	7.4%
5年超~6年以下	239,023	4.5%
6年超~7年以下	214,459	4.1%
7年超~8年以下	244,835	4.7%
8年超~9年以下	312,515	5.9%
9年超~10年以下	301,016	5.7%
10年超~20年以下	621,923	11.8%
20年超	62,503	1.2%
合計	5,259,234	100.0%

平均残存期間 5年3ヶ月

(注) 単位未満四捨五入のため、合計において合致しない場合がある。

## 9. 政府短期証券の入札結果 (平成16年4月～平成18年3月発行分)

(単位:億円)

回号	入札日	発行日	償還日	募入決定額	応募額	募入平均利回り
274	H16.4.2	H16.4.7	H16.7.5	55,487.1	6,419,449.8	0.0073%
275	H16.4.7	H16.4.12	H16.7.12	55,488.8	1,085,320.0	0.0150%
276	H16.4.12	H16.4.15	H16.6.2	9,999.1	3,401,938.8	0.0067%
277	H16.4.14	H16.4.19	H16.7.20	55,481.0	8,559,343.2	0.0145%
278	H16.4.21	H16.4.26	H16.7.26	55,488.2	1,112,645.0	0.0115%
279	H16.4.27	H16.5.6	H16.8.2	56,478.8	4,651,362.9	0.0102%
280	H16.5.7	H16.5.12	H16.8.9	56,478.8	9,408,247.6	0.0093%
281	H16.5.12	H16.5.17	H16.8.16	56,388.5	16,714,597.5	0.0083%
282	H16.5.19	H16.5.24	H16.8.23	56,487.5	14,242,027.5	0.0063%
283	H16.5.26	H16.5.31	H16.8.30	56,415.1	14,442,237.5	0.0047%
284	H16.6.2	H16.6.7	H16.9.6	56,460.5	10,349,248.6	0.0055%
285	H16.6.9	H16.6.14	H16.9.13	56,488.8	4,820,497.0	0.0079%
286	H16.6.10	H16.6.15	H16.8.4	9,995.9	7,116,047.7	0.0064%
287	H16.6.16	H16.6.21	H16.9.21	57,411.8	8,383,056.6	0.0125%
288	H16.6.21	H16.6.24	H16.9.2	9,998.7	6,205,843.7	0.0113%
289	H16.6.23	H16.6.28	H16.9.27	51,357.0	7,051,344.6	0.0150%
290	H16.6.30	H16.7.5	H16.10.4	56,995.7	8,765,998.5	0.0130%
291	H16.7.7	H16.7.12	H16.10.12	54,484.9	13,169,157.4	0.0102%
292	H16.7.14	H16.7.20	H16.10.18	54,485.3	9,905,497.6	0.0052%
293	H16.7.21	H16.7.26	H16.10.25	54,474.2	11,870,227.6	0.0051%
294	H16.7.28	H16.8.2	H16.11.1	54,478.0	10,519,672.5	0.0071%
295	H16.8.4	H16.8.9	H16.11.8	54,473.5	15,303,747.4	0.0091%
296	H16.8.11	H16.8.16	H16.11.15	54,148.4	14,256,731.4	0.0059%
297	H16.8.18	H16.8.23	H16.11.22	54,143.7	6,409,194.9	0.0079%
298	H16.8.25	H16.8.30	H16.11.29	54,287.4	4,263,249.9	0.0099%
299	H16.9.1	H16.9.6	H16.12.6	54,336.4	4,202,044.9	0.0095%
300	H16.9.8	H16.9.13	H16.12.13	54,427.9	4,664,299.8	0.0095%
301	H16.9.15	H16.9.21	H16.12.20	52,095.4	10,764,182.5	0.0084%
302	H16.9.21	H16.9.27	H16.12.27	49,139.2	7,557,247.7	0.0079%
303	H16.9.29	H16.10.4	H17.1.11	50,403.3	10,513,077.6	0.0076%
304	H16.10.6	H16.10.12	H17.1.17	50,454.6	5,911,453.7	0.0052%
305	H16.10.13	H16.10.18	H17.1.24	50,359.1	11,072,477.5	0.0029%
306	H16.10.20	H16.10.25	H17.1.31	50,227.6	7,371,949.7	0.0036%
307	H16.10.27	H16.11.1	H17.2.7	50,378.5	14,843,347.5	0.0018%
308	H16.11.2	H16.11.8	H17.2.14	50,215.5	6,992,349.6	0.0018%
309	H16.11.10	H16.11.15	H17.2.21	50,202.1	15,706,545.2	0.0014%
310	H16.11.17	H16.11.22	H17.2.28	50,402.9	20,565,737.9	0.0011%
311	H16.11.24	H16.11.29	H17.3.7	50,257.0	23,838,292.8	0.0007%
312	H16.12.1	H16.12.6	H17.3.14	49,998.3	9,150,572.7	0.0018%
313	H16.12.8	H16.12.13	H17.3.22	50,028.1	7,707,353.6	0.0018%
314	H16.12.15	H16.12.20	H17.3.28	50,079.2	22,954,914.8	0.0000%
315	H16.12.21	H16.12.27	H17.4.7	47,037.6	8,054,198.7	0.0032%
316	H17.1.5	H17.1.11	H17.4.11	50,012.4	12,034,132.4	0.0016%
317	H17.1.12	H17.1.17	H17.4.18	50,068.5	27,404,943.6	0.0011%
318	H17.1.19	H17.1.24	H17.4.25	50,308.8	28,436,124.3	0.0007%
319	H17.1.26	H17.1.31	H17.4.27	50,398.1	27,417,619.4	0.0012%
320	H17.2.2	H17.2.7	H17.5.6	50,276.7	28,237,518.4	0.0016%
321	H17.2.8	H17.2.14	H17.5.16	50,422.8	25,719,794.5	0.0011%
322	H17.2.16	H17.2.21	H17.5.23	47,252.5	26,482,994.5	0.0011%
323	H17.2.23	H17.2.28	H17.5.30	47,438.4	16,345,767.3	0.0019%
324	H17.3.2	H17.3.7	H17.6.6	47,457.1	20,300,130.9	0.0035%
325	H17.3.9	H17.3.14	H17.6.13	47,479.2	6,379,574.9	0.0039%
326	H17.3.16	H17.3.22	H17.6.20	47,182.1	13,599,612.5	0.0060%
327	H17.3.23	H17.3.28	H17.6.27	44,427.4	6,301,573.9	0.0079%

回号	入札日	発行日	償還日	募入決定額	応募額	募入平均利回り
328	H17.4.1	H17.4.7	H17.7.4	47,088.0	16,338,004.2	0.0032%
329	H17.4.6	H17.4.11	H17.7.11	46,991.8	27,472,495.6	0.0007%
330	H17.4.12	H17.4.15	H17.6.2	49,982.6	24,981,068.6	0.0014%
331	H17.4.13	H17.4.18	H17.7.19	46,849.1	28,758,832.5	0.0000%
332	H17.4.20	H17.4.25	H17.7.25	43,729.1	25,391,583.5	0.0000%
333	H17.4.22	H17.4.27	H17.8.1	44,251.7	26,381,396.5	0.0007%
334	H17.4.27	H17.5.6	H17.8.8	44,256.5	26,675,377.5	0.0007%
335	H17.5.11	H17.5.16	H17.8.15	43,551.4	27,974,855.5	0.0000%
336	H17.5.18	H17.5.23	H17.8.22	44,106.2	24,381,787.7	0.0003%
337	H17.5.25	H17.5.30	H17.8.29	43,535.8	28,677,445.4	0.0000%
338	H17.6.1	H17.6.6	H17.9.5	44,038.9	27,787,805.5	0.0000%
339	H17.6.8	H17.6.13	H17.9.12	47,099.1	26,868,820.5	0.0000%
340	H17.6.15	H17.6.20	H17.9.20	47,368.9	24,697,109.9	0.0000%
341	H17.6.17	H17.6.22	H17.9.2	29,999.0	24,655,219.8	0.0000%
342	H17.6.22	H17.6.27	H17.9.26	46,828.8	22,783,782.1	0.0000%
343	H17.6.29	H17.7.4	H17.10.3	47,022.9	22,884,361.7	0.0007%
344	H17.7.6	H17.7.11	H17.10.11	43,999.1	832,388.0	0.0000%
345	H17.7.13	H17.7.19	H17.10.17	43,849.1	780,772.0	0.0000%
346	H17.7.20	H17.7.25	H17.10.24	43,699.3	704,642.0	0.0000%
347	H17.7.27	H17.8.1	H17.10.31	41,248.8	660,628.0	0.0000%
348	H17.8.3	H17.8.8	H17.11.7	41,259.1	689,198.0	0.0000%
349	H17.8.10	H17.8.15	H17.11.14	40,989.1	411,975.0	0.0015%
350	H17.8.17	H17.8.22	H17.11.21	41,138.8	475,687.0	0.0015%
351	H17.8.24	H17.8.29	H17.11.28	41,039.4	667,421.0	0.0007%
352	H17.8.31	H17.9.5	H17.12.5	38,009.2	600,925.0	0.0000%
353	H17.9.7	H17.9.12	H17.12.12	38,018.8	668,664.0	0.0000%
354	H17.9.14	H17.9.20	H17.12.19	38,368.5	644,442.0	0.0000%
355	H17.9.20	H17.9.26	H17.12.26	38,279.6	360,264.0	0.0000%
356	H17.9.28	H17.10.3	H18.1.11	38,278.9	210,116.0	0.0010%
357	H17.10.5	H17.10.11	H18.1.16	37,929.4	381,012.0	0.0003%
358	H17.10.12	H17.10.17	H18.1.23	38,209.5	422,372.0	0.0000%
359	H17.10.19	H17.10.24	H18.1.30	37,699.0	283,622.0	0.0003%
360	H17.10.26	H17.10.31	H18.2.6	37,769.1	299,251.0	0.0000%
361	H17.11.1	H17.11.7	H18.2.13	38,258.8	331,981.0	0.0000%
362	H17.11.9	H17.11.14	H18.2.20	37,999.1	354,212.0	0.0000%
363	H17.11.16	H17.11.21	H18.2.27	37,638.6	356,089.0	0.0000%
364	H17.11.22	H17.11.28	H18.3.6	38,129.0	452,196.0	0.0000%
365	H17.11.30	H17.12.5	H18.3.13	38,118.9	586,637.0	0.0000%
366	H17.12.7	H17.12.12	H18.3.20	37,868.6	579,728.0	0.0000%
367	H17.12.14	H17.12.19	H18.3.27	40,878.9	624,438.0	0.0000%
368	H17.12.20	H17.12.26	H18.4.7	40,870.0	146,728.0	0.0031%
369	H18.1.5	H18.1.11	H18.4.12	40,689.5	189,315.0	0.0027%
370	H18.1.11	H18.1.16	H18.4.17	40,888.9	152,205.0	0.0047%
371	H18.1.18	H18.1.23	H18.4.24	40,829.0	173,476.0	0.0047%
372	H18.1.25	H18.1.30	H18.5.1	40,659.5	177,009.0	0.0039%
373	H18.2.1	H18.2.6	H18.5.15	40,519.9	178,901.0	0.0073%
374	H18.2.8	H18.2.13	H18.5.17	40,759.4	180,125.0	0.0069%
375	H18.2.15	H18.2.20	H18.5.22	43,499.6	124,692.0	0.0242%
376	H18.2.22	H18.2.27	H18.5.29	43,569.6	116,741.0	0.0353%
377	H18.3.1	H18.3.6	H18.6.5	43,799.5	113,860.0	0.0714%
378	H18.3.8	H18.3.13	H18.6.12	43,849.9	149,939.0	0.0865%
379	H18.3.15	H18.3.20	H18.6.19	43,639.6	137,249.0	0.0690%
380	H18.3.22	H18.3.27	H18.6.26	43,699.8	131,121.0	0.0694%

# 10. 国債の年限別入札結果

## 10-1. 割引短期国債 (TB) (平成15年1月～平成18年3月発行分)

回号	種類	入札日	発行日	償還日	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最高利回 (%)	第I非価格 競争(億円)
320	6ヶ月	H15.1.7	H15.1.10	H15.7.10	21,000	1,010,040.0	20,998.6	99.998	0.0040	0.0040	—
321	1年	H15.1.14	H15.1.20	H16.1.20	15,000	112,940.0	14,998.8	99.992	0.0075	0.0079	—
322	6ヶ月	H15.2.4	H15.2.10	H15.8.11	21,000	9,608,319.5	20,993.3	99.999	0.0019	0.0019	—
323	1年	H15.2.17	H15.2.20	H16.2.20	15,000	1,053,710.0	14,999.0	99.996	0.0038	0.0039	—
324	6ヶ月	H15.3.4	H15.3.10	H15.9.10	23,000	1,156,399.9	22,999.2	99.998	0.0039	0.0039	—
325	1年	H15.3.17	H15.3.20	H16.3.22	17,000	52,545.0	16,999.2	99.990	0.0092	0.0098	—
326	6ヶ月	H15.4.7	H15.4.10	H15.10.10	23,000	125,843.0	22,999.3	99.992	0.0140	0.0158	—
327	1年	H15.4.15	H15.4.21	H16.4.20	17,000	1,062,454.9	16,999.0	99.989	0.0101	0.0109	—
328	6ヶ月	H15.5.6	H15.5.12	H15.11.10	23,000	3,087,359.9	22,998.7	99.995	0.0097	0.0099	—
329	1年	H15.5.15	H15.5.20	H16.5.20	17,000	1,920,419.9	16,998.6	99.991	0.0086	0.0089	—
330	6ヶ月	H15.6.5	H15.6.10	H15.12.10	23,000	1,803,009.9	22,999.3	99.996	0.0079	0.0079	—
331	1年	H15.6.17	H15.6.20	H16.6.21	17,000	306,185.0	16,999.0	99.990	0.0095	0.0099	—
332	6ヶ月	H15.7.7	H15.7.10	H16.1.13	23,000	45,625.0	22,999.6	99.991	0.0161	0.0194	—
333	1年	H15.7.15	H15.7.22	H16.7.20	17,000	37,810.0	16,999.6	99.975	0.0241	0.0260	—
334	6ヶ月	H15.8.5	H15.8.11	H16.2.10	23,000	552,050.0	22,999.3	99.996	0.0077	0.0079	—
335	1年	H15.8.15	H15.8.20	H16.8.20	17,000	32,650.0	16,999.6	99.982	0.0172	0.0208	—
336	6ヶ月	H15.9.5	H15.9.10	H16.3.10	23,000	68,435.0	22,999.2	99.985	0.0299	0.0319	—
337	1年	H15.9.16	H15.9.22	H16.9.21	17,000	34,645.0	16,999.9	99.955	0.0448	0.0508	—
338	6ヶ月	H15.10.7	H15.10.10	H16.4.12	23,000	69,330.0	22,999.7	99.983	0.0319	0.0333	—
339	1年	H15.10.14	H15.10.20	H16.10.20	17,000	51,570.0	16,999.4	99.959	0.0401	0.0417	—
340	6ヶ月	H15.11.4	H15.11.10	H16.5.13	23,000	136,340.0	22,999.2	99.990	0.0192	0.0196	—
341	1年	H15.11.17	H15.11.20	H16.11.22	17,000	52,320.0	16,999.5	99.982	0.0175	0.0178	—
342	6ヶ月	H15.12.5	H15.12.10	H16.6.10	23,000	1,219,799.9	22,998.3	99.995	0.0083	0.0099	—
343	1年	H15.12.16	H15.12.22	H16.12.20	17,000	66,060.0	16,998.7	99.986	0.0140	0.0140	—
344	6ヶ月	H16.1.6	H16.1.13	H16.7.12	23,000	4,033,999.9	22,998.9	99.997	0.0050	0.0060	—
345	1年	H16.1.15	H16.1.20	H17.1.20	17,000	60,900.0	16,998.9	99.980	0.0193	0.0198	—
346	6ヶ月	H16.2.5	H16.2.10	H16.8.10	23,000	2,260,512.8	22,997.9	99.997	0.0057	0.0059	—
347	1年	H16.2.17	H16.2.20	H17.2.21	17,000	76,100.0	16,998.9	99.987	0.0124	0.0128	—
348	6ヶ月	H16.3.5	H16.3.10	H16.9.10	23,000	2,535,450.0	22,999.0	99.992	0.0149	0.0157	—
349	1年	H16.3.16	H16.3.22	H17.3.22	17,000	1,059,909.9	16,999.7	99.976	0.0230	0.0239	—
350	6ヶ月	H16.4.6	H16.4.12	H16.10.12	23,000	2,479,399.9	22,998.6	99.992	0.0152	0.0158	—
351	1年	H16.4.15	H16.4.20	H17.4.20	17,000	67,870.0	16,999.4	99.977	0.0226	0.0229	—
352	6ヶ月	H16.5.10	H16.5.13	H16.11.10	23,000	1,064,035.0	22,999.4	99.994	0.0116	0.0120	—
353	1年	H16.5.17	H16.5.20	H17.5.20	17,000	144,480.0	16,999.1	99.983	0.0168	0.0169	—
354	6ヶ月	H16.6.7	H16.6.10	H16.12.10	23,000	1,105,130.0	22,999.5	99.994	0.0117	0.0119	—
355	1年	H16.6.15	H16.6.21	H17.6.20	17,000	54,035.0	16,999.5	99.968	0.0319	0.0330	—
356	6ヶ月	H16.7.6	H16.7.12	H17.1.12	23,000	5,720,131.4	22,999.7	99.992	0.0157	0.0157	—
357	1年	H16.7.13	H16.7.20	H17.7.20	17,000	99,530.0	16,999.3	99.974	0.0252	0.0259	—
358	6ヶ月	H16.8.5	H16.8.10	H17.2.10	23,000	3,237,458.8	22,998.2	99.994	0.0114	0.0118	—
359	1年	H16.8.17	H16.8.20	H17.8.22	17,000	76,600.0	16,998.5	99.977	0.0224	0.0228	—
360	6ヶ月	H16.9.7	H16.9.10	H17.3.10	23,000	4,175,369.8	22,999.5	99.995	0.0100	0.0100	—
361	1年	H16.9.14	H16.9.21	H17.9.20	17,000	74,760.0	16,999.3	99.979	0.0207	0.0210	—
362	6ヶ月	H16.10.5	H16.10.12	H17.4.11	23,000	7,452,767.7	22,999.3	99.996	0.0080	0.0080	—
363	1年	H16.10.15	H16.10.20	H17.10.20	17,000	85,900.0	16,998.9	99.989	0.0101	0.0109	—
364	6ヶ月	H16.11.5	H16.11.10	H17.5.13	23,000	10,925,106.5	22,990.9	99.998	0.0027	0.0039	—
365	1年	H16.11.16	H16.11.22	H17.11.21	17,000	2,290,549.8	16,998.8	99.995	0.0049	0.0050	—
366	6ヶ月	H16.12.7	H16.12.10	H17.6.10	22,000	7,642,497.7	21,996.9	99.998	0.0021	0.0039	—
367	1年	H16.12.14	H16.12.20	H17.12.20	16,000	427,423.0	15,998.9	99.997	0.0020	0.0029	—
368	6ヶ月	H17.1.6	H17.1.12	H17.7.11	22,000	13,111,126.8	21,992.8	99.999	0.0020	0.0020	—
369	1年	H17.1.17	H17.1.20	H18.1.20	16,000	5,617,670.8	15,996.5	99.998	0.0017	0.0019	—
370	6ヶ月	H17.2.7	H17.2.10	H17.8.10	22,000	15,489,496.2	21,996.9	99.999	0.0020	0.0020	—
371	1年	H17.2.15	H17.2.21	H18.2.20	16,000	5,928,148.8	15,999.1	99.998	0.0019	0.0020	—
372	6ヶ月	H17.3.7	H17.3.10	H17.9.12	22,000	7,456,849.6	21,996.0	99.998	0.0033	0.0039	—
373	1年	H17.3.15	H17.3.22	H18.3.20	16,000	2,604,709.9	15,998.4	99.992	0.0076	0.0080	—
374	6ヶ月	H17.4.5	H17.4.11	H17.10.11	20,000	17,757,641.0	18,379.5	99.999	0.0019	0.0019	1,620.0
375	1年	H17.4.15	H17.4.20	H18.4.20	15,000	5,072,083.7	13,862.0	99.998	0.0019	0.0019	1,253.0
376	6ヶ月	H17.5.10	H17.5.13	H17.11.10	20,000	14,373,364.1	18,342.5	99.999	0.0020	0.0020	1,645.0
377	1年	H17.5.17	H17.5.20	H18.5.22	15,000	1,406,956.0	13,949.2	99.998	0.0019	0.0039	1,050.0
378	6ヶ月	H17.6.7	H17.6.10	H17.12.12	20,000	19,794,085.9	18,305.8	100.000	0.0000	0.0019	1,678.0
379	1年	H17.6.14	H17.6.20	H18.6.20	15,000	5,494,387.6	13,841.5	99.998	0.0019	0.0019	1,158.0
380	6ヶ月	H17.7.5	H17.7.11	H18.1.12	20,000	365,406.0	18,339.9	99.996	0.0007	0.0009	1,659.0
381	1年	H17.7.14	H17.7.20	H18.7.20	15,000	154,914.0	13,855.4	99.997	0.0029	0.0029	1,144.0
382	6ヶ月	H17.8.5	H17.8.10	H18.2.10	20,000	235,924.0	18,316.2	99.996	0.0007	0.0009	1,683.0
383	1年	H17.8.16	H17.8.22	H18.8.21	15,000	63,684.0	13,972.4	99.988	0.0120	0.0130	1,027.1
384	6ヶ月	H17.9.6	H17.9.12	H18.3.10	20,000	326,549.0	18,484.9	99.997	0.0006	0.0010	1,514.0
385	1年	H17.9.13	H17.9.20	H18.9.20	15,000	72,684.0	13,911.4	99.988	0.0119	0.0129	1,088.0
386	6ヶ月	H17.10.4	H17.10.11	H18.4.10	20,000	96,110.0	18,286.1	99.996	0.0072	0.0080	1,713.0
387	1年	H17.10.17	H17.10.20	H18.10.20	15,000	69,151.0	13,803.6	99.952	0.0478	0.0548	1,196.0
388	6ヶ月	H17.11.7	H17.11.10	H18.5.15	20,000	85,490.0	18,294.7	99.9836	0.0320	0.0390	1,705.0
389	1年	H17.11.15	H17.11.21	H18.11.20	15,000	67,703.0	13,775.7	99.890	0.1101	0.1151	1,224.0
390	6ヶ月	H17.12.6	H17.12.12	H18.6.12	20,000	112,667.0	18,268.5	99.9937	0.0125	0.0139	1,731.0
391	1年	H17.12.15	H17.12.20	H18.12.20	15,000	76,479.0	13,821.6	99.936	0.0638	0.0688	1,178.1
392	6ヶ月	H18.1.6	H18.1.12	H18.7.10	20,000	77,836.0	18,342.5	99.9852	0.0300	0.0344	1,657.0
393	1年	H18.1.17	H18.1.20	H19.1.22	15,000	63,018.0	14,059.5	99.900	0.0992	0.1042	940.0
394	6ヶ月	H18.2.7	H18.2.10	H18.8.10	20,000	110,138.0	18,297.5	99.9856	0.0288	0.0290	1,702.0
395	1年	H18.2.14	H18.2.20	H19.2.20	15,000	53,796.0	13,842.6	99.839	0.1608	0.1698	1,157.0
396	6ヶ月	H18.3.7	H18.3.10	H18.9.11	20,000	52,393.0	18,388.6	99.9383	0.1211	0.1394	1,611.0
397	1年	H18.3.14	H18.3.20	H19.3.20	14,000	49,866.0	13,086.9	99.707	0.2930	0.3141	913.0

## 10-2. 2年固定利付国債(平成15年1月～平成18年3月発行分)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
204	H14.12.26	H15.1.20	H17.1.20	0.1	16,000	85,934	15,853	100.10	0.049	0.049	—	—
205	H15.1.30	H15.2.20	H17.2.20	0.1	16,000	204,069	15,876	100.12	0.039	0.039	—	—
206	H15.2.27	H15.3.20	H17.3.20	0.1	18,000	58,332	17,898	100.10	0.049	0.049	—	—
207	H15.3.25	H15.4.21	H17.4.20	0.1	18,000	87,765	17,912	100.08	0.059	0.059	—	—
208	H15.4.24	H15.5.20	H17.5.20	0.1	18,000	683,771	17,889	100.09	0.054	0.054	—	—
209	H15.5.29	H15.6.20	H17.6.20	0.1	18,000	2,051,691	17,888	100.12	0.039	0.039	—	—
210	H15.6.26	H15.7.22	H17.7.20	0.1	18,000	491,611	17,900	100.08	0.059	0.059	—	—
211	H15.7.31	H15.8.20	H17.8.20	0.1	18,000	474,878	17,896	100.05	0.074	0.074	—	—
212	H15.8.28	H15.9.22	H17.9.20	0.2	18,000	164,092	17,903	100.03	0.184	0.189	—	—
213	H15.9.25	H15.10.20	H17.10.20	0.1	17,000	45,250	16,890	99.92	0.140	0.150	—	—
214	H15.10.30	H15.11.20	H17.11.20	0.1	17,000	55,862	16,874	99.92	0.140	0.140	—	—
215	H15.11.27	H15.12.22	H17.12.20	0.1	17,000	44,862	16,875	99.88	0.160	0.165	—	—
216	H15.12.25	H16.1.20	H18.1.20	0.1	17,000	218,640	16,853	99.93	0.135	0.140	—	—
217	H16.1.29	H16.2.20	H18.2.20	0.1	17,000	1,850,546	16,854	100.06	0.069	0.074	—	—
218	H16.2.26	H16.3.22	H18.3.20	0.1	17,000	1,067,961	16,872	100.07	0.064	0.064	—	—
219	H16.3.25	H16.4.20	H18.4.20	0.1	17,000	1,974,321	16,879	99.98	0.110	0.110	—	—
220	H16.4.28	H16.5.20	H18.5.20	0.1	17,000	1,213,147	16,840	99.94	0.130	0.130	—	—
221	H16.5.27	H16.6.21	H18.6.20	0.1	17,000	2,690,447	16,829	99.93	0.135	0.135	—	—
222	H16.6.29	H16.7.20	H18.7.20	0.2	17,000	266,240	16,845	100.03	0.184	0.194	—	—
223	H16.7.29	H16.8.20	H18.8.20	0.2	17,000	101,017	16,842	99.98	0.210	0.215	—	—
224	H16.8.26	H16.9.21	H18.9.20	0.2	17,000	96,063	16,855	100.06	0.169	0.169	—	—
225	H16.9.28	H16.10.20	H18.10.20	0.1	17,000	694,780	16,847	99.94	0.130	0.130	—	—
226	H16.10.28	H16.11.22	H18.11.20	0.1	17,000	1,619,094	16,846	99.97	0.115	0.115	—	62
227	H16.11.25	H16.12.20	H18.12.20	0.1	17,000	209,695	16,876	100.03	0.084	0.089	—	0
228	H16.12.22	H17.1.20	H19.1.20	0.1	17,000	1,352,890	16,853	100.01	0.094	0.094	—	0
229	H17.1.27	H17.2.21	H19.2.20	0.1	17,000	1,134,327	16,846	100.01	0.094	0.094	—	511
230	H17.2.24	H17.3.22	H19.3.20	0.1	17,000	123,486	16,846	99.99	0.105	0.110	—	0
231	H17.3.24	H17.4.20	H19.4.20	0.1	17,000	1,268,240	16,855	99.96	0.120	0.120	—	125
232	H17.4.26	H17.5.20	H19.5.20	0.1	17,000	2,073,049	15,341	100.05	0.074	0.079	1,482	0
233	H17.5.26	H17.6.20	H19.6.20	0.1	17,000	1,279,531	15,581	100.05	0.074	0.079	1,278	3
234	H17.6.28	H17.7.20	H19.7.20	0.1	17,000	4,154,012	15,472	100.06	0.069	0.069	1,397	0
235	H17.7.28	H17.8.22	H19.8.20	0.1	17,000	56,498	15,852	99.971	0.114	0.117	1,024	1,041
236	H17.8.30	H17.9.20	H19.9.20	0.2	17,000	70,965	15,566	100.081	0.159	0.162	1,290	1,479
237	H17.9.27	H17.10.17	H19.10.15	0.2	17,000	60,854	15,526	100.026	0.186	0.187	1,351	0
238	H17.10.27	H17.11.15	H19.11.15	0.3	17,000	71,394	15,398	100.046	0.276	0.279	1,463	814
239	H17.11.29	H17.12.15	H19.12.15	0.2	17,000	53,268	15,542	99.913	0.243	0.245	1,305	0
240	H17.12.21	H18.1.16	H20.1.15	0.3	17,000	44,693	15,469	100.043	0.278	0.279	1,392	0
241	H18.1.31	H18.2.15	H20.2.15	0.3	17,000	49,397	15,438	99.968	0.316	0.317	1,411	1,507
242	H18.2.28	H18.3.15	H20.3.15	0.5	17,000	54,509	15,360	99.993	0.503	0.507	1,484	1,528

## 10-3. 5年固定利付国債(平成15年1月～平成18年3月発行分)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
24	H15.1.16	H15.1.30	H19.12.20	0.3	18,000	41,164	17,792	100.15	0.268	0.270	—	—
24	H15.2.13	H15.2.25	H19.12.20	0.3	18,000	54,185	17,833	100.06	0.287	0.289	—	—
25	H15.3.11	H15.3.25	H20.3.20	0.3	19,000	60,940	18,807	100.23	0.253	0.255	—	—
25	H15.4.10	H15.4.25	H20.3.20	0.3	19,000	76,214	18,858	100.22	0.254	0.256	—	—
26	H15.5.15	H15.5.30	H20.3.20	0.2	19,000	88,922	18,810	100.04	0.191	0.193	—	—
27	H15.6.10	H15.6.25	H20.6.20	0.2	19,000	64,640	18,817	100.23	0.153	0.155	—	—
28	H15.7.8	H15.7.22	H20.6.20	0.5	19,000	46,669	18,847	100.05	0.489	0.497	—	—
29	H15.8.12	H15.8.25	H20.6.20	0.3	19,000	50,099	18,837	99.97	0.306	0.310	—	—
30	H15.9.9	H15.9.25	H20.9.20	0.8	19,000	35,220	18,855	99.84	0.833	0.841	—	—
31	H15.10.9	H15.10.27	H20.9.20	0.6	19,000	59,068	18,819	100.19	0.560	0.564	—	—
32	H15.11.11	H15.11.25	H20.9.20	0.7	19,000	47,742	18,830	100.07	0.685	0.689	—	—
33	H15.12.9	H15.12.25	H20.12.20	0.6	19,000	51,167	18,865	99.89	0.622	0.624	—	—
33	H16.1.15	H16.1.30	H20.12.20	0.6	19,000	51,174	18,826	100.29	0.539	0.541	—	—
34	H16.2.10	H16.2.25	H20.12.20	0.5	19,000	49,673	18,829	100.11	0.476	0.478	—	—
35	H16.3.9	H16.3.25	H21.3.20	0.6	19,000	49,188	18,847	100.06	0.587	0.589	—	—
36	H16.4.13	H16.4.26	H21.3.20	0.7	20,000	65,012	19,815	100.01	0.697	0.700	—	—
35	H16.5.18	H16.5.31	H21.3.20	0.6	20,000	48,572	19,841	99.96	0.608	0.612	—	—
37	H16.6.8	H16.6.25	H21.6.20	0.8	20,000	70,213	19,804	99.91	0.818	0.820	—	—
38	H16.7.15	H16.7.30	H21.6.20	0.9	20,000	57,737	19,790	100.27	0.842	0.844	—	—
37	H16.8.12	H16.8.25	H21.6.20	0.8	20,000	58,300	19,829	100.12	0.774	0.776	—	—
39	H16.9.7	H16.9.27	H21.9.20	0.8	20,000	57,370	19,808	100.28	0.741	0.743	—	—
40	H16.10.14	H16.10.29	H21.9.20	0.6	20,000	98,785	19,796	99.85	0.631	0.635	—	1,766
41	H16.11.9	H16.11.22	H21.9.20	0.7	20,000	83,025	19,820	100.20	0.657	0.657	—	1,829
42	H16.12.9	H16.12.27	H21.12.20	0.6	20,000	73,575	19,777	100.19	0.560	0.562	—	510
43	H17.1.13	H17.1.31	H21.12.20	0.5	20,000	90,486	19,770	99.73	0.556	0.558	—	905
42	H17.2.9	H17.2.25	H21.12.20	0.6	20,000	74,800	19,815	100.17	0.563	0.565	—	443
44	H17.3.10	H17.3.25	H22.3.20	0.7	20,000	79,989	19,779	100.05	0.689	0.691	—	1,755
45	H17.4.12	H17.4.25	H22.3.20	0.6	20,000	86,256	17,995	100.29	0.539	0.541	1,725	1,912
46	H17.5.17	H17.5.30	H22.3.20	0.5	20,000	71,669	18,081	99.97	0.506	0.508	1,673	1,807
47	H17.6.9	H17.6.27	H22.6.20	0.5	20,000	75,019	18,258	100.25	0.448	0.450	1,520	1,338
47	H17.7.12	H17.7.25	H22.6.20	0.5	20,000	70,186	18,161	100.20	0.458	0.460	1,649	0
48	H17.8.11	H17.8.25	H22.6.20	0.7	20,000	60,552	18,269	100.13	0.672	0.674	1,537	47
49	H17.9.13	H17.9.30	H22.9.20	0.6	20,000	55,879	18,189	99.86	0.629	0.629	1,605	1,397
50	H17.10.13	H17.10.25	H22.9.20	0.8	20,000	50,593	18,106	99.90	0.821	0.823	1,696	1,629
51	H17.11.8	H17.11.21	H22.9.20	1.0	20,000	49,952	18,114	100.30	0.935	0.937	1,701	1,952
52	H17.12.8	H17.12.20	H22.12.20	0.8	20,000	44,648	18,201	99.74	0.854	0.862	1,611	1,300
52	H18.1.17	H18.1.30	H22.12.20	0.8	20,000	57,353	18,219	99.92	0.817	0.819	1,590	1,932
53	H18.2.14	H18.2.27	H22.12.20	1.0	20,000	58,906	18,154	99.95	1.010	1.013	1,646	0
54	H18.03.10	H18.03.27	H23.03.20	1.1	20,000	43,378	18,005	100.18	1.061	1.066	1,798	0

## 10-4. 10年固定利付国債(平成15年1月～平成18年3月発行分)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最高利回 (%)
245	H15.1.9	H15.1.30	H24.12.20	0.9	18,000	247,146	13,287	100.47	0.849	0.851
246	H15.2.4	H15.2.20	H24.12.20	0.8	18,000	30,138	13,290	99.92	0.808	0.843
247	H15.3.4	H15.3.20	H25.3.20	0.8	18,000	44,381	13,290	100.39	0.758	0.762
248	H15.4.3	H15.4.21	H25.3.20	0.7	19,000	46,945	14,018	100.67	0.628	0.630
249	H15.5.8	H15.5.26	H25.3.20	0.6	19,000	51,651	14,957	100.49	0.548	0.552
250	H15.6.3	H15.6.20	H25.6.20	0.5	19,000	47,217	14,957	100.28	0.470	0.473
251	H15.7.3	H15.7.22	H25.6.20	0.9	19,000	25,149	14,947	99.40	0.965	1.065
252	H15.8.5	H15.8.20	H25.6.20	1.0	19,000	39,731	14,958	100.15	0.983	0.994
253	H15.9.2	H15.9.22	H25.9.20	1.6	19,000	46,340	14,958	100.71	1.518	1.530
254	H15.10.2	H15.10.20	H25.9.20	1.4	19,000	35,082	14,956	99.71	1.433	1.451
255	H15.11.6	H15.11.20	H25.9.20	1.5	19,000	229,932	14,957	99.90	1.511	1.528
256	H15.12.2	H15.12.22	H25.12.20	1.4	19,000	36,822	14,956	100.17	1.380	1.388
256	H16.1.8	H16.1.26	H25.12.20	1.4	19,000	37,786	14,956	100.70	1.320	1.326
257	H16.2.3	H16.2.20	H25.12.20	1.3	19,000	39,366	14,960	100.32	1.263	1.266
258	H16.3.2	H16.3.22	H26.3.20	1.3	19,000	29,751	14,954	99.92	1.309	1.356
259	H16.4.6	H16.4.20	H26.3.20	1.5	19,000	41,236	14,958	100.31	1.464	1.471
259	H16.5.11	H16.5.25	H26.3.20	1.5	19,000	37,164	15,887	100.00	1.500	1.505
260	H16.6.1	H16.6.21	H26.6.20	1.6	19,000	943,226	15,877	100.76	1.512	1.513
261	H16.7.6	H16.7.26	H26.6.20	1.8	19,000	47,636	15,886	100.44	1.748	1.752
262	H16.8.3	H16.8.20	H26.6.20	1.9	19,000	138,899	15,885	100.42	1.850	1.852
263	H16.9.2	H16.9.21	H26.9.20	1.6	19,000	1,044,474	15,885	100.76	1.512	1.513
264	H16.10.5	H16.10.20	H26.9.20	1.5	19,000	1,028,357	15,884	99.76	1.527	1.528
264	H16.11.2	H16.11.22	H26.9.20	1.5	19,000	1,037,646	15,885	99.74	1.529	1.534
265	H16.12.2	H16.12.20	H26.12.20	1.5	19,000	1,033,920	15,882	100.48	1.445	1.448
266	H17.1.6	H17.1.25	H26.12.20	1.4	19,000	75,340	15,875	100.30	1.365	1.371
267	H17.2.3	H17.2.21	H26.12.20	1.3	19,000	1,032,682	15,884	100.39	1.256	1.260
268	H17.3.3	H17.3.22	H27.3.20	1.5	19,000	41,648	15,872	99.96	1.504	1.511
269	H17.4.5	H17.4.20	H27.3.20	1.3	19,000	51,900	16,993	99.55	1.351	1.352
269	H17.5.10	H17.5.25	H27.3.20	1.3	19,000	42,323	17,013	100.14	1.284	1.286
270	H17.6.2	H17.6.20	H27.6.20	1.3	19,000	60,475	17,007	100.74	1.216	1.218
271	H17.7.5	H17.7.20	H27.6.20	1.2	19,000	42,140	17,015	99.90	1.211	1.213
272	H17.8.2	H17.8.22	H27.6.20	1.3	19,000	48,173	17,013	99.57	1.348	1.349
272	H17.9.1	H17.9.20	H27.9.20	1.4	19,000	48,911	17,008	100.66	1.325	1.326
273	H17.10.4	H17.10.20	H27.9.20	1.5	19,000	38,366	17,008	100.21	1.475	1.479
273	H17.11.1	H17.11.21	H27.9.20	1.5	19,000	40,592	17,019	99.60	1.546	1.548
274	H17.12.1	H17.12.20	H27.12.20	1.5	19,000	40,225	17,014	100.38	1.456	1.458
275	H18.1.11	H18.1.25	H27.12.20	1.4	19,000	55,675	17,056	99.82	1.420	1.421
276	H18.2.2	H18.2.20	H27.12.20	1.6	19,000	39,025	17,049	100.66	1.523	1.525
277	H18.3.2	H18.3.20	H28.3.20	1.6	19,000	41,268	17,056	99.81	1.622	1.626

## 10-5. 10年物価連動国債(平成16年3月～平成18年3月発行分)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
1	H16.3.4	H16.3.10	H26.3.10	1.2	1,000	4,844	998	99.11	1.295	—
2	H16.6.3	H16.6.10	H26.6.10	1.1	3,000	22,513	2,995	100.00	1.100	—
3	H16.12.7	H16.12.10	H26.12.10	0.5	5,000	17,910	4,997	99.22	0.580	7
4	H17.6.7	H17.6.10	H27.6.10	0.5	5,000	12,562	4,996	99.22	0.580	286
5	H17.9.6	H17.9.12	H27.9.10	0.8	5,000	17,030	4,996	99.43	0.860	439
6	H17.12.6	H17.12.12	H27.12.10	0.8	5,000	16,168	4,996	99.09	0.895	88
7	H18.3.7	H18.3.10	H28.3.10	0.8	5,000	18,445	4,997	100.00	0.800	0

## 10-6. 15年変動利付国債(平成15年1月～平成18年3月発行分)

回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	初回基準金利 (%)	スプレッド (%)	平均価格 (円)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
20	H15.1.23	H15.1.30	H30.1.20	9,000	36,046	8,989	0.89	-0.75	—	—	—
21	H15.3.19	H15.3.25	H30.3.20	10,000	33,505	9,985	0.80	-0.70	—	—	—
22	H15.5.22	H15.5.30	H30.5.20	10,000	30,113	9,990	0.59	-0.55	—	—	—
23	H15.7.15	H15.7.22	H30.7.20	10,000	28,004	9,991	1.01	-0.61	—	—	—
24	H15.9.11	H15.9.22	H30.9.20	10,000	31,453	9,990	1.57	-0.57	—	—	—
25	H15.11.18	H15.11.25	H30.11.20	10,000	31,833	9,988	1.55	-0.69	—	—	—
26	H16.1.20	H16.1.26	H31.1.20	10,000	33,771	9,991	1.37	-0.75	—	—	—
27	H16.3.11	H16.3.22	H31.3.20	10,000	46,897	9,992	1.35	-0.83	—	—	—
28	H16.5.20	H16.5.25	H31.5.20	11,000	43,469	10,990	1.53	-0.95	—	—	—
29	H16.7.20	H16.7.26	H31.7.20	11,000	44,928	10,992	1.78	-0.97	—	—	—
30	H16.9.14	H16.9.21	H31.9.20	11,000	49,764	10,990	1.54	-0.98	—	—	—
31	H16.11.11	H16.11.22	H31.11.20	13,000	60,936	12,991	1.55	-1.01	—	—	26
32	H17.1.18	H17.1.25	H32.1.20	13,000	126,176	12,992	1.39	-1.01	—	—	1,053
33	H17.3.15	H17.3.25	H32.3.20	13,000	70,115	12,987	1.53	-1.00	—	—	948
34	H17.5.19	H17.5.25	H32.5.20	15,000	76,226	14,989	1.31	-1.01	—	—	8
35	H17.7.21	H17.7.29	H32.7.20	15,000	42,149	13,795	1.24	-0.95	100.11	1,188	0
36	H17.9.15	H17.9.26	H32.9.20	15,000	52,708	14,033	1.35	-0.95	100.18	954	0
37	H17.11.17	H17.11.25	H32.11.20	15,000	41,203	13,825	1.57	-0.75	99.96	1,170	0
38	H18.1.24	H18.1.30	H33.1.20	15,000	34,604	13,794	1.44	-0.65	99.59	1,199	703
39	H18.3.14	H18.3.20	H33.3.20	13,000	33,675	11,895	1.65	-0.45	99.95	1,100	604

## 10-7. 20年固定利付国債(平成15年1月～平成18年3月発行分)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
60	H15.2.20	H15.2.25	H34.12.20	1.4	7,000	14,621	6,994	99.16	1.454	1.471	—	—
61	H15.4.17	H15.4.25	H35.3.20	1.0	8,000	19,818	7,989	99.40	1.036	1.042	—	—
62	H15.6.17	H15.6.20	H35.6.20	0.8	8,000	15,583	7,988	100.20	0.788	0.791	—	—
63	H15.8.19	H15.8.25	H35.6.20	1.8	8,000	12,951	7,993	99.99	1.800	1.813	—	—
64	H15.10.21	H15.10.27	H35.9.20	1.9	5,000	8,324	4,999	99.98	1.901	1.920	—	—
64	H15.11.20	H15.11.26	H35.9.20	1.9	5,000	11,604	4,993	100.90	1.838	1.844	—	—
65	H15.12.18	H15.12.25	H35.12.20	1.9	5,000	11,626	4,992	100.55	1.862	1.869	—	—
65	H16.1.22	H16.1.30	H35.12.20	1.9	5,000	15,216	4,989	100.39	1.873	1.879	—	—
66	H16.2.17	H16.2.25	H35.12.20	1.8	5,000	11,945	4,990	99.62	1.826	1.830	—	—
67	H16.3.18	H16.3.25	H36.3.20	1.9	5,000	13,259	4,993	99.55	1.931	1.938	—	—
68	H16.4.22	H16.4.30	H36.3.20	2.2	6,000	15,936	5,990	100.99	2.129	2.135	—	—
69	H16.5.25	H16.5.31	H36.3.20	2.1	6,000	19,077	5,989	99.65	2.125	2.128	—	—
70	H16.6.17	H16.6.25	H36.6.20	2.4	6,000	16,076	5,991	100.11	2.391	2.396	—	—
70	H16.7.22	H16.7.30	H36.6.20	2.4	6,000	19,866	5,989	100.13	2.390	2.396	—	—
71	H16.8.24	H16.8.30	H36.6.20	2.2	6,000	19,888	5,989	99.49	2.237	2.240	—	—
72	H16.9.16	H16.9.27	H36.9.20	2.1	6,000	25,514	5,994	100.18	2.087	2.092	—	—
72	H16.10.26	H16.10.29	H36.9.20	2.1	6,000	23,056	5,988	100.47	2.066	2.068	—	524
72	H16.11.16	H16.11.22	H36.9.20	2.1	6,000	23,645	5,992	99.72	2.120	2.121	—	526
73	H16.12.14	H16.12.20	H36.12.20	2.0	6,000	22,082	5,990	100.27	1.981	1.986	—	0
73	H17.1.20	H17.1.31	H36.12.20	2.0	6,000	26,890	6,007	100.17	1.988	1.989	—	0
74	H17.2.22	H17.2.28	H36.12.20	2.1	6,000	24,431	5,993	100.52	2.063	2.067	—	0
75	H17.3.17	H17.3.25	H37.3.20	2.1	6,000	24,931	5,992	100.52	2.063	2.064	—	559
76	H17.4.21	H17.4.28	H37.3.20	1.9	7,000	28,100	6,456	99.97	1.902	1.903	537	0
77	H17.5.24	H17.5.30	H37.3.20	2.0	7,000	29,319	6,468	100.97	1.932	1.940	527	65
78	H17.6.16	H17.6.27	H37.6.20	1.9	7,000	24,430	6,482	99.44	1.938	1.945	509	0
79	H17.7.26	H17.7.29	H37.6.20	2.0	7,000	18,048	6,489	100.56	1.960	1.965	507	0
80	H17.8.23	H17.8.30	H37.6.20	2.1	7,000	21,143	6,469	99.73	2.119	2.121	521	642
81	H17.9.22	H17.9.30	H37.9.20	2.0	7,000	15,396	6,507	99.94	2.004	2.017	489	0
82	H17.10.25	H17.10.31	H37.9.20	2.1	7,000	15,929	6,400	100.32	2.077	2.082	588	0
82	H17.11.22	H17.11.30	H37.9.20	2.1	7,000	14,242	6,533	100.71	2.049	2.053	458	572
83	H17.12.13	H17.12.20	H37.12.20	2.1	7,000	19,305	6,397	99.72	2.119	2.121	593	537
84	H18.1.26	H18.1.31	H37.12.20	2.0	7,000	19,949	6,432	100.05	1.996	2.000	558	0
84	H18.2.21	H18.2.27	H37.12.20	2.0	7,000	19,886	6,389	100.58	1.959	1.961	602	0
85	H18.3.16	H18.3.27	H38.3.20	2.1	7,000	17,476	6,410	100.35	2.075	2.100	583	0

## 10-8. 30年固定利付国債(平成15年1月～平成18年3月発行分)

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
9	H15.1.21	H15.1.30	H44.12.20	1.4	3,000	6,448	2,996	100.00	1.400	—
10	H15.5.20	H15.5.26	H45.3.20	1.1	4,000	10,926	3,998	99.37	1.125	—
11	H15.7.24	H15.7.30	H45.6.20	1.7	4,000	7,921	3,993	98.84	1.750	—
12	H15.11.13	H15.11.20	H45.9.20	2.1	4,000	10,422	4,007	99.34	2.130	—
13	H16.2.24	H16.2.27	H45.12.20	2.0	4,000	6,379	3,995	98.23	2.080	—
14	H16.4.15	H16.4.20	H46.3.20	2.4	5,000	10,140	4,998	98.32	2.480	—
15	H16.8.17	H16.8.20	H46.6.20	2.5	5,000	12,526	4,994	98.75	2.560	—
16	H16.10.19	H16.10.25	H46.9.20	2.5	5,000	19,638	4,993	100.00	2.500	63
17	H17.2.15	H17.2.21	H46.12.20	2.4	5,000	13,724	4,998	98.74	2.460	0
18	H17.4.14	H17.4.20	H47.3.20	2.3	5,000	21,048	4,997	99.04	2.345	197
19	H17.7.14	H17.7.20	H47.6.20	2.3	5,000	14,306	4,998	98.82	2.355	382
20	H17.10.18	H17.10.25	H47.9.20	2.5	5,000	13,037	4,997	99.68	2.515	58
21	H18.1.19	H18.1.25	H47.12.20	2.3	5,000	18,291	4,995	99.36	2.330	187

# 11. 個人向け国債の販売状況

	平成14年度	平成15年度					平成16年度				平成17年度				
	[変動10年] 第1回債	[変動10年] 第2回債	[変動10年] 第3回債	[変動10年] 第4回債	[変動10年] 第5回債	[変動10年] 第6回債	[変動10年] 第7回債	[変動10年] 第8回債	[変動10年] 第9回債	[変動10年] 第10回債	[変動10年] 第11回債	[変動10年] 第12回債	[変動10年] 第13回債	[固定5年] 第1回債	
募集期間 (営業日)	H15.2.3 ～2.21 (14営業日)	H15.3.12 ～3.26 (10営業日)	H15.6.12 ～6.27 (12営業日)	H15.9.10 ～9.29 (12営業日)	H15.12.10 ～12.25 (11営業日)	H16.3.10 ～3.30 (15営業日)	H16.6.9 ～6.29 (15営業日)	H16.9.9 ～9.28 (12営業日)	H16.12.9 ～12.24 (11営業日)	H17.3.10 ～3.29 (13営業日)	H17.6.9 ～6.28 (14営業日)	H17.9.8 ～9.27 (12営業日)	H17.12.9～12.29 (14営業日)		
発行日	H15. 3.10(月)	H15. 4.10(木)	H15. 7.10(木)	H15. 10.10(金)	H16. 1.13(火)	H16. 4.12(月)	H16. 7.12(月)	H16. 10.12(火)	H17. 1.11(火)	H17. 4.11(月)	H17. 7.11(月)	H17. 10.11(火)	H18.1.16(月)		
発行条件 [変動10年] 初回の利子の 適用利率 [固定5年] 利率	年0.09% (基準金利 0.89%)	年0.05% (基準金利 0.51%)	年0.05% (基準金利 0.51%)	年0.77% (基準金利 1.57%)	年0.62% (基準金利 1.42%)	年0.55% (基準金利 1.35%)	年0.74% (基準金利 1.54%)	年0.74% (基準金利 1.54%)	年0.67% (基準金利 1.47%)	年0.73% (基準金利 1.53%)	年0.45% (基準金利 1.25%)	年0.55% (基準金利 1.35%)	年0.68% (基準金利 1.48%)	年0.80% (基準金利 0.85%)	
民間金融機関 取扱機関	392機関	437機関	676機関	692機関	694機関	701機関	715機関	728機関	745機関	799機関	810機関	834機関	854機関		
販売実績	3,336億円	2,740億円	2,214億円	7,772億円	1兆2,956 億円	1兆2,941 億円	1兆5,736 億円	1兆6,169 億円	1兆5,211 億円	2兆1,384 億円	1兆3,939 億円	1兆1,146 億円	6,514億円	1兆788億円	
													1兆7,302億円		
郵便局 販売枠	500億円	750億円	1,500億円	1,666億円	1,000億円	1,250億円	2,000億円	2,500億円	2,500億円	2,000億円	2,500億円	2,500億円	1,500億円	500億円	
													2,000億円		
郵便局 販売実績	499億円	746億円	588億円	1,659億円	995億円	1,244億円	1,990億円	2,484億円	2,436億円	1,990億円	2,484億円	2,483億円	1,488億円	497億円	
													1,984億円		
販売総額	3,835億円	3,486億円	2,802億円	9,432億円	1兆3,951 億円	1兆4,185 億円	1兆7,726 億円	1兆8,652 億円	1兆7,647 億円	2兆3,374 億円	1兆6,423 億円	1兆3,629 億円	8,001億円	1兆1,285 億円	
													1兆9,286億円		

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
発行予定額当初				
民間金融機関	3,000億円	1兆2,000億円	1兆6,000億円	3兆6,000億円 [5兆1,000億円]
郵便局	500億円	3,000億円	5,000億円	8,000億円 [8,000億円]
合計	3,500億円	1兆5,000億円	2兆1,000億円	4兆4,000億円 [5兆9,000億円]
販売実績				
民間金融機関	3,336億円	2兆5,683億円	6兆0,056億円	6兆3,771億円
郵便局	499億円	3,988億円	8,154億円	8,941億円
合計	3,835億円	2兆9,671億円	6兆8,210億円	7兆2,712億円

(注1) 販売実績などの各計数は、億円未満を四捨五入しているため、合計において合致しない場合がある。

(注2) 平成17年度発行予定額欄の[ ]書きの計数は、平成17年度補正後の発行予定額である。

## 12. 国債の所有者別内訳

(単位:億円)

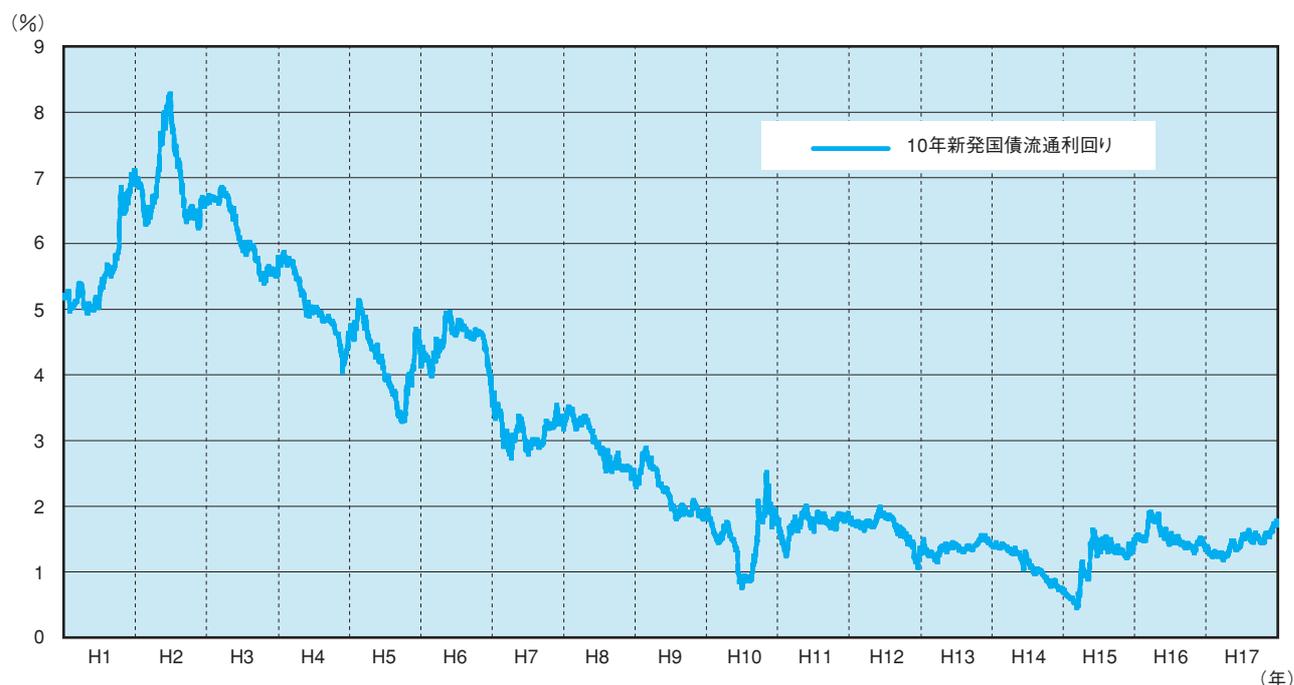
所有者	平成12年度末		平成13年度末		平成14年度末		平成15年度末		平成16年度末		平成17年12月末 (速報)	
		割合		割合								
政府等	1,446,894	35.4%	1,920,528	40.9%	2,241,437	41.6%	2,346,080	41.2%	2,697,175	42.0%	2,805,397	41.8%
うち財政融資資金 <sup>(注1)</sup>	772,659	18.9%	709,136	15.1%	657,276	12.2%	535,046	9.4%	487,909	7.6%	431,123	6.4%
郵便貯金	262,167	6.4%	541,241	11.5%	762,891	14.2%	875,855	15.4%	1,096,993	17.1%	1,207,178	18.0%
簡易生命保険	216,818	5.3%	240,594	5.1%	276,862	5.1%	282,890	5.0%	354,945	5.5%	566,287	8.4%
公的年金	102,500	2.5%	260,072	5.5%	316,926	5.9%	420,121	7.4%	541,690	8.4%	583,179	8.7%
日本銀行	476,271	11.6%	700,530	14.9%	809,345	15.0%	851,841	14.9%	920,879	14.3%	939,786	14.0%
市中金融機関	1,580,174	38.6%	1,539,265	32.8%	1,756,243	32.6%	1,951,088	34.2%	2,041,010	31.8%	2,141,311	31.9%
うち国内銀行	637,769	15.6%	542,752	11.6%	611,365	11.3%	743,974	13.1%	743,675	11.6%	780,198	11.6%
民間生命保険会社	216,818	5.3%	240,594	5.1%	276,862	5.1%	282,890	5.0%	354,945	5.5%	376,938	5.6%
民間損害保険会社	12,669	0.3%	17,048	0.4%	26,794	0.5%	32,170	0.6%	33,531	0.5%	41,364	0.6%
証券投資信託	119,960	2.9%	85,804	1.8%	89,383	1.7%	86,384	1.5%	74,033	1.2%	76,559	1.1%
海外	244,759	6.0%	166,825	3.6%	182,888	3.4%	201,596	3.5%	270,544	4.2%	312,697	4.7%
証券会社	71,556	1.7%	86,166	1.8%	116,337	2.2%	49,692	0.9%	120,370	1.9%	87,324	1.3%
家計	101,398	2.5%	123,808	2.6%	126,825	2.4%	145,368	2.6%	213,738	3.3%	260,345	3.9%
対家計民間非営利団体	36,555	0.9%	55,994	1.2%	51,200	1.0%	60,634	1.1%	75,558	1.2%	82,038	1.2%
非金融法人企業	12,164	0.3%	13,136	0.3%	13,275	0.2%	6,663	0.1%	11,348	0.2%	13,366	0.2%
合計	4,089,731	100.0%	4,692,056	100.0%	5,386,933	100.0%	5,699,346	100.0%	6,424,655	100.0%	6,718,823	100.0%

(注1) 平成12年度末までは資金運用部

(注2) 平成16年度末までの数値は、資金循環統計の平成18年3月24日遡及改定を踏まえたもの

(出所) 資金循環統計(日本銀行)

## 13. 長期金利の推移



(出所) 日本相互証券(株)

## 14. 非居住者等の非課税制度

振替国債の利子、TB・FB、ストリップス債に係る非課税制度

### 非課税要件等

対象となる国債	利付国債	TB・FB	ストリップス債 <sup>※1</sup>
非課税の対象	振替国債の利子について、その振替国債の所有期間に対応する金額 <sup>※2</sup>	TB・FBの償還差益	ストリップス債の保有又は譲渡による所得
対象者 <sup>※3</sup>	非居住者・外国法人	外国法人	
保有の方法	国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者に開設した振替口座により保有		

※1 分離元本振替国債及び分離利息振替国債をいいます。

※2 所有期間に対応する金額とは、以下のとおりです。

- ① 所有期間の初日が当該振替国債の利子計算期間の初日以前の場合  
当該利子計算期間に対応する利子の額
- ② 所有期間の初日が当該振替国債の利子計算期間の初日後の場合  
当該利子計算期間に対応する利子の額×所有期間日数／当該利子計算期間日数

※3 これらの者が下記の法人格を有しない外国投資信託の受託者である場合を含みます。

※4 非居住者（個人）はTB・FB及びストリップス債を保有できません。

法人格を有しない外国投資信託の受託者である非居住者又は外国法人は、その外国投資信託が次の要件を満たすもの（適格外国証券投資信託）である場合に限り、非課税措置が適用されます。

- ① 外国投資信託が（我が国の税法に規定する）証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当すること。
- ② 外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が、国外において、証券取引法第2条第3項に規定する勧誘のうち同項第1号に掲げる場合（多数（50名以上）の者を相手として取得の申込みの勧誘を行う場合（適格機関投資家のみを相手方とする場合を除く。））に該当するものに相当するものにより行われ、かつ、外国投資信託の目論見書その他これに類する書類に、これに該当するものに相当するものである旨の記載がなされていること。
- ③ 外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が、国内で行われていないこと。

## 手続

## ① 振替国債の利子

振替国債の利子について非課税の適用を受けるには、以下の書類を

- ・ 国内の国債振替決済制度参加者から口座の開設を受ける場合には、当該参加者及び日本銀行を経由して、
- ・ 適格外国仲介業者から口座の開設を受ける場合には、当該適格外国仲介業者、その上位機関である国内の国債振替決済制度参加者及び日本銀行を経由して、  
日本橋税務署長に提出する必要があります。

提出書類	提出時期	備考
非課税適用申告書	最初に非課税の適用を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出の際、本人確認書類<sup>(注)</sup>を提示する必要があります。</li> <li>・ TB・FB、ストリップス債に係る告知書を既に提出している場合は、非課税適用申告書の提出は不要です*。</li> </ul>
異動申告書	「非課税適用申告書」の提出後に氏名等又は住所の変更をした場合、その変更日以後最初に利子の支払いを受ける日の前日までに	
所有期間明細書	利子の支払いを受ける日の前日までに	非課税適用申告書を提出した国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者が代りに作成・提出することができます。

※ 外国法人がTB・FBやストリップス債に係る告知書を既に提出している場合において、当該告知書の提出の際に本人確認を行った国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者の上位機関である国内の国債振替決済制度参加者が、告知書提出者の名称その他の事項を記載した書類を日本橋税務署長に提出したときは、非課税適用申告書が提出されたものとみなされます。

## ② TB・FB、ストリップス債

TB・FB、ストリップス債について非課税の適用を受けるには、以下の書類を国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者を経由してその上位機関である国内の国債振替決済制度参加者に提出する必要があります。

提出書類	提出時期	備考
告知書	最初に振替記載等を受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出の際、本人確認書類<sup>(注)</sup>を提示する必要があります。</li> <li>・ 非課税適用申告書を既に提出している場合は、告知書の提出は不要です。</li> <li>・ 利付国債に係る異動申告書の提出により、変更に関する書類の提出は不要です。</li> </ul>
変更に関する書類	「告知書」の提出後に名称又は住所の変更をした場合、速やかに	

※ 今後新たに非課税適用申告書又は告知書を提出しようとする場合には、いずれの場合も次ページの非課税適用申告書と告知書の兼用様式を提出してください。

振替国債の利子課税の特例に関する非課税適用申告書 特定振替国債等の振替記載等・償還金等に関する告知書 振替国債の利子課税の特例に関する特例書類 Application Form for Withholding Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law (Article 5-2, paragraph 1) Notification Form for Book Entries or Receipt of Redemption Proceeds on a Specified Book-Entry JGB (Article 41-12, paragraph 12 or 18) Special Document for Withholding Tax Exemption based on the Enforcement Ordinance of the Special Taxation Measures Law (Article 3, paragraph 3)		外国投資家用
日本橋税務署長 宛 The District Director of Nihonbashi Tax Office		平成 年 月 日 Date:
〒〒〒 住所等 (国 ID) Address of the applicant (State)		
〒〒〒 氏名又は名称 Name of the applicant		
〒〒〒 適格外国証券投資信託の名称 (注 3) Name of the Qualified Foreign Securities Investment Trust (Note 3)		
本様式により、1. 下記の特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債の利子につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨を申し上げます。 2. 下記の特定振替機関等又は償還金受領しは利息の支払の取扱者に對し、租税特別措置法第41条の12第12項又は第18項の規定により上記のとおり告知します。 With this form: 1. We hereby file for tax exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 5-2, paragraph 1 and the related regulations thereunder, with regard to Japanese Government Bonds recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System through a Sub-custodian or Qualified Foreign Intermediary (QFI) stated as below. 2. We hereby notify as stated above, based on the Special Taxation Measures Law Article 41-12 paragraph 12 or 18, to the below stated Sub-custodian, QFI or Paying Agent of redemption proceeds or interest.		
特定振替機関等の営業所等若しくは適格外国仲介業者の特定外国 営業所等又は償還金受領しは利息の支払の取扱者の名称及び所在地 Name and Address of the Sub-custodian, specified foreign branch of the QFI or Paying Agent of Redemption Proceeds or Interest	適格外国仲介業者の特定外国営業所等 (の長) による署名 及び受領日付 Signature of the qualified person at the QFI's specified foreign branch and Date of receipt by it	
納税代理人の氏名及び住所 Name and Address of the applicant's tax agent (if any)		
備考 (注 3) Remarks (Note 3)	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">非</span>	特定外国営業所等が確認したID書類の 名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant
		特定振替機関等 の受領日付 Date of receipt by the Sub-custodian

(注 1) 提出をする者が非居住者である場合には、当該非居住者の（日本国外の）住所又は居所地、提出をする者が外国法人である場合には、当該外国法人の（日本国外の）本店又は主たる事務所の所在地、特定振替国債等の振替記載等又は償還金等に関する告知書として利用する場合には、租税特別措置法第41条の12第12項又は第18項の規定による告知をする日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。

(注 2) 提出をする者が適格外国証券投資信託（特定振替国債等の振替記載又は償還金等に関する告知書として利用する場合には外国投資信託とする。以下同じ。）の受託者である場合には、適格外国証券投資信託の名称を記載する。更に、「備考」欄に組成地及び募集が行われた国及び地域を記載する。

(注 3) 提出をする者が日本国内に居所又はPE（恒久的施設）を有する非居住者である場合には「住所等」欄に居所地又はPEの所在地を、「備考」欄に（日本国外の）住所又は居所地を記載する。提出をする者が日本国内にPE（恒久的施設）を有する外国法人である場合には「住所等」欄にはPEの所在地を、「備考」欄に（日本国外の）外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載する。特定振替国債等の振替記載等又は償還金等に関する告知書として利用する場合には、特定振替国債等の区分（短期国債、政府短期証券、分離元本振替国債又は分権利息振替国債）及びその記号を記載すること。本下欄等は、平成18年4月1日以前以下の上記改正する（表割は改正後）。

特定振替国債等の振替記載等又は償還金等に関する告知書として利用する場合には、次に掲げる特定振替国債等の区分に応じて、それぞれ次に定める事項を記載すること。

- イ 短期国債、政府短期証券又は分離元本振替国債 その名称及び記号
- ロ 分権利息振替国債、分権利息振替国債である旨及びその利息支払期日
- ハ 短期社債又は短期外債 その発行者の名称及び種類

(Note 1) In the case where an applicant is a nonresident individual, the domicile or residence (outside Japan) of the nonresident individual. In the case where an applicant is a foreign corporation, the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in. In the case where this form is used as Notification Form for book entries or receipt of redemption proceeds in case of buyback, the proceeds of buyback hereinafter the same definition on a specified book-entry JGB as stipulated in Article 41-12, paragraph 12 (hereinafter referred to as "specified book-entry JGB"), indicate the address or the residence or the location of the head or main office as of the submission date of the form in accordance with Article 41-12, paragraph 12 or 18.

(Note 2) In the case where the applicant is the trustee of a Qualified Foreign Securities Investment Trust (Foreign Investment Trust, instead, in the case where this form is used as Notification Form for book entries or receipt of redemption proceed on a specified book-entry JGB. The same shall apply hereinafter), the name of the Qualified Foreign Securities Investment Trust. In addition, information on the countries/territories where the Qualified Foreign Securities Investment Trust is established and publicly offered/marketed is to be filled in "Remarks".

(Note 3) In the case where an applicant is a nonresident individual which has higher residence or permanent establishment in Japan, the address of higher residence or permanent establishment is to be filled in "Address of the applicant", and the domicile or residence (outside Japan) of the nonresident individual is to be filled in "Remarks". In the case where an applicant is a foreign corporation which has a permanent establishment in Japan, the address of its permanent establishment is to be filled in "Address of the applicant", and the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in "Remarks". In the case where this form is used as Notification Form for book entries or receipt of redemption proceeds on a specified book-entry JGB, indicate information to specify according to the specified book-entry JGB classification as follows:

- A) Treasury Bills, Financing Bills, Principal portion of Separately Traded Registered Interest and Principal Security (STRIPS): The name and code of the JGB.
- B) For the interest portion of STRIPS: The items that specify to the effect that it is the coupon portion and the interest payment date.
- C) Short-term debenture and Short-term foreign bond: The name of the issuer and the type of bond.

## 外国金融機関等による債券現先取引に係る利子非課税制度

## 非課税要件等

非課税の対象	外国金融機関等 <sup>※1</sup> が、特定金融機関等 <sup>※2</sup> との間で行う国債等の債券の買戻又は売戻条件付売買取引（債券現先取引）に係る特定利子 <sup>※3</sup>
対象者	外国金融機関等

※1 外国金融機関等とは、以下に掲げる外国法人をいいます。

- (イ) 外国の法令に準拠して、当該国において銀行業、証券業又は保険業を営む外国法人（国内取引者の特定の関連会社である場合等を除きます。）\*
- (ロ) 外国中央銀行
- (ハ) 国際間の取極に基づき設立された国際機関

\* 特定利子の支払いを受ける外国金融機関等のうち上記（イ）の外国法人が、以下の①から③のいずれかの外国法人に該当する場合には、本非課税措置は適用されません（これらに該当するかどうかの判定は、当該外国金融機関等が非課税適用申告書の提出をしようとする日及び当該非課税適用申告書の提出後特定利子の支払いを受けるべき日の前日の属する事業年度の直前の事業年度終了時の現況により行われます。）。

- ① 特定利子を支払う特定金融機関等の国外支配株主等に該当する外国法人（租税条約締結国の法人を除きます。）
- ② 居住者・内国法人に係る特定外国子会社等に該当する外国法人
- ③ 本店所在地において債券現先取引に係る特定利子について外国の法令による法人税に相当する税が課されない外国法人（特定利子が本店所在地以外の国の営業所等において行う事業に帰せられるもので、当該国で課税される場合を除きます。）

※2 特定金融機関等とは、以下に掲げる国内金融機関をいいます。

- (イ) 租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関及び同条第2項に規定する証券業者等で金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第2条第2項に規定する金融機関等に該当する法人（国内に営業所等を有する法人に限ります。）
- (ロ) 日本銀行

※3 特定利子とは、債券現先取引により特定金融機関等から支払いを受ける貸付金の利子のことをいいます（その利子が租税特別措置法第7条の規定により所得税が非課税とされるものは除きます。）。

なお、この貸付金の利子が外国金融機関等の国内において行う事業に帰せられるものである場合には、この非課税措置の適用はありません。

債券現先取引についての要件などは、次のとおりです。

- [取引要件]
- ・ 債券の譲渡の日又は購入の日からその債券の買戻しの日又は売戻しの日までの期間が6月を超えないこと
  - ・ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第3条に規定する一括清算の約定をしていること
  - ・ 債券現先取引に係る債券の当該取引の約定をした日における価額が当該取引につき約定をした価格以上であること
- [対象債券]
- ・ 社債等の振替に関する法律第88条に規定する振替国債
  - ・ 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
  - ・ 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
  - ・ 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券
- [適用期間]
- 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間において開始した債券現先取引に係る特定利子

## 手続

非課税の適用を受けるには、以下の書類を特定利子の支払いをする特定金融機関等を経由してその特定利子の支払いの事務を行う当該特定金融機関等の納税地（所得税法第18条第2項の指定があった場合には、その指定された納税地）の所轄税務署長に提出する必要があります。

提出書類	提出時期	備 考
非課税適用申告書	最初に特定利子の支払いを受ける日の前日までに	提出の際、本人確認書類 <sup>(注)</sup> を提示する必要があります。
変更申告書	「非課税適用申告書」の提出後に名称又は本店等の所在地の変更をした場合、その変更日以後最初に特定利子の支払いを受ける日の前日までに	

(注) 本人確認書類

これらの非課税の適用を受ける際に必要となる手続きにおいて、本人確認書類は、次に掲げるいずれかの書類です。

非居住者（個人）

- ・ 外国人登録証明書、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書

外国法人

- ・ 登記事項証明書
- ・ 印鑑証明書

非居住者（個人）・外国法人共通

- ・ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書
- ・ 社会保険料の領収証書
- ・ 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの

※1 これらの書類は提示日前6月以内に作成・交付等されたものに限りします。

以下は、振替国債の利子、TB・FB、ストリップス債の非課税制度に関する注意事項です。

※2 適格外国証券投資信託（TB・FB及びストリップス債の場合は外国投資信託。以下同じ。）の受託者の場合には、これらの書類及びその受託をした適格外国証券投資信託の目論見書又はこれに類する書類となります。

※3 当該非居住者・外国法人の氏名等（適格外国証券投資信託の受託者の場合は、受託者の氏名等及び受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所等の記載のあるものに限りします。

※4 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者と振替記載等に関する委任契約を締結している場合は、その委任契約に係る委任状又は契約書で非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地若しくは居所地又は国外にある本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものの写しも本人確認書類とすることができます。

## 15. 起債根拠法等条文集

### 財政法

〔歳出の財源〕

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

### 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

〔特例公債の発行等〕

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

### 国債整理基金特別会計法

〔設置及び基金の費途〕

第一条 国債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

② 国債整理基金ハ国債ノ償還発行ニ関スル費途ニ使用スルモノトス

〔繰入れ及び元金償還に充てるべき繰入額〕

第二条 国債整理基金ニ充ツヘキ資金ハ毎年度一般会計又ハ特別会計ヨリ之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘシ

② 前項繰入額ノ中国債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ前年度首ニ於ケル国債総額ノ百分ノ一・六ニ相当スル金額トス

〔各年度における国債の整理又は償還のための借換国債〕

第五条 政府ハ各年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ借換国債（当該年度内ニ償還スベキモノヲ含ム）ヲ起スコトヲ得

〔翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債〕

第五条ノ二 政府ハ翌年度ニ於ケル国債ノ整理又ハ償還ノ為予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経タル額ヲ限度トシ借換国債ヲ起スコトヲ得

### 財政融資資金特別会計法

〔公債及び借入金〕

第十一条 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

### 国債ニ関スル法律

〔国債事務の取扱〕

第一条 国債ノ発行価格、利率、償還期限其ノ他起債ニ関シ必要ナル事項並ニ元金償還、利子仕払、証券及登録ニ関シ必要ナル事項ハ財務大臣之ヲ定ム

② 前項ノ国債ニ関スル事務ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

STATE GOVERNMENT